目次

第 1 部　競技の管理 1

1. 国際スポーツクライミング連盟 1

1.1 はじめに 1

1.2 事務的作業 1

1.3 競技会 2

1.4 IFSC 競技会役員 2

ジューリ・プレジデント 2
IFSC ジャッジ 2
チーフ・ルートセッター 2
IFSC デリゲイト 3

2. 加盟団体 4

2.1 はじめに 4

2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務 4

2.3 選手団派遣資格 4

2.4 選手団の参加登録 5

2.5 国際ライセンス 5

2.6 手数料 5

3. 総則 7

3.1 種目 7

3.2 安全性 7

責任 7
用具 7
医療担当者 8

3.3 競技エリア 8

概説 8
競技エリアへの立ち入り 9

3.4 衣類と用具 9

専用用具 9
選手団ユニフォーム 9
広告 10
規則への違反 10

3.5 壁のメンテナンス 10

3.6 順位と記録 11

4. 罰則規定 12

4.1 イントロダクション 12

4.2 選手 12

概説 12

イエローカードによる警告 12
失格 13
4.3 選手団役員 14
4.4 上記以外の者 14
5. アンチドーピング 15
5.1 採択 15
5.2 適用 15
5.3 IFSC 内部の管轄部門 15
5.4 違反と制裁 15
第２部　テクニカル・ルール 16
6. リード 16
6.1 概説 16
6.2 クライミング用構築物 16
ルート設定 16
6.3 安全性 16
確保支点 17
個人の用具 17
安全性の確認 17
確保 17
6.4 成績判定と計時 18
成績判定 18
計時 19
6.5 各ラウンドの定員 20
6.6 競技順 20
予選 20
準決勝と決勝 20
6.7 競技の進行 21
概説 21
アイソレーションに関する規定 21
クライミングに先立つ準備 21
クリーニング 21
予選 22
準決勝と決勝 22
6.8 オブザベーションに関する規定 22
概説 22
予選 22
準決勝及び決勝 23
6.9 クライミング中の規定 23
競技の開始 23
アテンプトの完了 23

6.10 各ラウンド後の順位 25
概説 25
予選の順位 26
6.11 テクニカル・インシデント 26
定義 26
テクニカル・インシデント後の処理 27
成績への影響 27
6.12 ビデオ記録の利用 28
6.13 抗議 28
安全性についての抗議 29
抗議の手順 29
抗議の結果 29
7. ボルダリング 31
7.1 概説 31
7.2 クライミング用構築物 31
クライミング用構築物 31
ボルダーの設定 31
7.3 安全性 32
選手個人の用具 32
安全性の確認‘ 32
7.4 採点と計時 33
採点 33
計時 33
7.5 各ラウンドの定員 33
7.6 競技順 34
予選 34
準決勝及び決勝 34
7.7 競技の進行 34
概説 34
アイソレーションに関する規定 34
クライミングに先立つ準備 35
クリーニング 35
予選と準決勝 35
決勝 36
7.8 オブザベーションに関する規定 36
予選と準決勝 36
決勝 37
7.9 クライミング中の規定 37
スタート 37
完登 37
7.10 各ラウンド後の順位付け 38
概説 38

予選（2 スターティング・グループ） 39
7.11 テクニカル・インシデント 39
テクニカル・インシデント後の処理 39
7.12 ビデオ記録の使用 40
7.13 抗議 40
安全性についての抗議 40
抗議の手順 41
抗議の結果 41
8.スピード 42
8.1 概説 42
8.2 クライミング用構築物 42
クライミング用構築物 42
クライミング・ルート 43
8.3 安全性 43
確保支点 43
個人の用具 43
安全確認 44
確保 44
8.4 計時 44
自動計時 44
8.5 各ラウンドの定員 45
8.6 競技順 45
予選 45
決勝 45
8.7 競技の進行 45
試登 45
予選（2 レーン） 45
決勝 46
8.8 試登 46
8.9 競技の進行 47
スタート 47
不正スタート 48
アテンプトの完了 48
8.10 各ラウンド後の順位 49
予選 49
決勝 49
8.11 テクニカル・インシデント 49
テクニカル・インシデント後の処理 50
8.12 ビデオ記録の使用 50
8.13 抗議 51
安全性についての抗議 51

抗議の手順 51

9.チーム・スピード 58

9.1 概説 58

9.2 クライミング用構築物 58

9.3 計時 58

9.4 競技の進行 58

試登 58
予選（4 レーン） 58
決勝 59

9.5 競技の進行 59

スタート 59
不正スタート 59
アテンプトの完了 60

9.6 各ラウンド後の順位 61

予選 61
決勝 61

10.スピード世界記録 62

10.1 概説 62

10.2 クライミング用構築物 62

10.3 オートビレイ 62

第 3 部　各大会についての規定 63

11.ワールドカップ・シリーズ 63

11.1 はじめに 63

11.2 参加資格 63

11.3 形式 63

11.4 選手の参加登録 63

11.5 テクニカル・ミーティング 64

11.6 競技順と成績の公表 64

競技順の公表 64
成績の発表 65

11.7 ワールドカップ・ランキング 66

個々の大会での順位 66
ワールドカップ・ランキング 66
チーム・ランキング 67
総合ランキング 67

11.8 メダルと賞金 67

11.9 式典 68

11.10 アンチドーピング検査 68

12.世界選手権 69
12.1 はじめに 69
12.2 参加資格 69
12.3 形式 69
12.4 選手の参加登録 69
12.5 テクニカル・ミーティング 70
12.6 競技順と成績の公表 70
競技順の公表 70
成績の発表 71
12.7 世界選手権の順位 71
競技の順位 71
総合順位 71
ナショナルチーム・ランキング 72
12.8 メダルと賞金 73
12.9 式典 73
12.10 アンチドーピング検査 73
13.世界ユース選手権 74
13.1 はじめに 74
13.2 参加資格 74
13.3 形式 74
13.4 選手の参加登録 74
13.5 テクニカル・ミーティング 75
13.6 競技順と成績の公表 76
競技順の公表 76
成績の発表 76
13.7 世界ユース選手権の順位 77
ナショナルチーム・ランキング 77
13.8 メダルと賞金 78
13.9 式典 78
13.10 アンチドーピング検査 78
14.ワールドパラクライミングカップシリーズ/パラクライミング世界選手権 79
14.1 はじめに 79
14.2 参加資格 79
14.3 形式 83
リード 83
ボルダー 84
スピード 86
14.4 選手団の参加登録 86

14.5 テクニカル・ミーティング 87
14.6 競技順と成績の公表 87
競技順の公表 87
成績の発表 88
14.7 メダルと賞金 88
14.8 式典 88
14.9 アンチドーピング検査 88
14.10 ランキング 89
個々の大会での順位 89
ワールドパラクライミングカップのランキング 89
個人総合ランキング 89
15. 複合競技およびオリンピック競技会 90
15.1 総則 90
15.2 予選ラウンドの形式 90
15.3 決勝ラウンドの形式 91
15.4 各競技における順位 92
15.5 総合順位 93
APPENDIX 95
16.スピード（クラシック・フォーマット） 95
16.1 概説 95
16.2 クライミング用構築物 95
クライミング用構築物 95
クライミング・ルート 95
16.3 安全性 96
確保支点 96
安全確認 96
確保 96
16.4 計時 97
電気的機械計時 97
手動計時 97
16.5 各ラウンドの定員 98
16.6 競技順 98
予選 98
決勝 98
16.7 競技の進行 98
試登 98
予選 99
決勝 99
16.8 試登 100

16.9　競技の進行 100
スタート 100
不正スタート 101
アテンプトの完了 101
16.10　各ラウンド後の順位 102
予選 102
決勝 102
16.11　テクニカル・インシデント 103
テクニカル・インシデント後の処理 103
16.12　ビデオ記録の使用 103
16.13　抗議 104
安全性についての抗議 104
抗議の手順 104
抗議の結果 105
資料 1　106
IFSC WORLDRANKING（WR）について 106
資料 2　108
「リード競技でのホールドの番号付けについて」 108

1. 国際スポーツクライミング連盟

1.1 はじめに

1.1.1 国際スポーツクライミング連盟（IFSC）はクライミングの競技分野を統括し、その発展に努める国際連盟（IF）である。

1.1.2 IFSC は競技クライミングに関する全てのことがらに対する、最高権限を有する。

1.1.3 IFSC は国際オリンピック委員会（IOC）の承認を受けており、IOC 承認国際競技団体連合（ARISF）、国際競技団体連合（GAISF）及び国際ワールドゲームズ協会（IWGA）に加盟している。

1.1.4 IFSC は 1.3 で規定する、全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。

i. 技術面その他において、この競技を統括する。

ii. 加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。

iii. これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、競技会に関する IFSC の規則に則ったものであると評価された場合、それを認可する。

全ての IFSC が公認する競技会は、競技会に関する IFSC の規定に厳密に従ってのみ組織、開催されねばならない。

1.1.5 IFSC の組織構成は、その「規則」と「内規」[1]に詳述する。

1.2 事務的作業

1.2.1 国際クライミング競技会の開催に関して、IFSC の担当事務は以下の通りである。

i. IFSC が公認する競技会開催申請の受領。

ii. 全ての問い合わせへの対応――般的な事柄と公認競技会に関することの双方。

iii. IFSC が公認する競技会についての全ての情報の発信。

iv. 特に、各競技会に関係する加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。競技会への選手の参加登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会はその申請書をコピーして、IFSC と競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された締め切り日までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。

v. IFSC ルール、規定、その他の注意事項を作成する。これらの文書に対しては修正版が公表されるが、それは原文書に併せて、かつ優先的に参照されるものである。各修正版には発効する日付が記載されねばならない。

vi. 全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキングと世界ランキング（WR）、複合／総合ランキング、ナショナルチーム・ランキング、大陸別ユースシリーズランキング、その他の公式情報の公式な発表。

vii. 公認競技会における、全ての IFSC 役員の指名。

[1] これらについては、IFSC ウエブサイトの“About IFSC”を参照のこと。

1.3 競技会

1.3.1 IFSC の加盟団体あるいは特別に IFSC が認めた組織だけが、IFSC が公認する競技会の開催を申請することができる。

1.3.2 IFSC の加盟団体だけが、その選手のこれらの競技会への参加申請をおこなう資格を有する。

1.3.3 国際クライミング競技会の中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。

i. ワールドカップ・シリーズ（The World Cup series）

ii. 世界選手権（The World Championship）

iii. 世界ユース選手権（World Youth Championships）

1.4 IFSC 競技会役員

1.4.1 IFSC は IFSC が公認する各競技会において、以下の役員を公式に指名することができる。

ジューリ・プレジデント

ジューリ・プレジデントは競技エリア（3.3 に規定）に関する全面的な権限を有する。この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジューリ・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジューリ・プレジデントは IFSC 役員の全てのミーティング、さらに競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。ジューリ・プレジデントは通常、審判業務につくことはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務に就くことができる。ジューリ・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全てのナショナル・ジャッジに、IFSC の規則の適用について説明する責任を有する。ジューリ・プレジデントはテクニカル・デリゲイト[2]とともに抗議審査団を構成する。ジューリ・プレジデントは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

IFSC ジャッジ

IFSC ジャッジは IFSC が指名したインターナショナル・ジャッジで、ジューリ・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC ジャッジは追加指名されることがある。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスピラン・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順及び成績の一覧の発表の告知、抗議、及び競技会のプログラムに関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したナショナル・ジャッジ（ルート・ジャッジまたはボルダー・ジャッジ）の補佐を受ける。ナショナル・ジャッジの主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。ナショナル・ジャッジは国際資格、または国内資格を保有していなければならない。ナショナル・ジャッジは専門的なルールと、IFSC が公認する競技会に関する諸規定を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を務める。IFSC ジャッジは、原裁定にジューリ・プレジデントが関わっている場合、テクニカル・デリゲイトとともに抗議審査団を構成する。

チーフ・ルートセッター

チーフ・ルートセッターは、主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題――それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルート

[2] テクニカル・デリゲイト＝IFSC デリゲイトと思われる。

及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて――を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。チーフ・ルートセッターは、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を、責任を持って確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジューリ・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

IFSC デリゲイト

IFSC デリゲイトは、競技会開催中の IFSC に関係した大会運営上の諸事項を担当する。競技会主催者の用意した設備とサービス（選手その他の受付登録、成績判定とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備）が IFSC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。IFSC デリゲイトは、ジューリ・プレジデントとともに抗議審査団を構成し、競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ジューリ・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、IFSC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジューリ・プレジデントの代理を務める。特別な場合において IFSC デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。これらの措置は、IFSC により別途定められる。また、IFSC デリゲイトは競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

IFSC デリゲイトが指名されていない大会、また IFSC デリゲイトが不在の場合にはジューリ・プレジデントが IFSC デリゲイトの職務を代行する。

2. 加盟団体

2.1 はじめに

2.1.1 IFSC はその加盟連盟/協会が、その国内での活動を自由におこなう権利を全面的に尊重する。

2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務

2.2.1 以下は、加盟連盟/協会、全ての競技会主催者、そして、直接 IFSC のもとで従事するか、加盟連盟/協会、あるいは競技会主催者に属するかを問わず、IFSC 公認競技会に関与する者の遵守すべき義務である。

i. 国際クライミング競技会の普及、展開、統括は IFSC のみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること。

ii. IFSC の書面による認可なしに、IFSC 自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体（テレビ局、競技会スポンサー等）との間に締結してはならない。

iii. この競技にとって最善と思われない決定に際しては、常に IFSC の助言と同意を求めること。

2.2.2 IFSC 加盟の協会/連盟は責任をもって以下のことを遵守しなければならない：

i. その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC 医事規定、国際クライミング競技に関する IFSC のルールと規則を固く支持する。

ii. 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。

iii. 選手と役員による麻薬その他の禁止物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。要求のある時は、全ての規則とガイドラインに従い、競技外検査を保証しなければならない。

iv. 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。

v. 選手や選手団役員に有利になるように、ルールと規則を操作することへの誘惑に対し断固とした態度をとる。

vi. 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

2.2.3 全ての選手団役員と選手は、競技に関する全ての詳細を、責任をもって確実に熟知しておかねばならない。

2.3 選手団派遣資格

2.3.1 IFSC の各加盟連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞの選手団を派遣する資格を有する。

i. 選手の指定と登録に関する規則に従う。

ii. IFSC に対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。

iii. 決議事項や、IFSC の懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。

iv. 登録されたすべての選手が、国際競技ライセンスを保持しているか、あるいは IFSC がそのライセンス申請書を受理している。

2.3.2 一国に一団体を越える IFSC 加盟団体が存在する場合、（全ての）加盟団体で、その国に認められた定員内で男女選手それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

2.4 選手団の参加登録

2.4.1 各加盟連盟/協会は第 3 部で規定されている、選手団の選手/役員[3]の登録の期限に留意すること。

2.4.2 競技会に不参加となった登録選手団の選手/役員の参加登録料は、テクニカル・ミーティングまでに IFSC へ連絡があった場合を除き、加盟連盟/協会に課せられるものとする。

2.4.3 加盟団体は、選手団のワールドカップ、世界選手権、ユース世界選手権への選手/役員の登録時に、全ての選手/役員の連絡先情報（宿泊滞在に関する詳細、到着と帰国の予定日時）を提出しなければならない。

2.5 国際ライセンス

2.5.1 各加盟連盟/協会は IFSC 公認競技会に参加登録する選手と選手団役員が、有効な IFSC 国際ライセンスを保有する、あるいはそうしたライセンスの申請が IFSC に受理されていることを保証しなければならない。加盟連盟/協会だけが、IFSC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。

2.5.2 国際ライセンス取得のためには、各連盟/協会がそれぞれの選手及び選手団役員について以下を提出しなければならない：

i. 必要事項の記入された申請書式；

ii. 関連書類受領後の、新ライセンスの発行のための IFSC の指定する手数料。

2.5.3 各国際ライセンスは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である。各連盟/協会はその選手及び選手団役員の代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し IFSC に送付することができる。

2.5.4 各選手は、そのパスポートの発行を受けた国の連盟/協会に所属していなければならない。2 つの国籍を持つ者については、当該選手及び選手団役員 は IFSC 公認競技会において所属する連盟/協会を選択しなければならない。シーズン中の所属変更は 3 月 1 日または IFSC の年間予定に記載された最初の大会の開催日の、いずれか早い日付以降は認められない。選手は一度変更した後は、4 年以内の再度の所属の変更は認められない。選手の所属変更には、関係する双方の所属連盟/協会の合意が必要となる。

2.5.5 各選手団役員は、役員に任じた国の連盟/協会に所属し、かつその連盟/協会から派遣された者でなければならない。シーズン中の所属変更は認められない。複数の国の代表を兼ねることは認められる。その場合も、安全に関する抗議の場合での監督については 1 名としてあつかう。

2.5.6 選手がコーチを兼任する場合、制裁処分の対象としては同一人としてあつかう。コーチとしても登録されている選手は、懲戒処分に際しては同一人とみなされる。制裁は累積される。

2.6 手数料

2.6.1 すべての手数料（加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の手数料など）、罰金(例えば、ルールや主催者ハンドブック[4]に規定されている違反行為に課せられるもの)と、全てのその他の費用は、加盟連盟/協会が負担する。

2.6.2 加盟連盟/協会は IFSC に、請求された金額を請求書で指定された日までに支払わなければならない。

---

[3] 2014 年から、従来「選手」とのみ記述されていた部分が選手と役員の双方を含む表現に変わった。選手以外の選手団役員についてもフィーが課せられることが明確になっているように思われる。

[4] “IFSC ORGANIZER HANDBOOK”。毎年、概ね 2 年後に開催される大会に適用される分まで発表されるようだ。

これを守らない場合、下の 2.6.4.の規定が適用される。

2.6.3　抗議の際の手数料は、抗議をおこなう際に IFSC デリゲイトに直接支払う。抗議は、抗議手数料を受領するまで認められない。

2.6.4　手数料支払いに関する IFSC 規則を履行しない連盟/協会は、「規則と付則」に従ってその加盟は保留され、最終的には除名される。

2.6.5　手数料の額は、IFSC が毎年決定し公表する。

3. 総則

3.1 種目

3.1.1 国際クライミング競技会は以下の種目からなる：

i. リード：登攀対象[5]（以下「ルート」）を、選手は確保支点にクリップしながら（「リード」で）登る。ルートのラインに沿った獲得高度で選手の順位を決定する。

ii. ボルダリング：短い登攀対象（以下「ボルダー」）を、選手はロープを使わず着地マットで安全確保して登る。完登したボルダー数で選手の順位を決定する。

iii. スピード：登攀対象は備え付けの（「トップロープ」にした）ロープ[6]で登られる。完登に要した時間で選手の順位を決定する。

3.2 安全性

責任

3.2.1 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。

3.2.2 各選手には、その競技中に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされねばならない。

3.2.3 ジューリ・プレジデントは、競技エリアの安全性にいかなるものであれ疑問がある場合、チーフ・ルートセッターとの協議の上、競技会のいかなる段階にせよ、その開始や継続の不許可も含めた決定をおこなう全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外の者であれ、ジューリ・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

用具

3.2.4 国際クライミング競技会で使用される全ての専用用具は、IFSC により、もしくは特殊な場合は IFSC から与えられた権限に基いてジューリ・プレジデントにより指定されたものを除き、関連する EN 規準（もしくはそれと同様で、それに相当する国際的規格）に準拠していなければならない。この規則の発行時の当該規準は以下のとおり：

国際クライミング競技会で使用される専用用具の適用規格[7]

用具	CEN 規格
確保器（ロッキング式[8]）	**EN15151-1 (Draft)**
確保器（手動式[9]）	**EN15151-2 (Draft)**
ハーネス	**EN12277：2007 (Type C)**
クライミングホールド	**EN12572-3：2008**

5 原文は“Climbs” 。

6 原文は“an in-situ rope (on “Top-Rope”)”。

7 この一覧に 2016 年にオートビレイが追加された（EN341:2011 (Type C)）。これはスピード競技でのオートビレイの採用にともなうものだが、何故か 2017 年版では消えている。推測だが、スピード競技に使用されるオートビレイは使用に耐える仕様のデバイスが限定され、メーカーと商品名を特定して指定（https://www.ifsc-climbing.org/index.php/about-ifsc/sport-department/speed-project）されており、単純に EN を満たすだけでは不十分のため、削除されたのではないだろうか。

8 グリグリに代表されるようなタイプの確保器。スピードのクラシックビレイ（ビレイヤーがロープ操作する確保）で使用する。

9 ATC に代表されるタイプの確保器。リードの確保で使用する。

クライミングロープ	EN892：2004
クライミング用構築物	EN12572-1：2008, EN12572-2：2008
安全環付カラビナ（スクリューゲイト）	EN12275：1998 (Type H)
安全環付カラビナ（セルフロッキング）	EN12275：1998 (Type H)
クィックドロー/テープスリング	EN566：2007
クィックドロー/連結具（カラビナ）	EN12275：1998 (Type B, Type D)
クィックドロー/連結具（クィック・リンク[10]）	EN12275：1998 (Type Q)

医療担当者

3.2.5 ジューリ・プレジデントは、適切な資格のある医師（競技会専属医師）が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機していることを確認しなければならない。競技会専属医師はアイソレーションまたはウォーミングアップ用ウォールのオープン予定時刻から、その競技会のすべてのラウンドの最後の選手の競技が終わるまで、駐在しなければならない。

3.2.6 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技に耐える状態にないと信ずる場合、ジューリ・プレジデントは競技会専属医師に、以下の身体テストをおこない、選手の状態を検査するよう依頼することができる：

i 足：選手に連続して 5 回、それぞれの足で片足跳びをおこなわせる。

ii 腕：選手に連続して 5 回、両手で腕立て伏せをおこなわせる。

iii 出血：選手は、血液がホールドに付着することがないように止血していることを確認しなければならない。傷口に（テープを貼ったのち）白布をあてがって血がにじみ出ることがあってはならない。

この検査の結果の後、その選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師が判断した場合、ジューリ・プレジデントは当該選手の競技参加を中止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、ジューリ・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。

3.2.7 いかなる場合も、選手からの要求によって、特別な措置（たとえばボルダーの上からはしごで地面に降りる、など）を用意することがあってはならない。

3.3 競技エリア

概説

3.3.1 競技エリアとは以下を包括したものである：

[10] 2013 年の追補でマイロンラピッド（仏語）からクィック・リンク（英語）に変わった。用語を英語に統一するということと思われる。他の箇所でもクィック・リンクが主となり、マイロンラピッドがカッコ書きで併記されるようになっている。

i. アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリア

ii. トランジット・ゾーン

iii. コール・ゾーン

iv. 一つ以上の競技ゾーン

これらと一般に開放されたエリアとの間は、明確に区切られていなければならない。

3.3.2 競技ゾーンはクライミングウォール、そしてクライミングウォール直近の前方及びそれに隣接したエリア、競技の安全かつ公正な進行のために特に割り当てられた他のエリア――ビデオの記録/再生に必要なエリアなどの付随的なエリア――を包括する。

3.3.3 喫煙は指定された場所――通常はアイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアの出入り口に隣接し、コール・ゾーンや競技ゾーン内であったり近接していたりすることのない場所となる――でのみ認められる。指定された喫煙所は、アイソレーション・ゾーンの一部として扱われ、アイソレーション規定が適用される。

3.3.4 いかなる選手も選手団役員も競技エリア内にある間は、いかなる電子通信機器も、ジューリ・プレジデントの許可なく所持または使用することは認められない。

競技エリアへの立ち入り

3.3.5 以下の者のみが競技エリアへの立ち入りを認められる：

i. IFSC 役員

ii. 主催者役員

iii. 当該ラウンドに参加資格のある選手（ジューリ・プレジデントまたはその代行者の指示を受けた者）

iv. 公認された、選手団の役員（アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアのみ）

v. ジューリ・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者は競技エリアにいる間を通して、競技エリアの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。

3.3.6 動物はパラクライミングの視覚障害部門の選手の盲導犬を除き、アイソレーション・ゾーンに入ることができない。ただしジューリ・プレジデントが認めた場合はこの限りではない。

3.3.7 これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

3.4 衣類と用具

専用用具

3.4.1 選手の使用する全ての専用用具は、IFSC が別途指定した場合を除き、3.2.4 に定める適用規格に準拠したものでなければならない。

3.4.2 選手のチョークバッグ及びヘルメットの使用は任意である。ルートまたはボルダーでのアテンプト中、選手はチョーク（粉末、液状）のみを手につけることができる。

3.4.3 競技会主催者から提供される公式の競技順ゼッケンは、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。競技順ゼッケンは IFSC 主催者ハンドブックに示される大きさを越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。

選手団ユニフォーム

3.4.4 各公式の式典及びミーティング（IFSC 及び開催国によっておこなわれるインタビュー、記者会見を

含む）に、その所属する選手団を代表して出席する選手と役員は、そのチームのユニフォーム――以下のついた長袖の上衣を含む――を着用しなければならない。

i. 国名または IOC の 3 文字コード

ii. 任意で所属競技団体のロゴ及び

iii. 国旗の表示

3.4.5 その所属する選手団を代表する選手は、登る際にそのチームの以下からなるユニフォームを着用しなければならない。

i. ユニフォームの上衣（長袖、半袖を問わず各国のスポーツカラーまたは、同様に他国と区別しうる色、デザインであること）。この上衣にはまた以下のものを表示すること：

i) 所属競技団体のロゴ；

ii) 国旗の表示

iii) 上衣の背面または脇に、対比的な色を用いて国名または IOC の 3 文字コード

ii. [適用せず][11]

3.4.6 ユニフォームの色とデザインは、男女の各カテゴリーで異なっていてよい。選手は登る際に、ユニフォームの上衣/レグウエアの特定のデザインのもの（ズボンの長短など）を任意で着用してよい。

広告

3.4.7 あらゆる用具、衣類は以下の広告規定に従うものとする：

i. ヘッドウエア：ヘッドウエア：製造者／スポンサーのラベルのサイズ上限は、合計で 18 平方センチとする。

ii. チームユニフォームの上衣とレグウエア：スポンサーのラベル――合計 300 平方センチ以内。文字または形象による製造者のロゴ（名称や何らかの文は含まず）は、幅 5cm 以内で細長い形の装飾的な「デザインマーク」で、単一または連続するもの。デザインマークは過度に目立ったり、衣類の外観上見苦しくない限り、下記のいずれかの位置に表示することができる。

i) 袖の一番下に袖に対して横切るように

ii) 袖の外側の縫い目の部分

iii) 衣類の外側の縫い目に沿って

iii. チョークバッグ：製造者の名称またはロゴ、及びスポンサーのラベル――合計 100 平方センチ以内

iv. 靴とソックス：製造者の名称またはロゴのみ

v. タトゥーなど選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

規則への違反

3.4.8 認められていない用具、結び方、衣類の使用、またはそれらの認められていない改変、及びこれらの規程に対する違反は、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

3.5 壁のメンテナンス

3.5.1 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保

[11] ここは、レグウエアについてもユニフォームを定めるものとしたところである。少なくとも 2015 年度は適用せずとなっている。

守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。

3.5.2 IFSC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジューリ・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）をおこなうかのジューリ・プレジデントの決定は最終的なもので、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない。

3.6 順位と記録

3.6.1 IFSC は以下の確定順位を公表する。

i. ワールドカップ・ランキング

ii. 世界ランキング（WR）

ワールドカップ・ランキングの算出方法は、セクション 11（ワールドカップ・シリーズ）に定める。

世界ランキングは IFSC が認めた全ての競技会での選手の獲得した成績をもとに、先立つ 12 ヶ月間の順位を計算する。世界ランキングを作成する方法の詳細は、IFSC のウエブサイトに公表される。

3.6.2 IFSC はスピード競技の世界記録を公表する。

4. 罰則規定

4.1 イントロダクション

4.1.1 ジューリ・プレジデントは競技エリア内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。

4.2 選手

概説

4.2.1 ジューリ・プレジデントと IFSC ジャッジはともに、あらゆる選手団メンバーの競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。

i. 非公式の口頭での警告。

ii. イエローカードの提示による公式な警告。

4.2.2 イエローカードまたはレッドカードの提示後、できる限り早い時点で、ジューリ・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない：

i. 違反についてそして、ジューリ・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、チーム・マネージャー（あるいはそれができない場合は本人に直接）に提出する。

ii. この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSC の懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともに IFSC に提出する。

イエローカードによる警告

4.2.3 イエローカードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

ジューリ・プレジデントまたは IFSC ジャッジの指示に関すること

i. ジューリ・プレジデントまたは IFSC ジャッジからの指示に従わない場合――以下のことがらを含むがこれに限定されるものでない：

i) IFSC ジャッジまたはジューリ・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻る指示に対する不当な遅滞

ii) コール・ゾーンから競技エリアに入る指示を受けた後の不当な遅滞

iii) IFSC ジャッジのスタートの指示に対する不服従

用具及び式典に関すること

ii. IFSC の規則の用具と衣服に関する規定に対する不服従

iii. 競技会主催者から供与された競技順ゼッケンの着用に関する不服従

iv. [適用せず][12]

v. メダル受賞者の表彰式への不参加

vi. 猥褻な、または好ましからざる言動

vii. スポーツにふさわしからぬ行動

viii. これらの決定に対する抗議は、第 2 部の該当するセクションで、これらの規則に指定されてい

[12] この部分は、開会式の欠席だったが 2015 年に“Not used”となった。開会式などのセレモニーの欠席は、イエローカードではなく罰金の対象となる。なぜ項目番号を繰り上げないかは不明。

る手続きに従っておこなわれねばならない。

4.2.4 同じ人物[13]が 1 回の競技会で 2 枚のイエローカードを受けたら、その人物は当該競技会で失格となる。

4.2.5 同じ人物が同一シーズンに 3 枚のイエローカードを受けた場合は、以下のいずれかとなる：

i. その人物がすでに世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。

ii. i が適用できない場合、その人物は世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会の、3 枚目のイエローカードが発行された種目への登録資格を失う。

iii. それぞれのケースにおいて当該チームの参加定員は、それに応じて削減される。

失格

4.2.6 ジューリ・プレジデントだけが、特定の個人を競技会から失格させる権限を持つ。失格はレッドカードの提示によらねばならない。

4.2.7 以下の規則違反は、レッドカードの提示と当該者の競技会での即時の失格となり、それ以外の制裁は伴わない：

i. アイソレーション規則が適用されている間に、認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。

ii. 認められていない用具の使用。

iii. アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所で、許可なく通信手段を使用した。

iv. これらの決定に対する抗議は、第 2 部の該当するセクションで、これらの規則に指定されている手続きに従っておこなわれねばならない。

4.2.8 以下の規則違反は、レッドカードの提示と、選手[14]のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

選手または選手団員による競技エリアでの規則違反：

i. 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した場合。ただし、アイソレーション規程の適用されない（すなわちラウンドがフラッシュ形式でおこなわれる）競技ラウンドでは、選手はそのアテンプトの前、そしてアテンプトの間、競技ゾーンの外にいる他のチーム・メンバーから情報提供を受けることができる。[15]

ii. 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて、他の選手から情報を収集し、また伝えた場合（ルールの 6.7.5 及び 7.7.5 への違反が含まれるが、それに限定されるものではない)。

iii. 準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。

iv. ジャッジ、主催者役員、IFSC 役員の指示に従わなかった。

v. 衣服に及び用具/装備における広告に関する規定の違反。

vi. スポーツにふさわしくない問題のある行動、またはその他の重大な競技会の妨害。

vii. IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する脅

---

[13] 2014 年の改訂でそれまでの「competitor」が「person」に変更された。選手以外の選手団メンバーへのイエローカード発行を考えての変更だろう。なお、person の訳語には前後の関係で、「人物」と「特定個人」のうち自然に感じられる方をあてている。

[14] 4.2.8 のみ上記「conpetitor」→「person」の」置き換えがおこなわれていない。これが意図的なものかどうかは不明

[15] 2015 年の改定で、フラッシュでおこなわれるラウンドでは、競技ゾーン外の選手や選手団役員からのアドバイスが可能になった。というより、それを規制することが困難なので認めたのではないかと思われる。

迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。

違反行為が、競技エリア外であっても、公共の場、競技会場内、あるいは競技に関係して選手や選手団員によって使用されている宿泊場所や施設内でおこなわれた場合：

viii. スポーツにふさわしからぬ深刻な問題行動、またはその他のはなはだしい撹乱行為。

i) IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の以降の手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」[16]に別途定める。

4.2.9 ジューリ・プレジデントの指示による競技会期間中の肥満度（BMI）検査を拒否した場合、レッドカードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の以降の手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」に別途定める。

4.3 選手団役員

4.3.1 選手団役員は選手と同様に見なされ、それに応じた取り扱いを受ける。

4.3.2 イエローカードを受けた選手団役員は、当該大会の期間中、選手団役員のために競技エリア内に確保されたいかなる場所にも入ることはできない。

4.3.3 1 つの選手団の役員に：

i. 1 大会で 2 枚のイエローカードが発行された場合、そのチームの監督はその大会で失格となる。

ii. 1 シーズンで 3 枚のイエローカードが発行された場合、同じ種目の世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会での役員の定員は 1 名減となり、最後に制裁を受けた役員はその大会に登録することができない。

4.4 上記以外の者

4.4.1 ジューリ・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいれられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

[16] “the IFSC Disciplinary and Appeal Rules”

5. アンチドーピング

5.1 採択

5.1.1　IFSC は世界アンチドーピング規定（The Code）を採択する。

5.2 適用

5.2 1　この規定は、IFSC の権限のもとに開催される全ての競技会に適用される。こうした競技会に参加する者、その準備にあたる者、またどのような形にせよ――選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者――関与する者は全て、この規定ならびに競技規則の 5.4.1 に定めるところを遵守し、その規制を受けることに同意しているものとみなされる。

5.3 IFSC 内部の管轄部門

5.3.1　この規定の国際競技クライミング――リード、ボルダリング、スピードから構成される――への IFSC 内での適用は、アンチドーピング及び懲罰委員会が管轄する。

5.4 違反と制裁

5.4.1　ドーピングへの違反は、「IFSC アンチドーピング指針と手続き」と「IFSC 懲罰と抗議に関する規則」に基づいて処理される。

6. リード

6.1 概説

6.1.1 リード競技会は専用に設計された、少なくとも 12m の高差を持つ人工壁でおこなわれる。

6.1.2 リード競技会の通常の構成は以下のとおり：

i. それぞれのカテゴリー及びスターティング・グループごとに、2 本の異なるルートを使用する予選。両ルートはグレードと性格が近似でなければならない；

ii. 各カテゴリーにつき 1 本のルートによる準決勝；

iii. 各カテゴリーにつき 1 本のルートによる決勝。

不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

6.2 クライミング用構築物

6.2.1 クライミング用構築物及びホールドはセクション 3（総則）に定める適用規格に準拠していなければならない。

6.2.2 クライミングに使用する面は、各ルートが最低 15m の登攀距離と最低 3m の幅をもって設定可能でなければならない。ジューリ・プレジデントの判断により、壁の一部分の幅が 3m 未満であっても認めることができる。

ルート設定

6.2.3 予選が 2 組の予選ルート、2 組のスターティング・グループでおこなわれる場合は、各組のルートは似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）で、それぞれの組のルートは全体的な難度が近似でなければならない。

6.3 安全性

6.3.1 リード競技で使用される専用用具は、セクション 3（総則）に定める適用規格に準拠していなければならない。

6.3.2 すべてのルートにおいて選手は、適用規格に準拠したシングルロープを使用して、下からの確保で、そのアテンプト中に確保支点にロープをクリップすることで自身の安全を確保しながら登る。IFSC ジャッジはロープ交換の頻度を決定する。

6.3.3 各ルートは以下に配慮して設定されなければならない：

i. 選手の墜落によってその選手が負傷したり、あるいは他の選手や第三者を傷つけ、またその妨げとならないこと；

ii. 下向きのジャンプがないこと

6.3.4 IFSC ジャッジは、チーフ・ルートセッターとの協議とジューリ・プレジデントの承認のもと、以下の決定をおこなうことができる。

i. ロープを最初の（そして適当と見なされれば他の）確保支点に、事前に通しておくこと；

ii. ルートの下部を登る選手に対し、より安全を確保するために、ルートの出だしで補助的確保（スポット）をおこなう

iii. しかしながら本来、可能な限りこうした安全対策が不要であるようにルート設定がおこなわれ

ねばならない。

確保支点

6.3.5　各確保支点には（最後のものも含め）以下によるクィックドローを設置しなければならない：

i.　規格に準拠し、正しく閉じられたクィック・リンク（マイロンラピッド）；

ii.　適切な長さ（チーフ・ルートセッターが決定）の、連結されたものではない、機械縫製によるスリング；

iii.　選手が登りながらクリップをおこなうカラビナ。カラビナの向きは横向き荷重となる可能性が、極力少なくなるようにすること。

6.3.6　以下の方法は、絶対におこなってはならない：

i.　スリングに結び目を作って、長さを短くしたり調整したりすること；

ii.　クィックドローの連結；

iii.　ロープまたはテープを結んで作製したスリングの使用。

個人の用具

6.3.7　選手はクライミング・ハーネスを着用しなければならない。ジューリ・プレジデントは、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

6.3.8　クライミングロープは選手のハーネスに、止め結びをおこなった 8 の字結びで結ばなければならない。

6.3.9　選手はオーディオ機器をオブザベーション中、そしてクライミング中に所持または使用してはならない。

安全性の確認

6.3.10　ジューリ・プレジデント、IFSC ジャッジ、チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドに先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ルートを点検しなければならない。

6.3.11　ジューリ・プレジデントは競技会で使用される全ての確保器具が、6.3.13 の要求を満たしていることを確認しなければならない。

6.3.12　全てのアテンプトに先だって、ビレイヤーは以下のことを確認しなければならない：

i.　選手のハーネスが正しく装着されていること；

ii.　クライミングロープが選手のハーネスに、6.3.8 にしたがって結束されていること；

iii.　ロープがすぐに使用できる状態に巻いてあるか整理されていること。

確保

6.3.13　クライミングロープは 1 名のビレイヤーが地上から操作するが、もう 1 名の補助を受けることが望ましい。ビレイヤーは手動式の確保器を使用しなければならず、また選手が登っている間、選手の状態に充分に注意を払って以下のことを遵守しなければならない：

i.　ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることで選手の動作を妨げることがないようにする；

ii.　選手が確保支点でロープをクリップするとき、それを妨げないようにする。もしロープを確保支点にクリップするのに失敗したら、ゆるめたロープはただちにたぐる；

iii.　全ての墜落はダイナミックビレイで安全に停止させる；

iv.　選手を必要以上に長く墜落させない；

v. 墜落中の選手が、壁が重なった部分の縁や、その他クライミングウォールのいかなる部分によっても、負傷することがないようにする。

6.3.14 ビレイヤーは常時、ロープを適切にたるませておかねばならない。ロープへのテンションはどのようなものであれ、人工登攀や選手への妨害とみなされ、IFSC ジャッジによって、テクニカル・インシデントと宣言される。

6.3.15 主催者から指名されるビレイヤーは、リード競技に必要な確保の方法に習熟していなければならない。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のどの選手のビレイも担当することができない。

6.3.16 ロープを最後のクィックドローに通した後、または墜落した後、ビレイヤーは選手を地面へ下降させなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、充分な注意が払われなければならない。

6.3.17 選手がロープをハーネスからほどいている間、ビレイヤーは可能な限りすばやく、かつクィックドローが不用意に乱されないようにロープを引き抜かねばならない。ビレイヤーはその責任において、選手を可能な限り早くクライミング・ゾーン[17]から退去させねばならない。

6.4 成績判定と計時

6.4.1 各ルートの審判員は：

i. 予選及び準決勝に関しては、最低 1 名の少なくとも審判員の国内資格を有するルート・ジャッジが担当するものとする；また

ii. 決勝に関しては、ルート・ジャッジ 1 名と IFSC ジャッジが担当するものとする。

成績判定

6.4.2 各ルートにおいて、選手の成績は以下のように判定される：

i. ルートを 6.9.2 に従って登り切った選手の成績は「TOP」（完登）と表記される；

ii. 墜落した、あるいは競技中止となった選手については、6.4.3 から 6.4.5 の規定に従い、その保持または使用したルートのライン上の最遠点のホールドで成績を決定する。

6.4.3 成績判定は以下にしたがっておこなう：

i. ホールドとして扱うのは次のいずれかである：

i) ラウンド開始前にチーフ・ルートセッターによって指定されたもの：

ii) 選手によって積極的に使用されたもの：

iii) これらはルート図上にルート・ジャッジによって記入され、チーフ・ルートセッターが定義したルートのラインに沿って順番に番号が付けられる。

ii. 手で使用されたホールドのみを考慮する：

iii. オブジェクト[18]の使用可能な部分のみを考慮する：

付記：選手がホールド（チーフ・ルートセッターによって特定されたもの）がないところに触れても、それは選手の成績判定に際して考慮されない。[19]

---

[17] 「競技ゾーン」の誤記か？

[18] クライミングウォール本体、はりぼて、ホールド、その他アテンプト中に選手が登るために利用しうる造形物の全ての総称。

[19] 2011 年版ルールの 4.8.2 の中にある文言がここに残っているのだが、2012 年の改定でタッチ（ー）はルールから消えているため、

6.4.4　IFSC ジャッジは以下の判断をおこなう：

i.　選手が安定した体勢をとるか、あるいはその体勢を制御し得た場合、そのホールドの「保持」（controlled）と判断する。選手がホールドを保持した場合の成績は、ルート図上でホールドに付けられた番号に末尾符号を付けずにあらわす。

ii.　選手があるホールドから、ルート上を登っていく上で有効な、制御された登攀動作をおこなった場合、そのホールドの「使用」（used）と判断する。選手がホールドを使用した場合の成績は、ルート図上でホールドに付けられた番号にプラス（＋）の末尾符号を付けてあらわす。この成績は、同じホールドの保持よりも上位となる。[20]

付記：制御された登攀動作とは静的であれ動的であれ一般に次のようなことを意味する：

i)　選手の重心位置のあきらかな変化；かつ[21]

ii)　少なくとも片方の手を、(a) ルートのライン上の次のホールド　；または (b) ルートのライン上の、より遠くにある他のホールドで、他の選手がそのホールドからのムーブで保持したことのあるホールド　；のいずれかに届かせるための動作。

付記：6.9.5 にしたがって、レジティメイト・ポジション外でおこなわれたいかなるクライミング動作にたいしても「プラス」が与えられることはない。

6.4.5　[適用せず]

計時

6.4.6　各選手のクライミング・タイムとは、選手のアテンプトの開始から終了までの間の時間を言う。

6.4.7　各選手のクライミング・タイムは手動操作式のデジタル表示電子式タイマー（ストップウォッチ）を使用して、手動で計測する。

6.4.8　少なくとも各ルートにつき 1 名のルート・ジャッジ[22]が、公式のタイムキーパーとして、各選手の時間の記録をおこなわねばならない。各タイムキーパーは他者にストップウォッチを見せたり、他者と時間記録について検討することなく、独立して作業をおこなわねばならない。

6.4.9　各選手のクライミング・タイムは、以下の時刻の間を記録するものである：

i.　選手が 6.9.1 に従って競技開始した時から；

ii.　選手が次のいずれかとなった時まで：

i)　6.9.2 に定めるところの、ルートの最終クィックドローへのクリップ；

ii)　墜落[23]

iii.　いずれの場合も、時間記録は秒単位で算出するが、1 秒未満は切り捨てて記録するものとする。

いずれにしても下のホールドの使用にとどまる。したがってこの付記は事実上意味がないように思われる。

[20] 単純に従来の「ノーマル」が「保持」、「プラス」が「使用」に変更された、と考えれば良い。「＋」（プラス）はあくまで「使用」をあらわす記号に過ぎない。

[21] ここは原文では“and”で i)、ii)の両者を満たさねばならないように読めるが、例えば一つのホールドに二つのナンバーがふられたデュオ・ホールドにマッチするようなケースでの重心の移動を伴わないムーブを評価できなくなるように思われる。

[22] 「ルート・ジャッジが」とあるので、国内審判資格が要求されることになる。

[23]「最高到達点に達した時刻」ではないことに注意。すなわち選手はそれ以上先に登り続けることが難しいと判断したら、早めにランジするなりして落ちた方が、順位が上がる可能性がある、と言うことだ。へたに粘ると、却って時間記録は悪くなってしまう。

なお、ii　ii)の「墜落」は、「6.9.9 の規定によるアテンプトの終了時」とするのが正しいと思われる。

6.5 各ラウンドの定員

6.5.1 準決勝、及び決勝に進出する選手の定員は、それぞれ 26 名と 8 名である。

6.5.2 予選が 2 つのスターティング・グループでおこなわれる場合、次のラウンドへの定員は等分して各グループに割り当てねばならない。通常はグループあたり 13 名である。

6.5.3 準決勝及び決勝への進出者は、先立つラウンドで上位の選手をあてる。同着の選手があって定員を超過する場合は全ての同着の選手を、次のラウンドに進出させるものとする。

6.6 競技順

予選

6.6.1 予選が二つのスターティング・グループで行われる場合、選手は以下のように各スターティング・グループに割り振られる。

i. まず、テクニカル・ミーティング当日のリードの世界ランキング（以下「現世界ランキング」["Current World Ranking"]）を有する選手を下の例のように各スターティング・グループに振り分ける。

現世界ランキング	
スターティング・グループ A	スターティング・グループ B
1 位	2 位
4 位	3 位
5 位	6 位
8 位	7 位
9 位	10 位
以下同様	以下同様

ii. 次に、ランク外の選手を無作為に、それぞれのスターティング・グループの選手数が同数もしくは可能な限り同数に近くなるように、各スターティング・グループに振り分ける。

6.6.2 各スターティング・グループの予選競技順は以下の通りとする。

i. 予選の最初のルートの競技順は無作為順。

ii. 予選の 2 番目のルートの競技順は、最初のルートと同じ順番だが、半数のところで前後を入れ替える。

例えばあるカテゴリーで選手が 21 名の場合、A ルートで最初にスタートする選手は B ルートでは 11 番目にスタートする[24]。

準決勝と決勝

6.6.3 準決勝と決勝の競技順は先立つラウンドの成績の逆順とする：すなわち最上位の選手が最後に競技をおこなう。先立つラウンドで同着の選手の場合、それらの選手間の競技順は以下の通り。

i. 同着の選手がそれぞれ現世界ランキングを有する場合、その現世界ランキングの降順とする：すなわち最上位の選手を最後とする。

ii. 同着の選手がともにランク外であるか、現世界ランキングが同位の場合は、無作為順とする。

---

[24] この「例」の原文は A ルート（Route A）ではなく A レーン（Lane A）となっている。レーンはスピード競技の用語であり、これと同じ文言がスピードの 8.6.1 に見られる。スピードの文言をこちらにコピーした際に、Route とすべきところを Lane のままにしてしまった可能性がある。

iii. 現世界ランキングを有する選手とランク外の選手が同着の場合は、ランク外の選手を先にする。

6.7 競技の進行

概説

6.7.1 リード競技会の連続したラウンドを同日中に実施する場合、最初のラウンドの最後の選手が競技を終えてから、続くラウンドのアイソレーションクローズまでの間は最低 2 時間を置かなければならない。

アイソレーションに関する規定

6.7.2 6.7.3 から 6.7.6（アイソレーションに関する規定）は、リード競技会の準決勝と決勝に適用される。

6.7.3 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻以後は、選手と選手団役員は指示がない限りアイソレーション内に留まらなければならない。

付記：選手や選手団役員、そしてそれ以外のジューリ・プレジデントがアイソレーション・ゾーンへの立ち入りを認めた者は、随時アイソレーションから退出することができるが、アイソレーションから退出した後は戻ることはできず、ジューリ・プレジデントが特に残留を認めない限り、競技エリアからも退去しなければならない。

6.7.4 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻は、競技会のいずれのラウンドにおいても、競技順が最初の選手が競技を開始する予定時刻、あるいは決勝の場合は決勝進出者の紹介の予定時刻より 1 時間以上早くてはならない。

付記：選手はアイソレーション・ゾーンのクローズ時刻より以前であれば随時、競技エリア外からルートを見ることができる。

6.7.5 アイソレーションに関する規定が適用されている場合、選手は公式のオブザベーションの間に得た、あるいはジューリ・プレジデントや審判員から伝えられた以外のルートに関する知識を持ってはならない。各選手はその自己責任において、ルートについての全ての指示に注意を払わねばならない。疑いを避けるため：

i. 競技エリアにいる選手が、競技エリア外にいる者から何らかの情報を求めることは、ジューリ・プレジデントが特に認めた場合を除き許されない。

ii. 自身の競技を終えた選手及び何らかの理由で競技エリア内にある選手は、競技を終えていない選手にルート/ボルダーに関する何らかの情報を伝えてはならない。

6.7.6 アイソレーションに関する規定が有効な時にそれに違反した場合、セクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

クライミングに先立つ準備

6.7.7 アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアからコール・ゾーンに移動する正規の指示を受けた後は、認められた役員以外の何人をも同伴することはできない。

6.7.8 コール・ゾーンに到着したら、各選手は靴をはきロープを結ぶなど、その種目に応じた競技をおこなうための最終的な準備をしなければならない。

6.7.9 コール・ゾーンから競技ゾーンに入る指示があったら、各選手は準備を整えた上でそれに従わなければならない。これに対する不当な遅滞はイエローカードの対象となる。それでもなお遅滞が続く場合、セクション 4（罰則規定）にしたがって失格となる。

クリーニング

6.7.10 *各ルートのホールドは IFSC ジャッジがチーフ・ルートセッターと協議の上で決定した回数、クリー*

ニングされねばならない。クリーニング作業はラウンドを通して均等な間隔でおこなわれねばならない。ルートのクリーニングまでのアテンプト数は通常最大 20 までとし、22 を越えてはならない[25]。クリーニングの回数と所要時間は公表し、アイソレーション・ゾーンに掲示される競技順リストに明示しなければならない。選手はルート中のいかなるホールドもクリーニングすることはできない。

予選

6.7.11 各カテゴリーの予選は、通常は 2 本の異なるルートに、1 つのスターティング・グループで実施される。また予選を、それぞれが二本のルートによる 2 組の予選ルートで、選手を 2 つのスターティング・グループに分割して実施することもできる。

6.7.12 抗議やテクニカル・インシデントの結果、追加のアテンプトをおこなう場合以外は、選手はそのスターティング・グループに割り当てられた 2 本のルートそれぞれで、1 回のみアテンプトをおこなう。

6.7.13 予選の競技時間は、各ルート 6 分間とする。

6.7.14 6.6.2 で規定された競技順は、両ルートが同時平行で登られる場合も、一つのルートが終了後に他方のルートを登る場合にも用いられる。いずれの場合も、選手は最初のルートでのアテンプトの終了と 2 番目のルートのアテンプト開始の間に、少なくとも 50 分間の休憩時間を保証される。

準決勝と決勝

6.7.15 準決勝と決勝は、各カテゴリーについて 1 本のルートで実施する。

6.7.16 抗議やテクニカル・インシデントの結果、追加のアテンプトをおこなう場合以外は、準決勝/決勝進出選手はそのラウンドで自身のカテゴリーに割り当てられたルートで、1 回のみアテンプトをおこなう。

6.7.17 準決勝及び決勝の競技時間は各ルート 6 分間とする。

6.7.18 準決勝及び決勝の競技順は、6.6.3 に定めるところにしたがって決定される。

6.7.19 準決勝は、両カテゴリーが同時に競技をおこなう。

6.7.20 決勝では;

i. 先立って、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。

ii. 各カテゴリーの最後の選手の競技開始予定時刻が、同じカテゴリーの最初の選手の競技開始予定時刻の 90 分以上後になることがないように計画されねばならない。

6.8 オブザベーションに関する規定

概説

6.8.1 各選手は、コール・ゾーンを離れた時から 40 秒間の最終オブザベーション時間が認められる。この最終オブザベーション時間はそのルートの競技時間には含まれず、予選、準決勝、決勝の集団でのオブザベーションに追加しておこなうものである。選手がこの最終オブザベーション時間が終わってもそのアテンプトを開始しない場合は、ただちにスタートするよう指示がおこなわれる。それ以上の遅滞はセクション 4（罰則規定）に照らして制裁の対象となる。

予選

6.8.2 予選ルートのビデオ記録がウォームアップ・エリアで、各ルート当たり一つの画面を使用して、連続

[25] 2014 年の改訂で、クリーニングの間隔に若干の幅が与えられた。例えば選手数が 42 名の場合に 14 名ずつで 2 回クリーニングするというのは時間の無駄なので、21 名終了時の 1 回でもよい、というような話ではないかと思う。原文は “the interval between cleaning operations should not normally be greater than twenty (20) competitors and may not exceed 22.”

的に再生されていなければならない。再生の開始はそのラウンドのウォームアップ・エリアのオープン時で、いかなる場合もそのラウンドの開始予定時刻の 60 分前より後であってはならない。

6.8.3　ビデオ記録が使用できない場合は、予選の各ルートの実況のデモンストレーションを最初の選手のアテンプト開始時刻の 30 分以上前に行わねばならない。男子選手のルートは男性が、女子選手のルートは女性がデモンストレーションをおこなうことが望ましい。

準決勝及び決勝

6.8.4　集団オブザベーションを、ラウンド開始の直前に行わねばならない。オブザベーションの時間はジューリ・プレジデントがチーフ・ルートセッターと協議の上で決定するが、通常は各ルートについて 6 分間を越えないものとする。

6.8.5　選手団役員はオブザベーションの間、選手に付き添うことは認められない。オブザベーション・エリア内では、全ての選手はアイソレーションの規定に拘束される。選手はオブザベーションを指定されたオブザベーション・エリア内で行わねばならない。クライミングウォールに登ること、また何であれ用具類や家具類の上に立つことは認められない。質問は、審判員に対してのみ認められる。

6.8.6　選手は出だしのホールドに、両足から地面から離すことがない状態であれば触れることができる。選手はルートまたはボルダー[26]のオブザベーションに双眼鏡の使用と、手書きのスケッチと記録が許される。それ以外いかなるオブザベーションや記録のための機器の使用も認められない。

6.8.7　オブザベーションが終わったら、選手は速やかにアイソレーション・ゾーンに、競技順リストの最初の数名はジャッジの指示でコール・ゾーンに戻らなければならない。いかなる不当な遅滞も「イエローカード」の対象となる。さらにそれ以上の遅滞は、セクション 4（罰則規定）に従い、ただちに失格となる。

6.9 クライミング中の規定

競技の開始

6.9.1　選手の身体のあらゆる部位が地面から離れたときをもってアテンプトの開始とし、競技時間の計測が開始される。

アテンプトの完了

6.9.2　ルートが規則に従って登られ、6.7.13 及び 6.7.18 に定める競技時間内に、ロープがルートの最終クィックドローにクリップされたとき、完登と見なされる。

6.9.3　ルートのアテンプト中は：

i)　選手は、クィックドローに順番にクリップしなければならない。

付記：最初のクィックドローに地面の上からクリップしても良い。

ii)　付記：[27]選手は直近にクリップしたクィックドローについて、ロープを一度はずして再クリップすることができる。

iii)　選手は常時レジティメイト・ポジションでなければならない。6.9.4 が適用されていない限り[28]、

---

[26] 原文通り。この部分は、2011 年の一般規則の文言をそのままコピーしていて、「ボルダー」を削除し忘れたようだ。

[27] この項は、2014 年は付記（Note）扱いだったが、2015 年に 1 項目としてナンバリングされた。その際に削除すべき「付記：」の記述が残っているようだ。

[28] 原文は" Subject to Article 6.9.4, the competitor shall not be in a legitimate position"。文脈的に判断して、頭に Not をつけて訳してある。

最初の未クリップのクィックドローに到達、あるいは通過[29]していて、以下のホールドを通り過ぎているとき、選手はレジティメイト・ポジションを外れたものとする。[30]：

* 同じカテゴリー/年齢別グループの他の選手が、クリップ可能であることを示している；あるいは
* その状態から未クリップのクィックドローにクリップ可能であるとチーフ・ルートセッターが判断している。

6.9.4 ジューリ・プレジデントは、1つ以上のクィックドローについて特定のホールドまたはその手前のホールドからクリップしなければならないと定めることができる。その場合は、その旨を全選手にラウンド開始前に伝達し、当該のホールドとクィックドローに明確にマーキングをおこない――青十字が望ましい――オブザベーション中に注意を与えなければならない。

6.9.5 クリップについてのレジティメイト・ポジションをはずれた状態でのいかなる動作も、上位の成績として評価されることはない。

6.9.6 選手が上記の 6.9.3.i)に従ってロープをカラビナにクリップしながらも、"Z クリップ"があった場合は、選手はZクリップを修正しなければならない。選手は（必要があればクライムダウンして）いずれのカラビナであれ、クリップの解除と再クリップをすることができる。修正後は、全ての確保支点にクリップされていなければならない。

6.9.7 IFSC ジャッジはそれ以上登り続けることが危険であると判断した場合、選手のアテンプト終了を命じることができる。

6.9.8 選手はそのアテンプト中随時、IFSC ジャッジに競技時間の残りを尋ねることができ、IFSC ジャッジは選手に対してすみやかに残り時間を自身で伝える――あるいは伝えるように指示しなければならない。競技時間が終了したら IFSC ジャッジは登るのをやめる指示を選手に自身でおこなうか、あるいはその指示をおこなうよう指示をしなければならない。選手が IFSC ジャッジの競技中止の指示に従わなかった場合は、その選手はセクション４（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

6.9.9 選手のルートでのアテンプトは、選手が以下の状態になったとき完登以外の競技終了[31]となる：

i. 墜落した；
ii. ルートの競技時間を超過した；
iii. 連続的かつ明確に識別できるように黒テープ（あるいは他の色を使用する場合は、ジューリ・プレジデントにより選手に対する競技説明[32]で指定されたもの）で使用限定された壁の一部、ホールド、はりぼてなどを使用した；
iv. いかなるものであれホールド取付け用にあけられている穴[33]を手で使用した場合、ただしボルトオンホールドのそうした穴は除外する[34]；

---

[29] 原文は" having reached or passed the first unclipped quickdraw"。アクシス上、最初の未クリップのクィックドローと同じ位置あるいはその先にいるということのようだ。

[30] この部分は、Rules modifications 2017 の 4 月版では、ここにあげた表現となっているが、5 月版では何故か 2016 までの表現に戻っている。しかし 6 月に出た IFSC-Rules_2017_V1.3 ではあくまでここにあげた表現である。

[31] 原文は“unsuccessful”で「非完登」とでも訳すしかない。

[32] “technical briefing”で、ラウンド開始前におこなう最終的な注意事項伝達などのためのミーティング。

[33] この「穴」は 2013 年では“holes provided in the climbing wall for the placement of bolt-on holds”とクライミングウォールのものに限定されていたが、その限定がなくなり、ハリボテなどについている穴も使用禁止となっている。

[34] ホールドそのものにあいた穴については、昨年のルールのヴァージョン 3 で改訂されていた。これについてはジャッジングマニュアルにも記述があるが、その 2014 年の最初の段階では、ボルトオンホールドにあけられた穴も禁止と読める文言だったものが、その後変更されて、使用して良いことになり、セッターが使わせたくない場合は事前に埋めておく、となった。

v. 壁やその一部を構成するものに取付けられた、広告やインフォメーション用表示物[35]を使用した；

vi. 壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；

vii. ハンガー（その取付け用ボルトを含む）、クィックドローを登るために使用した；

viii. 規則に従ったクィックドローへのクリップを行わなかった；

ix. アテンプトを開始した後に、身体のいずれかの部分が地面に戻った；

x. 何らかの人工的補助手段を使用した。

6.9.10 以下に対する違反があった場合、選手はそのルートにおけるアテンプトを中止しなければならない。

i. 6.9.3

ii. 6.9.4

iii. 6.9.9ii～x

IFSC ジャッジによる競技中止の指示を選手が拒否した場合は、セクション 4（罰則規定）に従ってその選手は制裁の対象となる。

6.10 各ラウンド後の順位

概説

6.10.1 あらゆるルートで、各選手のアテンプトは以下の規準で順位付けされねばならない：

i. 6.4.2 i[36]に従って完登とされた全ての選手を 1 位とする；

ii. i より下位の順位は、墜落したあるいは 6.9.10 によってそのルートでのアテンプトを終了させられた選手について、6.4.3 から 6.4.4 に従って与えられた成績の降順とする

6.10.2 あるラウンドに参加資格のある選手が競技を開始できなかった場合：

i. それが予選の両ルートの場合は、順位は与えられない；

ii. それが予選の一方のルートのみの場合、準決勝及び決勝のルートの場合は、そのルートの最下位となる。

6.10.3 6.10.1 と 6.10.2 による順位付け後に同着となる選手があった場合、これらの選手の順位つけに前のラウンドの順位が使用される（以下、「カウントバック」）。同着となった選手間の成績は、先立つラウンドの順位の昇順となる。

付記：予選が選手を 2 つのスターティング・グループに分けておこなった場合は、予選の成績へのカウントバックは行わない。

6.10.4 6.10.3 のカウントバックの後に、なお同着の選手があった場合；

i. 決勝ルートでのアテンプト後に 1 位、2 位、3 位にかかる選手に同着がある場合、当該選手の順位はそれぞれの時間記録（短い方が上位）で決定する；

付記：その一部であれ全てであれ、同着となった選手の時間記録が等しい場合、それらの選手は同順

---

[35]最近の国際大会では、ボルダーではスタートホールド、ゾーン、最終ホールドの側に、テープによるマークの他に観客用として、それがスタート、ゾーン、ゴールであることを示す表示板が付けられる。リードの場合はスタート付近にカテゴリーを示す”表示、最終クィックドローの側にゴールの表示が取付けられる。

[36] 原文は「6.4.2 a)」。2017 年より条文のナンバリングが a、b、c……から i、ii、iii……に変更されているが、それに合わせた修正がおこなわれていない。次の 6.10.1 の冒頭の「i」についても原文は「a)」となっている。この後にもそうした箇所はかなりあるが、原則として小文字のローマ数字に直して表記している。

位とする。

ii. 同着がそれ以外の場合は、それらの選手には同じ順位が与えられる。

予選の順位

6.10.5 予選に参加した各選手には、各予選ルートについて以下の値が順位ポイントとして与えられる：

i. 選手のそのルートでの順位が単独である場合は、そのスターティング・グループ内での選手の順位の値；

ii. 2 名以上の選手が同着となっている場合は、そのスターティング・グループ内の同着の選手の平均順位の値[37]。

例：1 位に 6 名の同着があった場合、同着の各選手に（1+2+3+4+5+6）÷6＝21÷6＝3.50 が順位ポイントとして与えられる

例：2 位に 4 名の同着があった場合、同着の各選手に（2+3+4+5）÷4＝14÷4＝3.50 が順位ポイントとして与えられる

6.10.6 予選のスターティング・グループ内での選手の順位は、以下の式から算出された、各選手に与えられる総合ポイント（トータルポイントの値が小さい方が上位）の昇順とする。

$$TP = \sqrt{R1 \times R2}$$

TP=総合ポイント

R1＝6.10.5 の規定にある最初のルートの順位ポイント

R1＝6.10.5 の規定にある 2 番目のルートの順位ポイント

6.10.7 6.10.5 及び 6.10.6 のポイントと順位の計算は、任意精度演算[38]でおこない、公式リザルト表に掲載される順位の値は小数点以下 2 位まで表示しなければならない。

6.10.8 予選が 2 組のルートで、2 つのスターティング・グループに分かれて行われた場合、予選の統合順位を各スターティング・グループの順位を結合して決定する。この際、同じ順位を持つ選手は同着として扱う。

すなわち、スターティング・グループ A で 1 位の選手と、スターティング・グループ B で 1 位の選手は、予選の統合順位ではともに 1 位とする。

6.11 テクニカル・インシデント

定義

6.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象[39]であり、以下のようなものが含まれる：

i. ホールドの破損や緩み；

ii. クィックドローやそのカラビナが適切な位置にない；

iii. ロープを張ることが選手の動作の補助、あるいは妨害になる；

6.11.2 IFSC ジャッジが、必要な場合はチーフ・ルートセッターとの協議の上で、テクニカル・インシデン

---

[37] 一般式としては　順位+(同着の人数-1)÷2　となる。

[38] 小数点以下の計算精度は指定せず、使用するシステムの仕様にまかせてよい。

[39] 原文は“A Technical Incident is defined as any occurrence that results in a disadvantage or unfair advantage to a competitor”なので、厳密には選手に不利または不公平な結果をもたらす事象そのものがテクニカル・インシデントということで、不利または不公平な結果がインシデントではない。

トの確認と却下をおこなう。

テクニカル・インシデント後の処理

6.11.3 通常、テクニカル・インシデントは以下のように対処される：

i. 選手がテクニカル・インシデントの可能性のある事態の結果として、レジティメイト・ポジションをはずれた場合、選手のアテンプトは終了となる。IFSC ジャッジは、テクニカル・インシデントを宣言し、選手に再アテンプトを認めるかどうかを、直ちに決定しなければならない。

ii. 選手がレジティメイト・ポジションにある場合：

i) IFSC ジャッジがテクニカル・インシデントを指摘し、選手がレジティメイト・ポジションにある場合、クライミングを続けるか、中止するかを選択することができる。選手が登り続けることを選択した場合は、そのテクニカル・インシデントについての、後からの申告は受け入れられない。

ii) 選手自身がテクニカル・インシデントを指摘し、選手がレジティメイト・ポジションにある場合、選手はテクニカル・インシデントの性質を明らかにし、IFSC ジャッジの同意のもとにクライミングを続けるか、中止するかを選択することができる。選手が登り続けることを選択した場合は、そのテクニカル・インシデントについての、後からの申告は受け入れられない。

6.11.4 選手が墜落し、テクニカル・インシデントが墜落の原因であると主張した場合、その選手は直ちに別に設けられ、ウォームアップ設備を利用できるアイソレーション・ゾーンへ移され、テクニカル・インシデントに対する調査結果が出るまで、そしてそれが確認された場合は、認められた回復時間の間、待機しなければならない。選手はこのアイソレーション・ゾーンにいる間、IFSC と主催者役員以外の何人とも連絡を取ることは認められない。

6.11.5 選手が：

i. 6.11.3 に規定された状況下で、登るのをやめた、あるいはアテンプトが中断された場合；または

ii. 6.11.4 に規定された状況下で、テクニカル・インシデントが確認された場合；

当該選手はそのルートの再アテンプトを概ねテクニカル・インシデント発生までに使用した各ハンドホールドあたり 1 分間、最長 20 分間の認められた回復時間の後に、行うことが認められる。

6.11.6 ジューリ・プレジデントは、選手からの最大限度内の回復期間の要求をもとに、選手の次のアテンプトを競技順のどこに入れるかを決定する。影響を受ける全ての選手は、再アテンプトが競技順のどこに入るかを告知されねばならない。

6.11.7 競技会のいずれのラウンドであれ、再アテンプトが最後の選手の後に行われる場合、テクニカル・インシデントを被った選手がすでにそのラウンドで 1 位となっているのであれば、その選手の再アテンプトは認められない。

成績への影響

6.11.8 テクニカル・インシデントが発生した場合の選手の成績は以下のようにあつかう：

i. 6.11.3 に規定された状況下で、アテンプトの継続を選択した場合、そのアテンプトの成績がそのまま確定する；

ii. 6.11.5 の規定により再アテンプトが行われた場合、そのルートでの選手のアテンプトの成績の中で最も良いものが採用される。

6.12 ビデオ記録の利用

6.12.1 公式ビデオ記録が、全ての選手のアテンプトについて作製されねばならない。

6.12.2 公式ビデオ記録の作製は以下に従い、担当する当該ルートでの選手のアテンプトの開始から終了までを追って記録する：

i. 予選では、各ルート最低 1 台のビデオカメラを使用する；

ii. それ以外のラウンドでは、各ルート最低 2 台のビデオカメラを使用する。

6.12.3 ラウンド開始に先立ち、IFSC ジャッジは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジューリ・プレジデントは IFSC ジャッジと協議の上、ビデオカメラの位置を決定しなければならない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないよう、細心の注意を払わねばならない。

付記：クライミング競技会のビデオ記録の適切な経験を有するナショナル・ジャッジが、撮影者を補助することが推奨される。

6.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

6.12.5 公式ビデオ記録はジャッジによって、成績判定での"保持/使用"の判別と、各ラウンド後の選手順位の確定に用いられる。

6.12.6 IFSC ジャッジが、成績決定前に選手のそのルートでのアテンプトの公式ビデオ記録を検討すべきであると判断した場合、IFSC ジャッジは規則に従って選手がそのアテンプトを完遂するのを認めねばならない。そのアテンプト終了後直ちに、IFSC ジャッジは選手に、そのラウンドの順位はビデオ記録の審査の後の確認の対象となる旨を告げねばならない。この確認は可能な限りすぐに行わねばならない。

6.12.7 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：

i. 公式ビデオ記録

ii. ジューリ・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）

6.12.8 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジューリ・プレジデントに提出しなければならない。

6.13 抗議

6.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならならず、かつ

i. 文書による場合は、IFSC のウエブサイトにある書式、またはそれと同じ内容を記入した書面で、規則の中で抗議が関係する該当条項を明らかにした上で、

ii. 当該選手団の役員、またはその大会に登録された役員がない場合に限り、当該選手が署名をして提出されねばならない。

6.13.2 6.13.3 に従っておこなわれる抗議を除き、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が認められた場合、または受理さ

れない[40]場合には抗議料は返金される。抗議が認められない場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

6.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。こうした抗議は書面で、該当する選手団の役員が署名をしておこなわねばならない。ジューリ・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

抗議の手順

6.13.4 選手のアテンプト中止に関わる、またはアテンプト中止が必要となった事態に対する抗議は、ただちに、遅くとも次の選手のスタート前におこなわれなければならない。IFSC ジャッジはジューリ・プレジデントに、抗議内容を伝えねばならない。こうした抗議がおこなわれた場合、当該選手にはテクニカル・インシデント発生時と同じ対応をおこない、6.11.5 から 6.11.8 の規定を適用する。

6.13.5 選手の成績に対するいかなる抗議も、ジューリ・プレジデントに対して文書で：[41]

i. 予選または準決勝についての抗議は、そのラウンドの公式の成績一覧が発表されてから 5 分以内におこなわれなければならない。

ii. 決勝についての抗議は、当該選手の暫定成績の表示後ただちにおこなわれなければならない。

付記：特定のホールドでの選手の成績判定についての抗議がおこなわれた場合、抗議審判団は判定の整合性を確保するために、同じホールドで保持または使用と判定された全ての選手の成績を再検討しなければならない。

6.13.6 抗議を受けたらジューリ・プレジデントは（ジューリ・プレジデントが当初の判定に関わっている場合テクニカル・デリゲイトは）、ただちにその抗議に対する対応をおこなわなければならない。

抗議が公式の成績に対するものであるなら、ジューリ・プレジデントは公式の成績が「Under Appeal（抗議判定中）」であることが、抗議がどの成績に対するものかを明らかにして、確実に告知されるよう手配する。

6.13.7 ジューリ・プレジデント（テクニカル・デリゲイトが担当した場合はテクニカル・デリゲイト）は、競技会の日程に遅延や問題を生じさせることなく抗議に対処しなければならず、そのために全ての人員や便宜を活用することができる。

6.13.8 抗議内容に関して確証が得られない場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。裁定の結果は文書としてジューリ・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されねばならない。

抗議の結果

6.13.9 抗議審判団の裁定は最終的なものであり、それに対する抗議はおこなうことができない。

6.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない

i. 予選、または準決勝に関する抗議については、原裁定の発表後 5 分以内に

ii. 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

---

[40] ここでいう「受理されない」（not accept）とは、抗議の審査以前に何らかの理由で受け付けられなかったこと、「認められない」（reject）とは、講義審査の上、内容が認められないことと考えられる。

[41] 2013 年に大幅に早められた抗議の締め切りだが、2013 年には一段と厳しくなった。競技会全体の進行をスピーディーにおこなうための変更である。

iii. 原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

7. ボルダリング

7.1 概説

7.1.1 ボルダリング競技会はボルダーと呼ばれ、ロープを使用せずに登られる、専用に設計された人工壁に設定された短いクライミング・ルートでおこなわれる。

7.1.2 ボルダリング競技会は通常は：

i. 各カテゴリーの各スターティング・グループ[42]につき 5 本のボルダーからなるコースでおこなう予選

ii. 各カテゴリーにつき 4 本のボルダーからなるコース[43]でおこなう準決勝

iii. 各カテゴリーにつき 4 本のボルダーからなるコースでおこなう決勝

から構成される。

7.1.3 不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントは以下のように決定することができる：

i. ひとつのラウンドにつき、**ひとつまでのボルダーを**省略することができる。

ii. ラウンドのうちひとつを省略することができる。この場合、残るラウンドの結果でその大会の選手の順位を決定する[44]。

7.2 クライミング用構築物

クライミング用構築物

7.2.1 クライミング用構築物及びホールドはセクション 3（総則）に述べられている適用規格に準拠していなければならない。

7.2.2 クライミング用構築物は、各ラウンドで同時進行をおこなうために、通常少なくとも 10 本の独立したボルダーの設定を考慮しなければならない。

7.2.3 全てのボルダーは床面よりも高いプラットフォーム上に設置され、一般エリアのどこからでも見えるように並んで[45]いなければならない。各ボルダーには選手がボルダーを観察することができ、安全マットをその中に含む明示されたエリアがともなわなければならない。

ボルダーの設定

7.2.4 7.7.11ii または iii に従って、いずれのカテゴリーであれ予選が 2 つのスターティング・グループとコースでおこなわれる場合、それぞれのコースのボルダーは、似通った性格（形状、スタイル）で構成され、各コースの全体としての難度も同等でなければならない。

7.2.5 各ボルダーには明示された以下の開始位置[46]がなければならない。

i. 両手のマーキングされたハンドホールド；

---

42 2012 年の改定で登場した用語。一つのラウンドの、同じルート/ボルダーで競技をおこなう選手全体を指す概念。

43 一つのスターティング・グループが競技をおこなうボルダー群全体を指す概念。

44 この部分の表現が、リードの対応する部分と表現が異なる。結果的に趣旨が変るわけではないが。

45 原文は"(all boulders) aligned in such a way that they are visible from any point in the public area".

全体として見たときに全てのボルダーが直線的に並んでいる状態を意味すると思われる。壁が大きく凹凸を作って並んでいると観客席から死角ができると言うことだろう。

46 「開始位置」の原文は "start"、「スターティング・ポジション」、「スターティング・ホールド」は原文もそのまま。

ii. 両足のマーキングされたフットホールド[47]。

iii. 一本線のテープで壁の何もない、もしくは範囲の特定できない部分を開始位置としてマークすることは認められない。

iv. 特別な場合[48]、要求されるスターティング・ポジションを特定するために、スターティング・ホールドに左右の別を示すことができる。

v. 複数のホールドを組み合わせた場合、1 個のホールドと見なしてマーキングすることができる。

7.2.6 各ボルダーには次のいずれかの終了点が明示されねばならない。

i. 終了ホールド

ii. ボルダーの上の定められた立ち位置

7.2.7 各ボルダーには明示された「ゾーンホールド」がなければならない。このホールドは、選手をそのパフォーマンスの明確な差違に基づいて順位分けをおこなう際の補助とするものであり、その位置決定はルートセッターの判断に基づいておこなわれねばならない。

7.2.8 7.2.5、7.2.6、7.2.7 に関するマーキングは競技会の全期間を通じて同一でなければならない。スターティング・ポジションと終了ホールドのマークの色は同一でなければならず、ゾーンホールドはそれらとは異なる色でなければならない。おのおのの色は 7.9.5ii にあるデマケーションに用いられるものとは異なっていなければならない。これらのマーキングの凡例が、アイソレーション・ゾーン内に設置されねばならない。

7.2.9 一つのボルダーのハンドホールド数は最大 12 個、いずれのラウンドでもボルダー当たりのハンドホールド数の平均は 4 個から 8 個の間でなければならない。

7.3 安全性

7.3.1 各ボルダーは次のように設定されねばならない。

i. 選手の身体の最も低い部位が着地マットから 3m以上にならないこと

ii. 選手が墜落時に負傷する危険性がないように、また他の選手やその他の者を傷つけたりその妨害となることのないようにすること

iii. 下方向へのジャンプがないこと

7.3.2 着地マットで各ボルダーでの安全を確保しなければならない。主催者の用意したマットの配置の決定はチーフ・ルートセッターの責任でおこなわれ、マットが有効に使えるようにボルダーの数と性格を調整しなければならない。マットを連結する場合は選手がマットの間に落ちることがないように隙間を覆わなければならない。

選手個人の用具

7.3.3 選手は、オブザベーション及びクライミング中にオーディオ機器を所持または使用してはならない。

安全性の確認 ‘

7.3.4 ジューリ・プレジデント、IFSC ジャッジそしてチーフ・ルートセッターは、各ラウンドの開始に先立って各ボルダーとその安全マットを点検し、安全性の基準が守られていることを確認しなければならない。特に IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターはすべてのボルダーが 7.3.1 と 7.3.2 の要件に沿っていることを確認しなければならない。

---

[47] 2013 年に任意となったフットホールドの指定だが、2014 年に両足とも必ず指定に変わった。

[48] この「特別な場合」とは安全上の配慮が必要なことを意味するようだ。

7.4　採点と計時

7.4.1　各ボルダーの審判員は：

i.　予選及び準決勝に関しては、最低 1 名の少なくとも審判員の国内資格を有するボルダー・ジャッジが担当するものとする；また

ii.　決勝では、1 カテゴリーのみでの進行の場合はボルダー・ジャッジ 1 名と IFSC ジャッジが、また 2 つ以上のカテゴリーが同時進行の場合は、最低 1 名の少なくとも審判員の国内資格を有するボルダー・ジャッジが担当するものとする。

採点

7.4.2　各ボルダーにおいて、選手が 7.2.8 で述べたゾーンホールドを保持すると、ゾーンポイントが与えられる。ゾーンポイントはまた、選手がゾーンホールドを使用せずに完登した場合にも与えられる。ゾーンホールドは選手がそのホールドを安定した、あるいは制御された体勢を獲得するために[49]使用したときに保持したと見なされる。

7.4.3　各選手がおこなうアテンプトに対し、ボルダー・ジャッジは以下のことを記録する。

i.　7.4.2 の規定にしたがったゾーンポイントを獲得するまでに選手が要したアテンプト数

ii.　7.9.4 の規定にしたがった完登までに選手が要したアテンプト数

7.4.4　採点のために選手が以下のことをおこなうごとにアテンプト 1 回が加算される。

i.　7.9.1 の規定にしたがいボルダーを登り始めた；

ii.　スターティング・ホールド以外のホールドに、手または足で触れた[50]；

iii.　「ティックマーク」を追加した。

計時

7.4.5　各ラウンドにおいて、各選手のアテンプトでのクライミング・タイムの残り時間を電気計時システムで表示しなければならない。時間表示は残り時間を、最後の位を秒単位で表示しなければならない。時間表示の設置数、位置、大きさは競技ゾーンにいる全ての選手がそれを見ることができるようにしなければならない。

7.4.6　予選と準決勝の各ローテーション・ピリオドの最初（そして終了）は大きく明瞭な合図で伝えられねばならない。ローテーション・ピリオドの残りが 1 分間になった時は、異なる合図でそれが伝えられねばならない。

7.5 各ラウンドの定員

7.5.1　準決勝及び決勝に進出する定員は、それぞれ 20 名と 6 名である。

7.5.2　予選で、あるカテゴリーに 2 つのスターティング・グループがある場合、上位ラウンドへの定員は、両グループに均等に割り当てられる。

7.5.3　準決勝及び決勝への進出者は、先立つラウンドで上位の選手をあてる。同着の選手があって定員を超過する場合は、全ての同着の選手を次のラウンドに進出させるものとする。

---

[49] 「安定した」は stable、「制御された」は controled が原文。解釈としては、前者はホールドを保持して静止した状態、後者はムーブを続行している状態となるのではないかと思う。

[50] この部分に 2014 年まではチョークをつけることも含まれていたが、2015 年に削除された。手でホールドにチョークをつければ当然、その時に手でホールドに触れることになるからだろうか。見方を変えると、用意されているクリーニング用ブラシにチョークをまぶしてホールドにつけることは公認された、という見方もできる。

7.6 競技順

予選

7.6.1 予選が二つのスターティング・グループで行われる場合、選手は以下のように各スターティング・グループに割り振られる。

i. まず、テクニカル・ミーティング当日のボルダリングの世界ランキング（以下「現世界ランキング」["Current World Ranking"]）を有する選手を下の例のように各スターティング・グループに振り分ける。

現世界ランキング	
スターティング・グループ A	スターティング・グループ B
1 位	2 位
4 位	3 位
5 位	6 位
8 位	7 位
9 位	10 位
以下同様	以下同様

ii. 次に、ランク外の選手を無作為に、それぞれのボルダー群の選手数が同数もしくは可能な限り同数に近くなるように、各スターティング・グループに振り分ける。

7.6.2 各スターティング・グループの予選競技順は以下の通りとする。

i. 最初に、現世界ランキングを有する選手について、その現世界ランキングの昇順（例：最上位の選手を最初とする）で競技順を決定する

ii. 次に、全てのランク外の選手について無作為に競技順を決定する

準決勝及び決勝

7.6.3 準決勝と決勝の競技順は先立つラウンドの成績の逆順とする：すなわち最上位の選手が最後に競技をおこなう。先立つラウンドで同着の選手の場合、それらの選手間の競技順は以下の通り。

i. 同着の選手がそれぞれ現世界ランキングを有する場合、その現世界ランキングの降順とする：すなわち最上位の選手を最後とする。

ii. 同着の選手がともにランク外であるか、現世界ランキングが同位の場合は、無作為順とする。

iii. 現世界ランキングを有する選手とランク外の選手が同着の場合は、ランク外の選手を先にする。

7.7 競技の進行

概説

7.7.1 ボルダリング競技会の連続したラウンドを同日中に実施する場合、最初のラウンドの最後の選手が競技を終えてから、続くラウンドのアイソレーションクローズまでの間は最低 2 時間を置かなければならない。

アイソレーションに関する規定

7.7.2 7.7.3 から 7.7.6（アイソレーションに関する規定）は、ボルダリング競技会の全てのラウンドに適用される。

7.7.3 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻以後は、選手と選手団役員は指示があるまでアイソレーション内に留まらなければならない。

付記：選手や選手団役員、そしてそれ以外のジューリ・プレジデントがアイソレーション・ゾーンへの立ち入りを認めた者は、随時アイソレーションから退出することができるが、アイソレーションから退出した後は、ジューリ・プレジデントが特に残留を認めない限り、競技ゾーンからも退去しなければならない。

7.7.4 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻は、競技会のいずれのラウンドにおいても、競技順が最初の選手が競技を開始する予定時刻、あるいは決勝の場合は決勝進出者の紹介の予定時刻より 1 時間以上早くてはならない。

付記：選手はアイソレーション・ゾーンのクローズ時刻より以前であれば随時、競技エリアの外からボルダーを見ることができる。

7.7.5 選手は、公式のオブザベーションの間に得た、あるいはジューリ・プレジデントや審判員から伝えられた以外のボルダーに関する知識を持ってはならない。各選手はその自己責任において、ボルダーについての全ての指示に注意を払わねばならない。疑いを避けるため：

i. 競技エリアにいる選手が、競技エリア外にいる者から何らかの情報を求めることは、ジューリ・プレジデントが特に認めた場合を除き許されない。

ii. 自身の競技を終えた選手及び何らかの理由で競技エリア内にある選手は、競技を終えていない選手にルート/ボルダーに関する何らかの情報を伝えてはならない。

7.7.6 アイソレーションに関する規定が有効な時にそれに違反した場合、セクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

クライミングに先立つ準備

7.7.7 アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアからコール・ゾーンに移動する正規の指示を受けた後は、認められた役員以外の何人をも同伴することはできない。

7.7.8 コール・ゾーンに到着したら、各選手は靴をはき、その種目に応じた競技をおこなうための最終的な準備をしなければならない。

7.7.9 コール・ゾーンから競技ゾーンに入る指示があったら、各選手は準備を整えた上でそれに従わなければならない。これに対する不当な遅滞はイエローカードの対象となる。それでもなお遅滞が続く場合、セクション 4（罰則規定）にしたがって失格となる。

クリーニング

7.7.10 ボルダー・ジャッジまたは主催者側スタッフは、ボルダーにある全てのホールドを、各選手がその最初のアテンプトを開始する前にクリーニングしなければならない。選手はまたそのボルダーでのアテンプト前に、随時ホールドのクリーニングを要求できる。選手は地面から届く範囲のホールドのクリーニングをおこなうことができる。ブラシ及びその他の用具は、主催者が提供したものだけが使用可能である。

予選と準決勝

7.7.11 各カテゴリーの予選は以下のようにおこなう：

i. そのカテゴリーに参加登録している選手数が 40 名より少ない場合は、1 コースのボルダーに 1 つのスターティング・グループで競技をおこなう。

ii. そのカテゴリーに参加登録している選手数が 40 名から 59 名の場合は、テクニカル・デリゲイトがチーフ・ルートセッターと協議の上で、1 つまたは 2 つのコースのボルダーに同数のスターティング・グループで競技をおこなう。

iii. そのカテゴリーに参加登録している選手数が 60 名以上の場合は、2 コースのボルダーに 2 つの

スターティング・グループとし、それぞれのコースで 1 つのスターティング・グループが競技をおこなう。

7.7.12 準決勝はそれぞれのカテゴリーについて 1 コースのボルダーで競技をおこなう。両カテゴリーは通常、同時進行で競技をおこなう。

7.7.13 予選と準決勝で、そのラウンドに出場する各選手は：

i. 与えられたコースの各ボルダーを定められた競技順で、各ボルダーあたり 5 分間の定められた競技時間（以下「ローテーション・ピリオド」）で競技をおこなう。

ii. ローテーション・ピリオドと同じ休憩時間が、連続する各ボルダーでの競技の間に与えられる。各ローテーション・ピリオドの終了時に、選手は登るのを中止し定められた休憩エリアに入らなければならない。このエリア内では、いずれのボルダーのオブザベーションもおこなうことはできない。休憩時間の終了した選手は、次のボルダーに移動しなければならない。

決勝

7.7.14 適用せず

7.7.15 決勝に先だって、決勝に進出した選手の紹介をおこなう。

7.7.16 各カテゴリーにおいて：

i. 決勝の各ボルダーでは、7.6.3 に定めた競技順で全選手が競技をおこなう。

ii. その競技を終了した選手は、別のアイソレーション・エリアに戻り、次の選手がただちにその競技を開始する。

iii. 全ての選手がその競技を終了したら、選手全員が次のボルダーに移動する。

7.7.17 決勝での競技時間は、各選手あたり 4 分間とする。

7.8 オブザベーションに関する規定

7.8.1 選手団役員はオブザベーション中に選手に付き添うことは認められない。オブザベーション・エリア[51]内では、全ての選手はアイソレーションの規定に拘束されるものである。選手はオブザベーションを指定されたオブザベーション・ゾーン[52]内で行わねばならない。クライミングウォールに登ること、また何であれ用具類や家具類の上に立つことは認められない[53]。質問は、ジューリ・プレジデント、IFSC ジャッジ、そのボルダーを担当するボルダー・ジャッジに対してのみ認められる。

7.8.2 オブザベーションの間、選手はマーキングされたスターティング・ホールドにのみ、両足が地面から離れていない状態で[54]触れることができる。記録機器の使用は一切認められない。

予選と準決勝

7.8.3 予選と準決勝では、オブザベーションはローテーション・ピリオドの中でおこなう[55]。

---

[51] 7.2.3 にある「[51]選手がボルダーを観察することができ、安全マットをその中に含む明示されたエリア」。

[52] 「オブザベーション・エリア」と「ゾーン」の 2 つの用語が混在している。単なる統一忘れか？ちなみに、リードの当該箇所はエリアである。

[53] オブザベーション中にジャンプしたらどうなるかは、以前から問題になっているのだが、最近のように「地ジャン」スタートが可能となると、1 アテンプトをカウントせざるを得ない場合がありうるだろう。

[54] 「両足が地面から離れていない状態」（“without leaving the ground with both their feet”）なので、片足は OK と読めるだろう。

[55] 原文は“the observation period is part of the Rotation Period”で、「ローテーション・ピリオドの一部分」と言うことだが、意味としては、訳出したとおり。

決勝

7.8.4　決勝開始の直前に、選手全員で一斉にボルダーあたり 2 分間のオブザベーションをおこなう。

7.9 クライミング中の規定

スタート

7.9.1　選手の身体のあらゆる部位が地面から離れることをもってアテンプトの開始と見なされる。

7.9.2　地面から離れた後、それ以上のムーブをおこなう前に、選手は 7.2.5 の規定に従ってマーキングされたスターティング・ポジションにつかなければならず、それ以外のホールドを使用する前に、スターティング・ポジションのハンドホールドを保持（コントロール）しなければならない。

付記：選手がレジティメイト・ポジションにあって、体勢の関係で他のホールドやボリュームに触れた（使用はしていない）場合、そのスタートは不正スタートではないとみなされる。

7.9.3　選手がスターティング・ホールドに地面の上から手が届かない場合、スターティング・ホールドに跳びついてスタートすることができる[56]。

完登

7.9.4　選手が以下のいずれかを、いずれの場合も選手に与えられた競技時間内[57]におこなったことをボルダー・ジャッジが確認した上で、「OK」と声をかけることでボルダーの完登となる：

i.　マーキングされた終了ホールドを両手で保持（control）する

ii.　ボルダーのトップ[58]に 7.2.6 ii で規定された表示がある場合は、ボルダーの上に立ち上がった状態になる

7.9.5　選手がマーキングされた終了ホールドを両手で保持できなかった場合、またボルダーのトップの立ち位置に立てなかった場合、また以下の場合にアテンプトは失敗となる：

i.　7.9.1～7.9.3 に従ったスタートに失敗した

ii.　黒（またはそれ以外の色を使用しなければならない場合に、ジューリ・プレジデントから選手への競技説明[59]の時に指定された色）の連続的なテープで限定が明示された壁の一部分、ホールド、はりぼてを使用した

iii.　いかなるものであれホールド取付け用にあけられている穴[60]を手で使用した場合、ただしボルトオンホールドのそうした穴は除外する

iv.　壁やその一部をなすものに取付けられた、広告やインフォメーション用表示物を使用した

---

[56] 通常は、ジャンプして手のスタートホールドを保持した後、足のスタートホールドに足を置けばよい。
ここで問題なのは、走って行ってフットホールドを蹴ってスタートホールドに飛びつくようなスタート。ジャンプ後＝身体が地面（マット）から離れた後は、7.9.1 の規定でアテンプトは開始しているため、手でも足でもスタートホールド以外に触れることは可能（7.8.2 には違反しない）と考えられるので、ジャンプ後にフットホールドを蹴ってスタートホールドに飛びつくようなムーブが設定可能と言う解釈ができないではない。
無論、片足が地面に残った状態で、蹴るためのフットホールドに触れた場合は、7.9.5 i の不正スタートになる。

[57] 「ローテーション・タイム」を使わないのは、決勝と優勝決定戦を考えてのことではないかと思う。

[58] これはいわゆる「トップアウト」の「トップ」で、もし日本語にするなら「頂上」、「てっぺん」になる。

[59] 競技会前日の「テクニカル・ミーティング」ではなく、ラウンド開始前の説明。

[60] この「穴」は 2013 年までは“holes provided in the climbing wall for the placement of bolt-on holds”とクライミングウォールのものに限定されていたが、その限定がなくなり、ハリボテなどについている穴も使用禁止となっている。

v. 壁の両脇、または上端の縁を登るために使用した

vi. 身体のどこか一部が地面に触れた

vii. 競技時間が定められている場合に、その時間内にアテンプトを完了できなかった

7.9.6 7.9.5 i から vi[61]に抵触した場合、ボルダー・ジャッジは選手に登るのをやめるように指示しなければならない。

7.10 各ラウンド後の順位付け

概説

7.10.1 競技会の各ラウンド終了後、そのラウンドに参加した各選手の、そのスターティング・グループ及びカテゴリー内での順位が以下の基準にもとづいて決定される：

i. 最初に、当該ラウンドでの完登したボルダーの数（以下、完登数）の降順

ii. 2 番目に当該ラウンドで獲得したゾーンポイントの数の降順

iii. 3 番目に、完登したボルダーの完登までのアテンプト数の合計の昇順

iv. 4 番目にゾーンポイント獲得までのアテンプト数の合計の昇順

例：

順位	完登数	ゾーン数	完登までのアテンプト数合計	ゾーンまでのアテンプト数合計
1 位	4	5	5	7
2 位	4	4	4	4
3 位	4	4	5	4
4 位	3	5	3	5

7.10.2 あるラウンドで参加資格のある選手が、出場しなかった場合：

i. 予選では、順位はつけない

ii. 他のラウンドでは、そのラウンドの最下位とする

7.10.3 7.10.1、7.10.2 の順位計算の結果、同着の選手があった場合、それらの選手の先立つラウンドの順位をもって順位をわける（以下、「カウントバック」）。同着の選手は、その先立つラウンドの順位の昇順にしたがって順位付けされる。

選手が 2 つのスターティング・グループにわかれて競技をおこなった予選の成績にはカウントバックはおこなわない。

7.10.4 7.10.3 にしたがってカウントバックをおこなった結果、なお同着の選手がいた場合：

i. 決勝ラウンド後にそのような同着が、1 位、2 位、または 3 位の選手に生じた場合、これらの選手の間の順位は以下のように決定される：

a) これらの選手についてその最も良い成績をまず、決勝ラウンドの最初のアテンプトでの完登数、次に 2 回目での完登数という風に順に比較する；

b) a)の比較で同着が分かれない場合、決勝ラウンドの最初のアテンプトでのゾーン獲得数、次

[61] 原文は vi ではなく古い標記の f)だが、それはさておき 7.9.5 に列挙されている項目は vii まで（g)まで）である。vii の競技時間切れの場合を含めないのは、ブザーが鳴るからジャッジがあえて指示する必要がないということなのか、単なる記述ミスなのか、判断が難しい。

に 2 回目でのゾーン獲得数という風に順に比較する

c） 1 位から 3 位に、a)、b)の比較後も同着が残る場合、準決勝、また必要な場合は予選についても可能であれば適用する（予選が 1 グループのみで実施の場合）。

d) a)、b)そして c)の適用後も同着が残る場合、それらの選手は同順位とする。

ii. それ以外の選手が同着となった場合は、その選手は同順位とする。

予選（2 スターティング・グループ）

7.10.5 予選が 2 つのコース、2 つのスターティング・グループでおこなわれた場合、予選の統合順位が各スターティング・グループの順位を、綜合して決定される。この際、同順位の選手は同着として扱う。

例えば、スターティング・グループ A で 1 位の選手とスターティング・グループ B で 1 位の選手は、ともに総合順位が 1 位となる。

7.11 テクニカル・インシデント

7.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象である。

7.11.2 IFSC ジャッジが、必要な場合はチーフ・ルートセッターと協議をおこなった上で、テクニカル・インシデントを認定するか否かを決定する。

テクニカル・インシデント後の処理

7.11.3 テクニカル・インシデントを被った選手の、テクニカル・インシデントが発生したアテンプト後の、同じボルダーでの最初のアテンプトは、テクニカル・インシデントが発生したアテンプトの継続と見なされる。

7.11.4 テクニカル・インシデントを被った選手が、修復後にそのアテンプトを再開する場合、選手は 2 分間を最少としてテクニカル・インシデント発生時の残り時間が与えられる。

7.11.5 テクニカル・インシデントが予選、または準決勝で発生し、確認された場合：

i. テクニカル・インシデントが、当該ローテーション・ピリオド期間の終了前に修復された場合、関係する選手はそのアテンプトを継続する機会を与えられる：

i) 選手が継続することを選択した場合、テクニカル・インシデントは終了し、以後一切の申告は認められない。

ii) 選手が継続することを選択しなかった場合、その選手は再開アテンプトを、ジューリ・プレジデントが他の選手に影響のないように決定した、いずれかのローテーション・ピリオド内におこなう。

ii. テクニカル・インシデントが、当該ローテーション・ピリオド期間の終了前に修復されなかった場合、そのローテーション・ピリオドの終了時の対応は以下のとおり：

i) IFSC ジャッジは、テクニカル・インシデントを被った選手と、それより以前のボルダーにいる全ての選手について、競技の進行を中断する。

ii) それ以外の全ての選手は、競技を継続する。

iii) その後、テクニカル・インシデントが修復された時点で、テクニカル・インシデントを被った選手が、そのアテンプトを再開する。それ以外の競技を中断していた全ての選手は、その後の最初のローテーション・ピリオドから競技を再開する。

7.11.6 決勝でテクニカル・インシデントが発生し確認された場合、テクニカル・インシデントを被った選手は、トランジット・ゾーン内での別のアイソレーションに戻り、修復を待つ。テクニカル・インシデ

ントが修復された時点で、影響を受けた選手はそのアテンプトを再開する。

7.12 ビデオ記録の使用

7.12.1 公式ビデオ記録が、全ての選手のアテンプトについて作成されねばならない。

7.12.2 公式ビデオ記録は、各ボルダーのコースあたり最低 2 台の固定されたビデオカメラを使用し、以下の点が撮影できる必要がある：

i. コース内の各ボルダーのスターティング・ポジション

ii. コース内の各ボルダーのゾーンホールド

iii. コース内の各ボルダーの終了ホールドまたはポジション

iv. 7.9.5 ii による限定箇所

7.12.3 ラウンド開始に先立ち、IFSC ジャッジは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジューリ・プレジデントは IFSC ジャッジと協議の上、ビデオカメラの位置を決定しなければならない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないよう、細心の注意を払わねばならない。

7.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

7.12.5 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：

i. 公式ビデオ記録

ii. ジューリ・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）

7.12.6 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジューリ・プレジデントに提出しなければならない。

7.13 抗議

7.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならならず、かつ

i. 文書による場合は、IFSC のウエブサイトにある書式、またはそれと同じ内容を記入した書面で、規則の中で抗議が関係する該当条項を明らかにした上で、

ii. 当該選手団の役員、またはその大会に登録された役員がない場合に限り、当該選手が署名をして提出されねばならない。

7.13.2 7.13.4 に基づいた選手自身によるもの（審判の判断及び成績カード上の成績に対する異議）及び 7-13.3 に基づいておこなわれる抗議を除き、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が認められた場合、または受理されない場合には抗議料は返金される。抗議が認められない場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

7.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。こうした抗議は書面で、該当する選手団の役員が署名をしておこなわねばならない。ジューリ・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講

じなければならない。

抗議の手順

7.13.4 選手のアテンプトについての判定（不正スタート、完登時にコントロールできていない、デマケーションの黒テープの先の壁の使用…など）に対する、その結果追加アテンプトを要することになるような抗議は、以下に従ってただちにおこなわれなければならない：

i. 予選と準決勝では、当該または直後のローテーション・ピリオド内に；

ii. 決勝では、次の選手のアテンプト開始前に；

そして、こうした抗議がおこなわれた場合、その必要があれば、選手はテクニカル・インシデントを被ったのと同じ扱いとなり、7.11.5 i 及び 7.11.6 が適用される。決勝ではこのような抗議は、選手が次のボルダーに移動する前に処理を決定し、必要なあらゆる対応が完了している状態にしなければならない。

7.13.5 選手の順位（すなわち発表された成績の誤りや矛盾）に対するいかなる抗議も、ジューリ-プレジデントに対し、以下に従って文書でおこなわねばならない：

i. 予選あるいは準決勝についてのあらゆる抗議は全ての公式の成績一覧が公開されてから 5 分以内に。

ii. 決勝についての抗議は、当該選手の暫定成績が表示された後ただちにおこなわれなければならない。

7.13.6 抗議を受けたら、ジューリ・プレジデントまたはジューリ・プレジデントが当初の判定に関わっている場合テクニカル・デリゲイトは、ただちにその抗議に対する対応をおこなわなければならない。

抗議が公式の成績に対するものであるなら、ジューリ・プレジデントは公式の成績が「Under Appeal（抗議判定中）」であることが、抗議がどの成績に対するものかを明らかにして、確実に告知されるよう手配する。

7.13.7 ジューリ・プレジデント（テクニカル・デリゲイトが担当した場合は IFSC デリゲイト）は、競技会の日程に遅延や問題を生じさせることなく抗議に対処しなければならず、そのために全ての人員や便宜を活用することができる。

7.13.8 抗議内容に関して確証が得られない場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。裁定の結果は文書としてジューリ・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されねばならない。

抗議の結果

7.13.9 抗議審判団の裁定は最終的なものであり、それに対する抗議はおこなうことができない。

7.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない

i. 予選、または準決勝に関する抗議については、原裁定の発表後 5 分以内に

ii. 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

iii. 原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

.

8.スピード

8.1 概説

8.1.1 スピード競技会は、専用に設計された人工壁に設定された、呼び長 15mのクライミング・ルートで開催される。

8.1.2 スピード競技会の通常の構成は以下のとおり：

i. 単一ステージからなる予選；

ii. 2 つ～4 つのステージ（1／8 ファイナル、1／4 ファイナル、1／2 ファイナル、そしてファイナルはスモールファイナルとビッグファイナルで構成される）からなる決勝ラウンド；；

不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

8.2 クライミング用構築物

クライミング用構築物

8.2.1 クライミング用構築物及びホールドはセクション 3（総則）、及び“IFSC スピードライセンスルール”[62]（IFSC Speed License Rules　第 3 版　2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に述べられている適用規格に準拠していなければならない。

8.2.2 クライミング面は、最低 2 つの平行したレーンを持ち、各レーンの設計（計時装置の位置を含め）は“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules　第 3 版　2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に示されたレイアウトと寸法に準拠していなければならない。クライミング・レーンは隣接していても離れていても良いが、後者の場合、その間隔は 1m を越えないものとし、いずれの場合もレーンは水平に揃っていなければならない。

8.2.3 クライミング用構築物には以下のものが含まれねばならない：

a)[63] クラシックビレイの場合：クライミングロープを通す 2 つの確保支点：ロープを吊り下げる主支点（トップ・プロテクションポイント）と、ロープ制御の補助となる二次支点（ディビエイション・ポイント）である。トップ・プロテクションポイントの位置は、“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules　第 3 版　2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に示されたものとする。ディビエイション・ポイントがクライミング面の前面にある場合は同様に、同文書に示した位置でなければならない。

b) オートビレイの場合：システムはトップ・プロテクションポイントに固定されねばならない。

8.2.4 クライミング面は合成樹脂と 0.1/0.4[64]（粒度）の珪砂で表面仕上げをおこなわなければならない。クライミング面には明るい中間色を用い、ホールドにはコントラストの強い色を用いるものとする。クライミング面の各パネルは図 8.2c)[65]に規定する格子状に配置されクライミングホールドを取り付け

---

[62] このありかは実にわかりにくい。現在 IFSC のサイトに同文書へのダイレクトなリンクは見当たらないようだ。検索をかけると”Project Information: Speed World Record”というページ（https://www.ifsc-climbing.org/index.php/about-ifsc/sport-department/speed-project）がヒットし、そこにリンクがあるがそれは 2014 年版である。https://www.ifsc-climbing.org/images/about-ifsc/Speed_Project/140429_SDSpeedLicenseRules4.1-corrected.pdf

[63] 各項目のナンバリング規則は 2017 年版で変更されているが、スピードの部分ではこれが混乱している。新しい小文字のローマ数字によるところと、従来の小文字アルファベットによるところが混在しているのだ。やむを得ないので、大きく矛盾することがない限り、原文に従っている。

[64] 単位は mm。

[65] 図 8.2c)は 2013 の“ルール”では存在したが、他のスピード用クライミングウォールの図と同様に、“IFSC スピードライセンスルー

られるように M10 の雌ネジを切ったインサートのついた穴を備えていなければならない。

クライミング・ルート

8.2.5　各レーンのクライミング・ルートは、スピード競技用として IFSC の認可を得たデザインのホールドを使用し、“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules　第 3 版　2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に示された設定に従っていなければならない。それ以外のもの（ホールド、クィックドローなど）は、常設のハンガーを除き壁から撤去しておかねばならない。[66]

8.2.6　クライミング面に固定される計時装置は、“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules　第 3 版　2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に示された位置に設置しなければならない。例外的な場合、選手の登行を妨げ、あるいは補助にならないように、チーフ・ルートセッターが、計時装置の設置場所を変更することができる。

8.3 安全性

8.3.1　スピード競技で使用される専用用具は、セクション 3（総則）に定める適用規格に準拠していなければならない。

8.3.2　すべてのルートにおいて選手は、適用規格に準拠したシングルロープを使用した上方からの確保（「トップロープ」）、または IFSC 公認のオートビレイシステムで安全を確保して登らねばならない。IFSC ジャッジは安全上、器具類の交換が必要な場合それを決定する。

確保支点

8.3.3　a)　クラシックビレイ：クライミングロープはディビエイション・ポイントとトップ・プロテクションポイントに、縫製によるテープスリングと規格に則ったクィック・リンク（マイロン・ラピッド）で確保支点に固定されたステンレス製の安全環付カラビナ[67]を用いて設置されねばならない。

b)　オートビレイ：トップ・プロテクションポイントへのシステムの設置は、使用説明書に記載された仕様に従って行わなければならない。

個人の用具

8.3.4　選手はクライミング・ハーネスを着用しなければならない。ジューリ・プレジデントは、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

8.3.5　a)　クラシックビレイ：クライミングロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュー式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

b)　オートビレイ：システムは選手のハーネスに、使用説明書に記載された仕様に従って接続されなければならない。

8.3.6　選手はオーディオ機器を、クライミング中に所持または使用してはならない。

ル”のみに掲載されるようになって 2014 の“ルール”には存在しない。記述ミスと思われる。

[66] “IFSC Speed License Rules”のかわりに“Speed Wall Drawings”という文書（http://www.ifsc-climbing.org/images/World_competitions/Officials_resources/Specific%20positions/RS/130118_DLD-SpeedRoutePlanRS.pdf）があり、ホールドの配置がまとめられている。

[67] この部分の原文は単に“Locking Karabiner”なので、スクリューゲイトでも自動ロックでもかまわないのだろう。

安全確認

8.3.7　全てのアテンプトに先だち、ビレイヤーは以下のことを確認しなければならない：

i.　選手のハーネスが正しく装着されていること；

ii.　クライミングロープが選手のハーネスに、8.3.5 にしたがって結束されていること。

確保

8.3.8　a)　クラシックビレイ：クライミングロープは、クライミング・レーンの一方の側に位置する 2 名のビレイヤーが地上から操作する。主ビレイヤーはロッキング式の確保器または手動式の確保器を使用する。ビレイヤーは充分に注意を払って以下のことを遵守しなければならない：

i)[68]　ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることでいかなる場合でも選手の動作を妨げることがないようにする；

ii)　全ての墜落は安全に停止させる；

iii)　確保されている選手を落としすぎない。

b)　オートビレイ：IFSC 公認のオートビレイシステムを使用する（スピードライセンスルールの解説を参照のこと）。

8.3.9　主催者から指名されるビレイヤーは、スピード競技に必要な確保の方法に習熟していなければならない。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のいずれの選手のビレイも担当することができない。

8.4 計時

8.4.1　各選手のクライミング・タイムは、スタートの合図から選手のアテンプトの完了までである。選手が規則に従ってアテンプトを完了した時のみ、それが有効な時間として記録される。

8.4.2　クライミング・タイムの計測は IFSC の認証を受けた自動計時システムでおこなう。

自動計時

8.4.3　計時システムは：

i.　各選手のそれぞれの競技終了時間を、選手が自動計時システムのスイッチ/パッドを叩いた時に、記録するものでなければならない。

ii.　各選手のそれぞれのクライミング・タイムを、スタートの合図の時刻(a)と競技完了時刻(b)の差分として、個別に表示するものでなければならない。

ii.　8.9.8 に規定される不正スタートを報知できなければならない。

8.4.4　計時システムは、最低でも 1/1000 秒まで記録できるものでなければならない。選手の順位付けにおいては、1/100 秒までが記録され掲示される。記録された時間が 1/100 秒単位ちょうどの値でない場合[69]、切り捨てて値をとり、発表する。

8.4.5　計時装置には、8.2.6 にしたがってクライミング壁面に固定、設置されたスタート表示器[70]が含まれね

---

[68] 8.3.8 のナンバリングは 2017 年版では ix、xxxxv、xi というとんでもないものになっている。さすがにありえないので、こおｋは 2016 年版と同じ i、ii、iii とする。

[69] 1/1000 秒単位の端数があった場合、その端数は切り捨て。

[70] 原文は“starting indicator”。8.2.6（P.42）には単に、Appendix4 に示すとおりとあるが、その図では “starting device”とゴールユニット（ゴールのパッド/スイッチ）があるのみで、これは壁面の任意の位置で良いようだ。

ばならない。

8.4.6　ジューリ・プレジデントは計時システムが正しく機能することを、責任を持って確認しなければならない。ジューリ・プレジデントは競技開始前に、関係する技術役員と面会し、自らが機器類に精通するようにしなければならない。機器類が正しく動作するかを確認するため、制御テストをおこなわなければならない。

8.5 各ラウンドの定員

8.5.1　決勝への定員は以下のとおりとする。

予選で有効なクライミング・タイムを記録した選手数	定員
4～7 名	4 名
8～15 名	8 名
16 名以上	16 名

付記：予選で有効なクライミング・タイムを記録した選手数が 4 名未満の場合は、予選をやり直すものとする。

8.5.2　指定された人数の決勝進出者は、予選で上位の選手をあてる。

8.5.3　同着の選手があるために、決勝への指定された定員を超過する場合の扱いは、8.7.5 に定める。

8.6 競技順

予選

8.6.1　全ての選手は、スタート（試登の場合も含め）の 1 時間前にその出欠の確認をコール・ゾーン内で行わねばならない。左側のレーン（レーン A）の競技順は、ランダムに決定する。右側のレーン（レーン B）の競技順は、レーン A と同じ順番だが、半数のところで前後を入れ替える。

例：一つのカテゴリーに選手が 21 名いる場合、レーン A で最初にスタートする選手は、レーン B では 11 番目にスタートする。

決勝

8.6.2　決勝で定員が 4 名、8 名、16 名のそれぞれの場合の、決勝各ステージの競技順とレーンへの割り振りは、図 8.6(a)、8.6(b)、8.6(c)に示すとおりとする。

付記：予選で 2 名以上の同着の選手がいた場合、決勝の第 1 ステージでのそれらの選手の競技順はランダムに割り振られる。

8.7 競技の進行

試登

8.7.1　可能であれば、予選に先立ち試登時間を設定する。ジューリ・プレジデントは試登時間の時刻と期間を（必要な場合、試登を行なうことができない理由を）テクニカル・ミーティングで告知しなければならない。

予選（2 レーン）

8.7.2　予選は 2 つのレーンで、2 人 1 組の選手でおこなう。不正スタートやテクニカル・インシデントのための再競技の場合を除き、各選手は 2 つのレーンのそれぞれでアテンプトを 1 回ずつおこなう。

付記：選手が不正スタートを１回した場合、残りの選手は残りのアテンプトを、それが片方のレーンであれ両方のレーンであれ、１人でおこなう。

8.7.3 選手は競技中、その最初のレーンでのアテンプト終了から 2 番目のレーンでのアテンプト開始までの間に、最低 5 分間の休憩時間が与えられる。

8.7.4 各選手は両方のレーンでのアテンプトが完了するまで、ジューリ・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらなければならない。

8.7.5 同着の選手があって、決勝への定員を超過する場合、少なくとも一つの有効なタイムを持つ当該の各選手の順位は、以下のように決定される；

i. 1/1000 秒精度の記録を使用する：

ii. なお同着がある場合、各選手の 2 番目の（遅い方の）記録（セカンド・タイム）を 1/1000 秒精度で比較する。より速いセカンド・タイムを有する選手により高い（上位の）順位を与える：

iii. セカンド・タイムを持たない選手は、セカンド・タイムを持つ全ての選手の下位となり、（それが 1 名より多い場合）その選手間の順位は左レーン（レーン A）での追加アテンプトで決定する。当該選手は、レーン A で同着をわけるために 1 回の追加アテンプトをおこなう。これらのアテンプトでのタイムは、決勝に進出する選手を決定するためにのみ使用される。

付記：繰り返し同着が発生する場合は、必要に応じて複数回のアテンプトを行う。

計時システムが 1/1000 秒の精度で使用できない場合は、テクニカル・デリゲイトの判断で同じ規定を 1/100 秒の精度で適用する。このことはテクニカル・ミーティングで告知されねばならない。

決勝

8.7.6 決勝の最終ステージに先立ち（すなわちスモール・ファイナルの直前に）、出場選手の紹介をおこなわなければならない。

8.7.7 決勝は、それぞれが独立したレースから構成される勝ち抜きトーナメント[71]でおこない、ステージ数（及び各ステージでおこなわれるレース数）は、決勝の定員に応じて決定される。

8.7.8 各レースの勝者は、そのレースでより速い有効なタイムを出した選手である。

付記：あるレースで１人の選手のみが有効なタイムを出した場合は、その選手がそのレースの勝者となる。

8.7.9 あるレースで有効なタイムを出した選手がいない場合：

i. 選手の 1 人が不正スタートを 1 回した場合、残りの選手が勝者となる。

ii. 両方の選手が墜落した場合、そのレースは引き分けとして 8.7.10 が適用される。

8.7.10 決勝のいずれのレースであれ、結果が同着だった場合、1/1000 秒精度のタイムを使用する。その後になお同着が残る場合、予選ラウンドで（8.7.5 の全てを適用した上で）より速い有効なタイムを有する選手を勝者とする。

8.8 試登

8.8.1 試登は通常、以下のいずれかによっておこなう：

i. 予選の実施前に、予選参加資格のある各選手が、各レーンで 1 回のアテンプトを、予選の発表さ

[71] 原文は“a series of elimination stages, each consisting of a number of individual races”。と長たらしい。要は日本で通常トーナメントと呼んでいるものにあたる。

れた競技順で行う。

ii. 一連の独立した試登時間枠を設定し、競技会に参加している各チームに割り当てる。この場合、ジューリ・プレジデントは、試登の日程を決定し、各チームが大会会場に入る時刻と各チームに割り当てられた時間――チームの選手数に比例する――を確定しなければならない。

8.8.2 ジューリ・プレジデントは、その競技会に固有の諸条件に応じて、試登時間の期間や形式を変更することができる。

付記：何らかのテクニカル・インシデントが試登に影響を与えた場合の救済措置として、選手は各ルートにつき1回の試登をおこなう権利を与えられる。選手のアテンプトは不正スタートをしても止められてはならない。

8.8.3 試登の際に、不正スタートをした時の合図及び計時装置のデモンストレーション[72]をおこなう。

8.9 競技の進行

スタート

8.9.1 全てのレースは、担当のスターター――IFSC 役員であってはならない――による明瞭な合図音で開始される。スターターは、選手からは見えない位置にいなければならない。合図音の音源は、全ての選手から等距離で、可能な限り近くに設置しなければならない。

8.9.2 ルートのスタート位置に呼び出されたら、各選手は：

i. まずスターティング･パッドを自分に適したスタート位置に 10 秒以内に置き直さねばならない。

ii. 次にビレイヤーが選手のハーネスに、8.3.5 及び 8.3.7 にしたがってロープを連結できるような体勢をとらねばならない。

iii. スターターの指示に従い、壁の前方 2m 以内の待機位置に、壁に背を向けて入らなければならない。

8.9.3 「At your marks」[73]の指示で各選手は、片足をスターティング・パッドに置き、両手と片足を任意のスターティング・ホールドに 4 秒以内に置かなければならない。

8.9.4 いかなる理由であれ、選手の準備が整った後に、スターターがスタートさせられないと判断したら、選手に準備態勢を解き再度待機場所に戻るよう命じなければならない。

8.9.5 全ての選手がスターティング・ポジションで静止したら、最後にスターターは”Ready![74]”と声をかけ、それに続いてただちに、計時システムを始動しなければならない。

付記：計時システムは、1 秒間隔で連続して 3 回のビープ音を鳴らす。 最初の 2 回のビープ音は同じ音色で、最後のビープ音はより高音のものとする。

8.9.6 用意ができていない場合、選手は審判に対しはっきりと手を挙げて呼びかけねばならない。
“Ready!”のコール後は、スタートの指示に対する抗議は認められない。

8.9.7 選手が以下のいずれかをおこなったとスターターが判断した場合、スターターはスタートを中止しなければならない。

i. 「At your marks」の指示に従わなかった、または指示から 4 秒以内にスタートできる状態にな

---

72 このデモンストレーションが、運営側がテストとして実施するものか、選手のための確認の意味でおこなうものかが不明。後者とすれば、全選手に対して行わねばならない。

73 「位置について」にあたる。

74 「用意」にあたる。

っていなかった；

ii. 「At your marks」の指示の後に、他の選手に対して音を立てるなどの妨害行為を行った。

（この場合、）スターターは、競技をスタートさせてはならない。ジューリ・プレジデントは、違反行為として警告をおこない、セクション 4（罰則規定）に従ってイエローカードを発行する。ジューリ・プレジデントがスターターの決定を承認しなかった場合は、選手に対して相応の注意をおこなわねばならない。

不正スタート

8.9.8 スターター（もしくは任命されたリコーラー[75]）の判断において、以下の場合に、選手は不正スタートをしたと判断される。

i. スターターが「Ready」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間にスターティング・パッドから離れた；

ii. スタートの合図音に 1/10 秒未満で反応した。

もし両方の選手が不正スタートをしたら、反応時間の短い方の（すなわち先に不正スタートをした）選手が失格になり、両方の選手の反応時間が同じ場合は、両方の選手が資格になる。

付記：自動計時システムを使用している場合、この機器のタイムは通常は正確なものと見なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、不正スタートがあったかどうかの判定には自動計時システムによる記録を使用するものとする。

8.9.9 選手が大会中に不正スタートを 1 回した場合：

i. 予選ラウンドの場合

a) 不正スタートをおこなったレースの有効な時間記録は与えられず、その大会のそれ以降の参加資格を失う；

b) 不正スタートをおこなった選手は、そのラウンドの最下位となる；

ii. 決勝ラウンドの場合

a) 不正スタートをおこなったレースの有効な時間記録は与えられず、その競技会の以後のステージへの参加は、不正スタートをおこなったのが 1/2 ファイナルで、3 位決定戦に参加する場合を除き認められない；

b) 決勝で不正スタートをおこなった選手、選手はそのステージでの最下位となる。または不正スタートをおこなったレースが競技会の最終ステージ中である場合は、その順位は 8.10 に規定するところに従って決定される：

不正スタートをおこなわなかった選手はそのレースの勝者とされ、それがビッグ・ファイナルで世界記録更新のためのアテンプトを認められる場合を除き、再度登ることはない。

8.9.10 不正スタートがあった場合、スターターは両方または全ての選手をただちに中止させねばならない。

8.9.11 不正スタートがあったレースでは、いかなる選手であれ有効なタイムは記録されない。

アテンプトの完了

8.9.12 8.9.11 にしたがい、選手が計時パッド/スイッチを手で叩き、タイマーを停止させたら、アテンプトは完了したものとされ、有効な時間記録が与えられる。

付記：自動計時システムを使用している場合、この機器によるタイムは通常は正確なものと見なされ

---

[75] 不正スタートがあった場合に、選手のアテンプトを止める役割と思われる。

る。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、自動計時システムによるタイムが、選手が計時パッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたか否かの判定に使用されるものとする。

8.9.13 選手がタイマーを停止しなかった場合、アテンプトは完了したものとは見なされず、有効なタイムは与えられない。自動計時システムの故障が確定しない限り、再競技や追加のアテンプトは認められない。

付記：個々の選手がタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があると判断することはしない。

付記：同じルートで選手が連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、ジューリ・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、障害があった場合、ジューリ・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターにルートを登ってスィッチ/パッドを叩くことを依頼することも含まれる。

付記：ジューリ・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スィッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録をもって機器の障害の確証とすることはできない。

8.9.14 選手が以下のことをおこなったとき、アテンプトは失敗とされ、有効な時間記録は残らない：

i. 墜落した；

ii. 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；

iii. スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた；

iv. 何らかの人工登攀をおこなった。

8.10 各ラウンド後の順位

予選

8.10.1 不正スタートについての 8.9.11 を踏まえ、選手はレーン A、レーン B のいずれかで記録された最も速い有効なタイムをもとに順位付けされる。選手がレーン A、レーン B のいずれでも有効なタイムを得られなかった場合は、最下位となる。

決勝

8.10.2 決勝ラウンドのいずれかのステージ（準決勝及び決勝ステージも含め）で敗退した選手は、そのステージでのクライミング・タイムをもとに順位付けされる。

付記：有効なタイムを得られなかった選手は、そのステージの最下位となる。

8.10.3 2 名以上の敗退した選手が、(i) それぞれの敗退したレースで有効なタイムを得られなかった、または (ii) その敗退したステージでの有効なタイムが同じだったかのいずれかの場合、彼らの間の序列は先立つステージ（必要な場合は予選ラウンドも含め、さらに前のステージ）での、タイムに基づいて決定される。

8.10.4 準決勝ステージで敗退した 2 選手は、3 位と 4 位を決するレース（スモール・ファイナル）をおこない、準決勝ステージの勝者は 1 位と 2 位を決するレース（ビッグ・ファイナル）をおこなう。スモール・ファイナルは、かならずビッグ・ファイナルの開始前に完了していなければならない。

8.11 テクニカル・インシデント

8.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自

身の行為によるものではない事象である。

8.11.2 テクニカル・インシデントを認定するか否かの決定は、IFSC ジャッジ（不在の場合はジューリ・プレジデント）が、必要に応じてチーフ・ルートセッターとの協議の上でおこなう。

8.11.3 自動計時システムの障害は、テクニカル・インシデントとみなされ、障害の発生したレースの選手のみに影響がある場合、また障害が修復されず障害の発生したステージの全選手に影響する場合がある；

i. 故障が修復された（例えば接続不良による障害の場合など）場合は、障害が修復され動作が確認されたらただちに再競技をおこなう；

ii. 故障が修復できない場合、ジューリ・プレジデントは、(i) 故障の発生したラウンドをキャンセルするか、あるいは（ii）障害の発生したステージの再競技を命じる。

付記：あらゆる場合に 8.4.2 の規定が適用される。すなわち、どのような場合であれ、電気的機械計時システムと手動計時が競技会の同一ステージで併用されてはならない。[76]

テクニカル・インシデント後の処理

8.11.4 選手あるいはチーム・マネージャーが、テクニカル・インシデントが発生したと見た場合、その旨を IFSC ジャッジ（不在の場合はジューリ・プレジデント）にレース後ただちに、そして必ず次のレースの開始前に通知しなければならない。通知が、次以降のレース開始後であった場合、テクニカル・インシデントは一切認められない。

8.11.5 テクニカル・インシデントが申告あるいは確認された場合、影響を受けた全ての選手はジューリ・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらねばならない。

8.11.6 レースの選手 1 名のみに影響するテクニカル・インシデントが発生した場合；

i. 予選でテクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手のみが再競技をおこなう；

ii. テクニカル・インシデントが決勝ラウンドで発生した場合、当該レースの再競技をおこなう。

8.11.7 テクニカル・インシデントを被った選手には最低 5 分間の休憩時間[77]が与えられる。

8.12 ビデオ記録の使用

8.12.1 全ての選手のアテンプトについて、公式ビデオ記録が作製されねばならない。

8.12.2 公式ビデオの記録は、少なくとも 2 台のビデオカメラを使用し、少なくとも以下の点を記録しなければならない；

i. あらゆるレースの両レーンのスターティング・ポジション；

ii. あらゆるレースの完了時の両レーンのパッド/スィッチ；

iii. あらゆるレースの各選手のアテンプト。

8.12.3 ラウンド開始に先立ち、ジューリ・プレジデントは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジューリ・プレジデントは、ビデオカメラの位置を決定しなければならない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないよう、細心の注意を

---

[76] この付記は削除忘れの可能性がある。

[77] おそらく、インシデントの確認と修復が完了するまでに経過した時間が 5 分未満だった場合も、5 分間は休めるという意味と思われる。

払わねばならない。

8.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

8.12.5 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：

i. 公式ビデオ記録

ii. ジューリ・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）

8.12.6 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジューリ・プレジデントに提出しなければならない。

8.13 抗議

8.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならならず、かつ

i. 文書による場合は、IFSC のウエブサイトにある書式、またはそれと同じ内容を記入した書面で、競技規則の中で抗議が関係する該当条項を明らかにした上で、

ii. 当該選手団の役員、またはその大会に登録された役員がない場合に限り、当該選手が署名をして提出されねばならない。

8.13.2 8.13.3 及び 8.13.4 に従っておこなわれる抗議を除き、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が認められた場合、または受理されない場合には抗議料は返金される。抗議が認められない場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

8.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。こうした抗議は書面で、該当する選手団の役員が署名をしておこなわねばならない。ジューリ・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

抗議の手順

8.13.4 以下についての抗議はただちに、そして次のレースの開始前に行われなければならない。

i. あらゆるレースの選手のアテンプトに関するもの（例えば、不正スタートの宣告など）；

ii. 決勝ラウンドのあらゆるレースのリザルト。

次のレースは、抗議に対する処理が決定するまで開始してはならない。このような抗議については、抗議手数料は不要である。

8.13.5 選手の順位に対する抗議は、ジューリ-プレジデントに対し、以下に従って文書でおこなわねばならない：

i. 予選あるいは準決勝に[78]ついてのあらゆる抗議は全ての公式の成績一覧が公開されてから 5 分以内に。

[78] この部分の文言は他種目のものをそのまま持ってきているが、スピードには準決勝はない。

ii.　決勝についてのあらゆる抗議は、公式の成績一覧が表示された後ただちに。

8.13.6 抗議を受けたらジューリ・プレジデントは（ジューリ・プレジデントが当初の判定に関わっている場合 IFSC デリゲイトは)、ただちにその抗議に対する対応をおこなわなければならない。

抗議が公式の成績に対するものであるなら、ジューリ・プレジデントは公式の成績が「Under Appeal（抗議判定中)」であることが、抗議がどの成績に対するものかを明らかにして、確実に告知されるよう手配する。

8.13.7 ジューリ・プレジデント（テクニカル・デリゲイトが担当した場合はテクニカル・デリゲイト）は、競技会の日程に遅延や問題を生じさせることなく抗議に対処しなければならず、そのために全ての人員や便宜を活用することができる。

8.13.8 抗議内容に関して確証が得られない場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。文書による抗議の場合、裁定の結果は文書としてジューリ・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されねばならない。

抗議の結果

8.13.9 抗議審判団の裁定は最終的なものであり、それに対する抗議はおこなうことができない。

8.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない

i.　予選に関する抗議については、原裁定の発表後 5 分以内に

ii.　決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

図 8.6（a）　選手 4 名の場合の決勝競技順

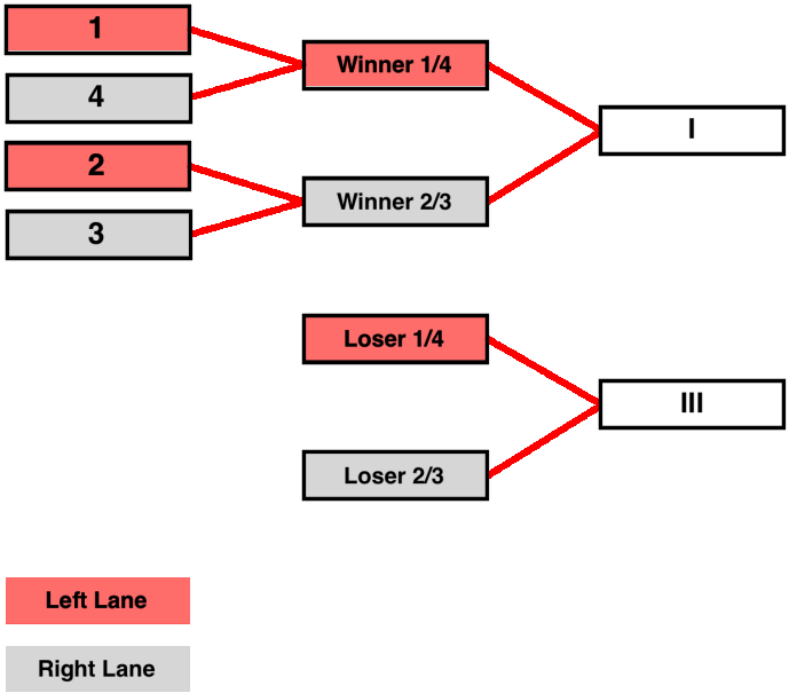

図 8.6（b）　選手 8 名の場合の決勝競技順

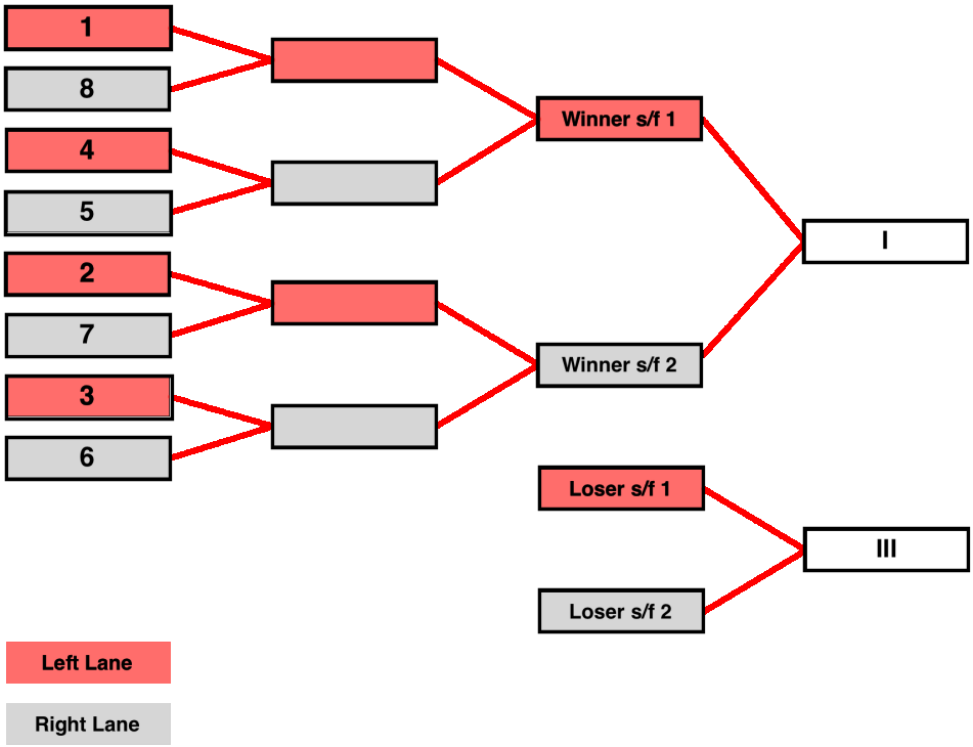

図 8.6（c）　選手 16 名の場合の決勝競技順

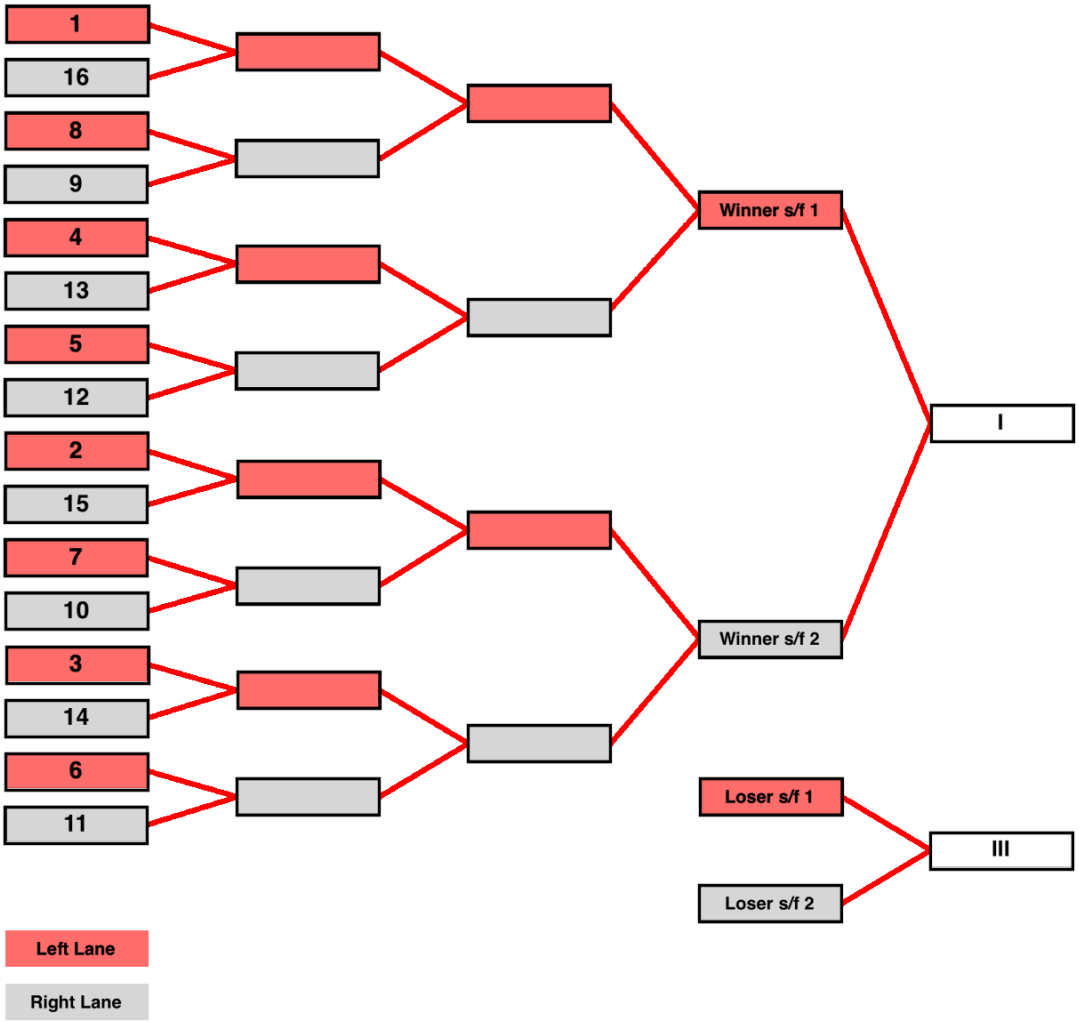

※ 以下の図 8.2(a)～8.2(c)は、2016 年のルールには掲載されていないが、スピードのルールの中で言及があるので、従来通り掲載する

図 8.2（a）　15m 競技用レーン

図 8.2（b）　パネルのクライミング面の M10 のホールド取り付け穴の配置

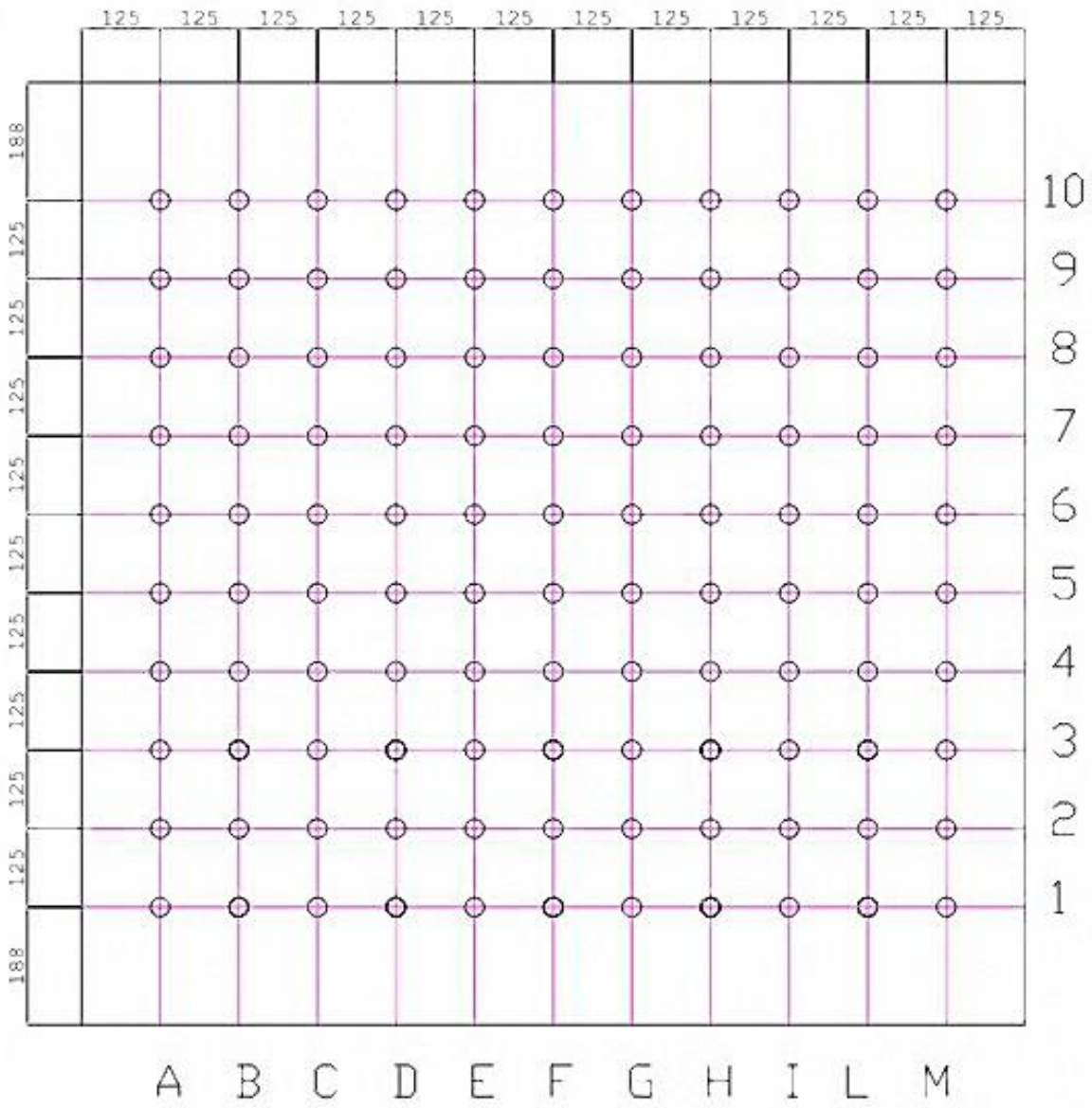

図 8.2（c）ルート図（ホールド配置）

上半部 下半部

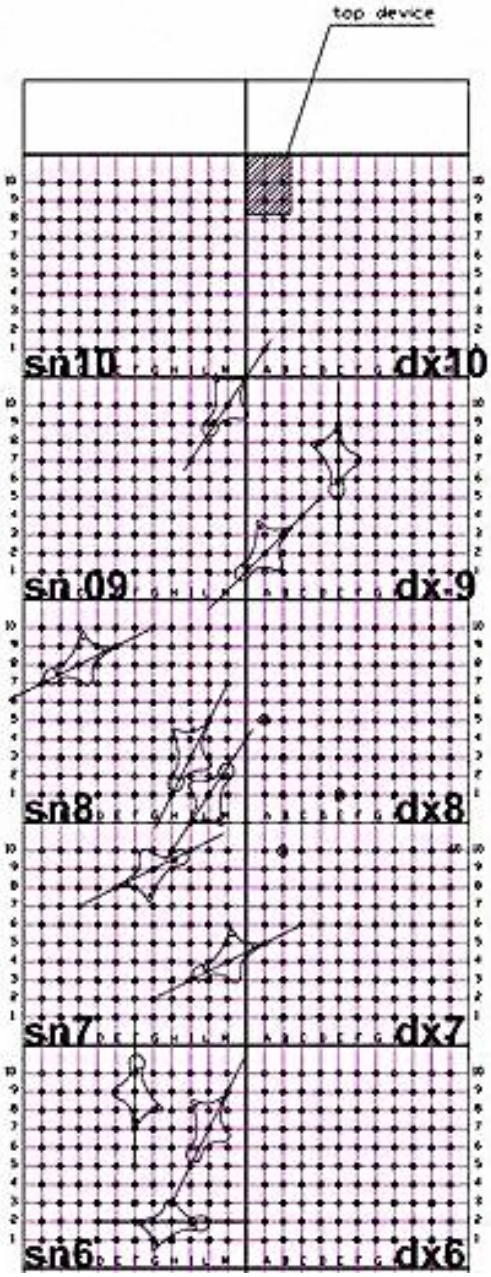

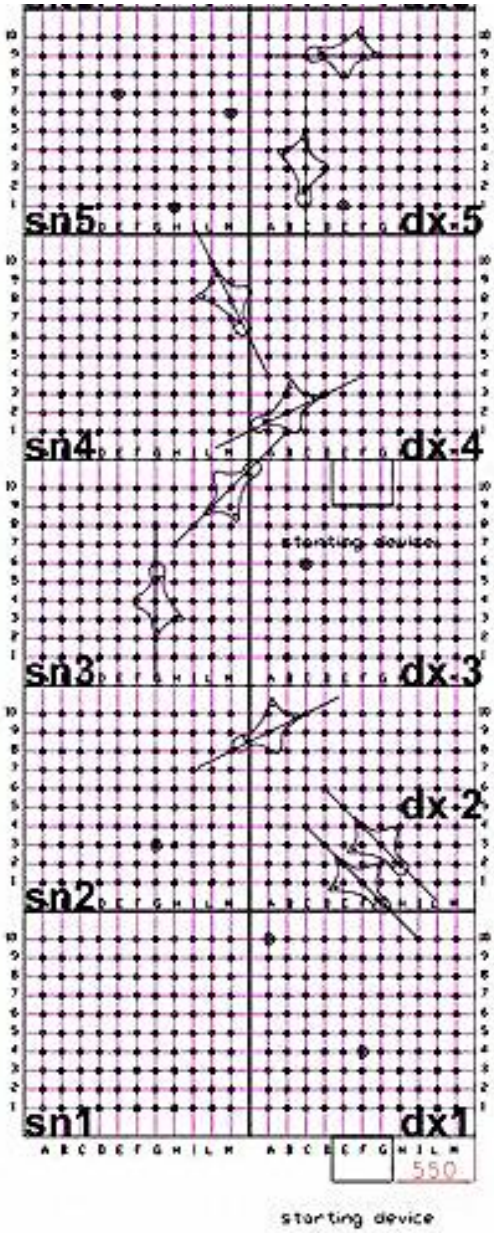

9.チーム・スピード

9.1 概説

9.1.1 この規則は、セクション 8（スピード）を併せて参照のこと。

9.1.2 各チームは、同性の 3 名の選手からなるものとする。

9.1.3 各加盟連盟/協会は通常、最大 2 チームまでをチーム・スピード競技会に参加させることができる。

9.2 クライミング用構築物

9.2.1 クライミング用構築物は以下に規定する点を変更した上で、8.2 に定める要件を満たさねばならない。

i. クライミング用構築物は、最低でも平行した 2 組のレーン（すなわち最低 4 レーン）を持ち、各レーンは（計時機器の設置位置も含め）通常の 15m 競技用の構成とサイズの要件を満たしていなければならない。

ii. クライミング用構築物の、各組のレーンの左レーンは、チームの最初と 3 番目の選手のロープを個別に使用するために、2 つのトップ・プロテクションポイントを備えていなければならない。

9.3 計時

9.3.1 チームのクライミング・タイムは、スタートの合図から 3 番目の選手のアテンプト終了までである。有効な時間記録は、チームの全ての選手が競技規則にしたがってそのアテンプトを完了した場合のみ記録される。

9.3.2 クライミング・タイムは IFSC による機械的電機計時システム[79]を使用して確定される。

9.3.3 各レーンの、その時登っている選手のアテンプトの完了を示すスタート表示は、識別しやすいもの（例えば緑色のランプなど）を使用する。

9.4 競技の進行

試登

9.4.1 可能であれば、予選に先立ち各チームにアテンプトをおこなう機会を与えるよう、試登時間を設定する。ジューリ・プレジデントは試登時間の時刻と期間を（必要な場合、試登がおこなえない理由を）テクニカル・ミーティングで告知しなければならない。

予選（4 レーン）

9.4.2 予選は通常、各チームが組になって 2 組のレーンでおこなう。すなわち、1 チームが 1 組のレーンを使用する。不正スタートやテクニカル・インシデントの結果の再競技を除き、各チームは有効な予選記録を獲得するための 1 回のアテンプトをおこなう。

付記：参加するチーム数が奇数の場合、最後のチームは単独で登る。

9.4.3 各チームの競技順は、ランダムに決定する。

9.4.4 決勝ラウンドへの定員を同着のチームがあって超過する場合は、当該のチームは左の組のレーンで同着を分けるための追加競技をおこなう。これらのアテンプトでの時間記録は、いずれの選手を決勝に

---

[79] 2018 年にセクション 8 では従来の“Mechanical-Electrical Timing system”から“Automatic Timing system”に書き換えられているが、それ以外では従来のままの表現になっている。変更忘れと思われる。

進出させるかを決定するためにのみ用いられる[80]。

付記：再度同着の場合は、繰り返しアテンプトをおこなう。

決勝

9.4.5　決勝は 8.7.6 から 8.7.10 で規定したところの勝ち抜き戦形式でおこなう（それぞれ、「選手」とあるところを「チーム」と読み替えること）。

9.5 競技の進行

スタート

9.5.1　ルートの取り付きに呼び出されたら、各チームの選手は壁の正面 2m 以内の待機場所に入らなければならない。チームの最初と 3 番目に登る選手は、左レーンでアテンプトを行い、チームの 2 番目の選手は右レーンでアテンプトをおこなう。ビレイヤーは、クライミングロープを各選手のハーネスに、8.3.5 の規定に従って接続する。

9.5.2　チームの最初に登る選手のスタートの手順は、8.9.1 及び 8.9.3 から 8.9.7 に定めるところに従っておこなう。

9.5.3　チームの 2 番目、3 番目に登る選手のスタートの手順は以下のとおりとする；

i.　各選手は、競技の順番が前の選手がそのアテンプトを開始したら、ただちにスターティング・ポジションに入らねばならない；

ii.　そしてスタート表示が、前の選手がアテンプトを完了したことを表示した時に登り始めねばならない。

不正スタート

9.5.4　8.9.8 から 8.9.11 までの規定は適用されず、代わって 9.5.5 から 9.5.8 が適用される。

9.5.5　スターター（もしくは任命されたリコーラー）の判断において、以下の場合に、チームは不正スタートをしたと判断される。

i.　チームの最初の選手が、スターターが「Ready!」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間にスターティング・パッドから離れた；

ii.　チームの最初の選手が、スタートの合図音に 1/10 秒以内に反応した；

iii.　チームの 2 番目、3 番目の選手が、前の選手がアテンプトを完了する前に地面から離れた。

付記：電気的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものと見なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、不正スタートがあったかどうかの判定には電気的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

9.5.6　チームの最初の選手が不正スタートをした場合、スターターは両方あるいは全てのチームをただちに止め、各チームの 2 番目、3 番目の選手がスタートしないようにしなければならない[81]。

9.5.7　チームの最初の選手が、競技会の 1 つのステージで不正スタートをした場合、そのチームには不正スタートをしたレースの有効な時間記録が認められない。

付記：チームの最初の選手の不正スタートがあった場合、不正スタートをしなかったチームは、当該

---

[80] カウントバックの対象とはせず、カウントバックにはもとの記録を使用すると言うことだろう。

[81] 不正スタートをした選手のチームはこの点問題ないが、もう一方のチームが続行しないようにする、ということだと思われる。

ステージのアテンプトを完了しなければならない。

9.5.8　チームの 2 番目、3 番目の選手が不正スタートをした場合；

i.　スターター（もしくは任命されたリコーラー）は、不正スタートをしたチームの残りの選手がスタートしないようにする。

ii.　不正スタートをしなかったチームは、中断せず継続し、有効な時間記録を獲得できる、

iii.　不正スタートをしたチームは、不正スタートをしたレースでの有効な時間記録を獲得できない。

付記：ii の場合、継続して登ったチームがその後に不正スタートをしたら、このチームも同じく中断させられる。しかし、このチームが有効な時間記録を獲得できなくても、再競技は認められない。

アテンプトの完了

9.5.9　8.9.12 から 8.9.14 までの規定は適用されず、代わって 9.5.10 から 9.5.12 が適用される。

9.5.10　チームの各選手は、計時パッド/スィッチを手で叩かなければならない。これにより

i.　最初と 2 番目の選手の場合は後続の選手のスタート合図を始動する。

ii.　3 番目の選手はタイマーを停止させる。

付記：電気的機械計時システムを使用している場合、この機器による資料は通常は確定的なものと見なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、電気的機械計時システムによる記録が、選手が計時パッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたか否かの判定に使用されるものとする。

9.5.11　もし：

i.　最初または 2 番目の選手が後続の選手のスタート合図の始動に失敗した；あるいは

ii.　3 番目の選手が、タイマーを停止しなかった場合，

チームのアテンプトは失敗とされ、有効な時間記録は獲得できない。再競技あるいは追加競技は電気的機械計時システムの障害が確定した限り、認められない。

付記：単一チームがタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があると判断することはない。

付記：同じルートでチームが連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、ジューリ・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、障害があった場合、ジューリ・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターにルートを登ってスィッチ/パッドを叩くことを依頼することも含まれる。

付記：ジューリ・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スィッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録をもって機器の障害の確証とすることはできない。

9.5.12　アテンプトが失敗とされ、有効な時間記録は残らないのは、チームのいずれかの選手が：

i.　墜落した；

ii.　選手が連続的かつ明確に識別できるように黒テープ（あるいは他の色を使用する場合は、ジューリ・プレジデントにより選手に対する競技説明で指定されたもの）で使用限定された壁の一部、ホールド、はりぼてなどを使用した

iii.　選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；

iv. スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた；

v. 何らかの人工登攀をおこなった。

9.6 各ラウンド後の順位

予選

9.6.1 チームは、予選での最も速かった有効な時間記録によって順位付けされる。チームが有効な時間記録を獲得できなかった場合、そのチームは最下位とする。

決勝

9.6.2 各チームの順位は、8.10.2 から 8.10.4 で規定したところにしたがう（それぞれ、「選手」とあるところを「チーム」と読み替えること）。

10.スピード世界記録

10.1概説

10.1.1 このセクション内で記載または修正されたものを除き、セクション 8（スピード）の規定が適用される。

10.1.2 IFSC は男女両カテゴリーについて、以下のスピード世界記録を認定する[82]。

成年	Y
ジュニア	N
ユース A	N
ユース B	N

10.1.3 スピード世界記録は、以下の条件を満たす場合のみ認定される；

i. 世界記録のための要件を満たし、IFSC の認証を受けたクライミング用構築物で記録されたこと；

ii. 世界記録のための要件を満たし、IFSC の認証を受けた計時システムを使用していること；

iii. IFSC の公式大会日程に含まれている競技会であること；

iv. ジューリ・プレジデントが IFSC によって指名されている競技会であること。ジューリ・プレジデントは、あらゆる世界新記録について、IFSC に報告しなければならない。

付記: IFSC 公認のクライミング用構築物と計時システムの一覧は IFSC のウエブサイトに公開される。

10.2クライミング用構築物

10.2.1 [適用せず][83]

10.2.2 クライミング面とホールドは、競技会が開始される前に、IFSC のテクニカル・デリゲイトにより“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules 第 3 版 2013 年 6 月）に定められた仕様に適合するものとして認定されていなければならない。競技会の主催者は認定を受けていることの証明として、ジューリ・プレジデントに IFSC 認定報告書の写しを提出しなければならない。

10.3オートビレイ

10.3.1 [適用せず]

10.3.2 クラシックビレイによる場合は、いかなる記録も認定されない。すなわち 8.2.3, 8.3.3, 8.3.5 及び 8.3.8 は適用されない。

---

[82] 表中の「Y」、「N」の意味合いは、通常の理解では「Y」はそれをおこない、「N」はおこなわない、と言うことと思うが、そうするとユースの世界記録はない、ということになる。そう言えば済むものを、なぜあえてこのような表を入れるのか、理解に苦しむ。

[83] この部分は、クライミングウォールの表面処理や、ホールドの色の規定があったが、これらは別文書（"Speed License Rules"）に規定されることになったため削除されたのだと思われる。

11.ワールドカップ・シリーズ

11.1はじめに

11.1.1 IFSC の「本則」に従い、ワールドカップ・シリーズ戦を、各種目――ワールドカップ・ボルダー、ワールドカップ・リード、ワールドカップ・スピード――について毎年開催する。

11.1.2 IFSC は、各種目について毎年最大 8 戦までのワールドカップ大会を公認する。

11.1.3 IFSC 公認の個々のワールドカップ大会は、男子と女子の両カテゴリーにより、最低 1 種目で開催される。

11.1.4 ワールドカップ大会は通常、週末に開催される。ワールドカップ大会の最大日数は、1 種目のみの場合は 2 日間、2 種目の場合は 3 日間、全 3 種目の場合は 4 日間とする。

11.2参加資格

11.2.1 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手のみが、ワールドカップ大会に出場する資格を有する。

11.3形式

11.3.1 ワールドカップ大会の各競技会の形式は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

11.3.2 ワールドカップ大会の各競技会は：

i. 両カテゴリーの予選は、通常同じ日に実施しなければならない；

ii. 両カテゴリーの準決勝と決勝は通常、両方とも予選の翌日に実施しなければならない。

iii. リードとボルダリングについては、決勝は別個に実施されねばならない。[84]

11.4選手の参加登録

11.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全ての選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウエブサイトで登録しなければならない。

i. 1 名の選手団長[85]

ii. 1 種目あたり 2 名のコーチ

iii. 2 名の資格を有する医療担当者または準医療担当者

11.4.2 11.2.1 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、（以下の選手で構成された）選手団の参加登録をすることができる；

i. その時点での成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の保持者（出場種目での保持

---

[84] ここは曖昧な記述。原文も“The finals shall be organized separately for Lead and Bouldering.”で、これだけでは何が何だかわからない。だが 1 月に発表された“Annual Rules Review”には“Finals shall be split by gender for all events.”とあり、従来は男女同時進行とされていたボルダーの決勝も、男女を別々におこなう（日本では従来からこのやり方）と言っている。この 11.3.2 iii もその意味で追加された文言と考えるべきだろう。これは 12.3.1、でも同様である。

[85] 従来は“team manager”。

者に限る）及びその年の 1 月 1 日時点での[86]成年またはユースの世界選手権または大陸別選手権の総合優勝者；

ii. その年の 1 月 1 日時点での出場種目の世界ランキングが 10 位以内の選手；

iii. その大会の各カテゴリー及び各種目について、以下の選手：

i) 開催国以外の加盟連盟/協会は、6 名までの選手；

ii) 開催国の加盟連盟/協会は、18 名までの選手。

11.4.3 11.4.1 及び 11.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない：

i. 少なくとも 1 名の選手団役員（もしくは役員の登録がない場合は選手 1 名）が、大会会場に来場；

ii. 以下の場合、IFSC デリゲイトまたはジューリ・プレジデントへの SMS または E メールによる連絡；

i) IFSC デリゲイトが IFSC のウエブサイトに SMS による参加確認が認められる旨の告知をおこなっている場合、または

ii) ストライキ、交通渋滞などのような特殊な事態で本人が会場に行けない場合

いずれの場合も、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻（そうした時刻指定がない場合は、テクニカル・ミーティング開始の 30 分前）までに連絡をおこなわなければならない。

11.4.4 11.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除される。

11.4.5 各ワールドカップ大会の選手団登録の締め切りは、競技会初日の 5 日前とする。この締め切り後、常に 11.4.3 に定められた範囲で[87]、加盟連盟/協会は、やむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができるが、登録された人数に追加することはできない。

11.5 テクニカル・ミーティング

11.5.1 テクニカル・ミーティングは通常、大会の開始に先立っておこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；

i. 大会日程の確認（及び IFSC のウエブサイトにある情報からの変更の伝達）；

ii. 予選の公式競技順リストの配布；

iii. 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報；

iv. IFSC のウエブサイトにない、運営上の情報の連絡。

11.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

11.6.1 各ワールドカップ大会に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くとも競技会の 4 日前に IFSC のウエブサイト上に公表されねばならない。

---

[86] 1 月 1 日時点のチャンピオンは種目優勝者ではなく総合優勝者に限ることに注意。

[87] 原文は" Following this deadline, but subject always to Article 11.4.3, member federations may, inexceptional circumstances, withdraw team members and substitute new team members to replace those withdrawn, but may not add to the number of team members registered.”。”11.4.3”とあるのは誤りで、参加定員に関する 11.4.2 の可能性がある。

11.6.2 各ワールドカップ大会の選手の競技順は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。

11.6.3 各カテゴリーの公式競技順リストは以下の時点で用意する：

i. 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 11.4.3 の参加確認の期限の後に。

ii. それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウエブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

11.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：

i. カテゴリーとラウンド；

ii. 競技順；

iii. 各選手の氏名と IOC 国別コード；

iv. 保持している選手については、世界ランキング；

v. 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；

vi. 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；

vii. IFSC またはジューリ・プレジデントが認めた伝達事項。

11.6.5 選手が（以下いずれかに）出頭しなかった場合、；

i. あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；

ii. 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに,

その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

11.6.6 各ワールドカップ大会の成績と順位は、11.7 の規定にしたがって作成されねばならない。

11.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。

11.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。

11.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会の全ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジューリ・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。

11.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の

代表に公開されねばならない。

11.7 ワールドカップ・ランキング

個々の大会での順位

11.7.1 ワールドカップ大会の、個々の競技に参加した個々の選手の順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

ワールドカップ・ランキング

11.7.2 各ワールドカップ大会の最後に、各カテゴリーの各種目で上位 30 位までの選手に対して、各選手のワールドカップ･ランキングを決定するための、以下のような順位ポイントが与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：ある競技会で同着になった各選手が獲得するポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入[88]する。

11.7.3 ワールドカップ・ランキングは、ワールドカップ・シリーズを通して各選手に与えられた順位ポイントを 11.7.4 および 11.7.5 に従って加算し、ランキングされる選手の順位を合算した順位ポイント合計の降順として決定される。各種目のワールドカップ・ランキングは、シリーズ中の各大会後に公表される。

11.7.4 1 人の選手の最終的なワールドカップ・ランキング算定で算入することができる成績数の上限は以下のとおりである；

i. 開催された大会が 5 戦以下の場合は、全ての成績を合計；

ii. 6 戦以上が開催された場合、合計する成績数は大会数から 1 を減じたものとする。選手の出場した大会数が、合計可能な大会数より多い場合は、選手はそのワールドカップ・ランキングの決定に際し、その最も低い成績を除外する。

11.7.5 ワールドカップ・シリーズの最終戦終了時に、2 名以上の選手が同じポイント数を有して 1 位同着となった場合は、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を一つずつ比較する――すなわち同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1 位から始めて次は 2 位と言うように、上位の成績の獲得数で 1 位を決定する。

---

[88] この原文は“The points will be rounded off to whole numbers.”で、そのまま訳せば四捨五入なのだが、実際に出されているポイントでは、切り捨てがおこなわれているという指摘があった。

チーム・ランキング

11.7.6 各ワールドカップ大会の終了時に、その大会の各種目別に「国別チーム・ランキング」を、その種目に出場した選手団の各カテゴリーの個々の選手の中で上位 3 名の順位ポイントの合計で決定する。チーム順位は、ポイントを合計した値の降順となる。

11.7.7 ワールドカップ・シリーズの「総合チーム・ランキング」を、11.7.6 に従って各国チームがシリーズを通して獲得したポイントの合計で決定する。チーム順位は、ポイントを合計した値の降順となる。この成績合計に使用する大会数の上限は、11.7.4 にある、合計する成績数である。

総合ランキング

11.7.8 当該シーズンにおいて各種目で少なくとも 2 大会に出場（ボルダリング 2 大会、リード 2 大会、スピード 2 大会）した選手のみに総合ワールドカップ・ランキングが与えられる。1 種目について 2 大会より多く参加した選手については、上位 2 大会の成績を採用する。

11.7.9 「総合ワールドカップランキング」は以下のように算出する：

i. 11.7.8 に該当する選手のみについて、実施済みの各大会ごとに資格のある各選手の昇順（小さい値が上位）に等しい「ランキングポイント」を算出する。

ii. ランキングポイントの総計は、対象となる各大会ごとに付与されたランクポイントを掛け合わせることによって、各選手ごとに算出する。

iii. 該当する各選手は、その選手のランキングポイント総計の昇順（小さい値が上位）で順位付けされる。

11.8 メダルと賞金

11.8.1 各ワールドカップ大会の終了時に、以下の表彰をおこなう：

i. 金、銀、銅のメダルが、大会の各種目で各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

付記：同着の場合は、複数のメダルが授与される。

ii. 各カテゴリーの競技会の各種目での優勝者にトロフィーが授与される。

iii. 賞金が各カテゴリーにおいて大会の各種目で 6 位以内の各選手に授与される。

付記：同着の場合は、同着の選手は同着の各順位の賞金の平均を受け取る。例えば 2 人の選手が 1 位同着の場合、各選手は主催者から 1 位と 2 位に提供された金額の平均を受け取ることになる。

11.8.2 IFSC の執行役員会が、各期毎の賞金の最低額を決定する。この最低額を下回る場合、賞金リストは組織委員会との協議により IFSC 役員会が決定する。

11.8.3 各ワールドカップ・シリーズの最終戦の終了時に、以下の表彰をおこなう：

i. 各カテゴリーのワールドカップ・シリーズの年間優勝者（ワールドカップ・ランキングが 1 位の選手）に、トロフィーが授与される。

ii. ワールドカップ・ランキングが 2 位と 3 位の選手に、盾が授与される。

iii. ワールドカップ・シリーズの総合チーム・ランキングが最高位の選手団にトロフィーが授与される。

11.8.4 その年の最後のワールドカップ戦の終了時に、個人総合ランキングが 1 位、2 位、3 位の選手が発表される。

11.9 式典

11.9.1 ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、各選手団から少なくとも 1 名が開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、当該選手団は罰金の対象となる。

IFSC の執行役員会は、各期ごとに該当する罰金の最低額を決定する。

11.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は IFSC の選手権およびワールドカップ大会において必須である。

11.9.3 ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、各カテゴリーの上位 3 位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

11.10 アンチドーピング検査

11.10.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。

11.10.2 アンチドーピング検査は、少なくとも以下の者に対しておこなわなければならない：

i. 個々の大会の各カテゴリーの優勝者、または IFSC テクニカル・デリゲイトの指示により、個々の大会の各カテゴリーの決勝進出者から選抜；

ii. スピード競技で、世界記録を更新した選手。

12.世界選手権

12.1はじめに

12.1.1 IFSC の「本則」に従い、世界選手権を 1 年おきの偶数年──2014 年、2016 年、2018 年──に開催する。

12.1.2 各世界選手権は、男女両方のカテゴリーで 3 種目の全てを含めて開催する。IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、競技の形式は第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

12.1.3 世界選手権は通常、週末に開催する。世界選手権の最大日数は、5 日間とする。

12.2参加資格

12.2.1 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手のみが、世界選手権に出場する資格を有する。

12.3形式

12.3.1 世界選手権の各競技の形式は、IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。リードとボルダリングについては、決勝は別個に実施されねばならない。

12.4選手の参加登録

12.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限までに、競技会場への自由な入場が可能となる全ての選手団役員の参加登録をすることができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウエブサイトで登録しなければならない。

i. 1 名の選手団長

ii. 1 種目あたり 2 名のコーチ

iii. 2 名の資格を有する医療担当者または準医療担当者

12.4.2 12.2.1 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、（以下の選手で構成された）選手団の参加登録をすることができる；

i. その時点での成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の保持者（選手権を保有する種目への登録に限る）と、その時点の成年またはユースの世界選手権または大陸別選手権の総合優勝者；

ii. i に加え、その大会の各カテゴリー及び各種目について 5 名までの選手。

12.4.3 12.4.1 及び 12.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない：

i. 少なくとも 1 名の選手団役員（もしくは登録役員がいない場合は選手 1 名）が、大会会場に来場する；

ii. 以下の場合、テクニカル・デリゲイトまたはジューリ・プレジデントへの SMS または E メールによる連絡；

i) テクニカル・デリゲイトが IFSC のウエブサイトに SMS による参加確認が認められる旨の告知をおこなっている場合、または

ii) ストライキ、交通渋滞などのような特殊な事態で本人が会場に行けない場合

いずれの場合も、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻（そうした時刻指定がない場合は、テクニカル・ミーティング開始の 30 分前）までに連絡をおこなわなければならない。

付記：競技会の日程によっては、大会初日の後に開始される競技についての受付を追加設定することができる。

12.4.4 12.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除される。

12.4.5 各世界選手権の選手団登録の締め切りは、大会初日の 10 日前とする。この締め切り後、11.4.3 に定められた範囲で[89]、加盟連盟/協会は、やむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができるが、登録された人数に追加することはできない。

12.5 テクニカル・ミーティング

12.5.1 テクニカル・ミーティングは、大会の開始に先立っておこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；

i. 大会日程の確認（及び IFSC のウエブサイトにある情報からの変更の伝達）；

ii. 各競技の予選の公式競技順リストの配布；

iii. 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報；

iv. IFSC のウエブサイトにない、運営上の情報の連絡。

付記：競技会の日程によっては、各競技のテクニカル・ミーティングを別個におこなうことができる。

12.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

12.6.1 世界選手権の各競技に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くとも競技会の 4 日前に IFSC のウエブサイト上に公表されねばならない。

12.6.2 各競技の選手の競技順は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。

12.6.3 各カテゴリーの公式競技順リストは以下の時点で用意する：

i. 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 12.4.3 の参加確認の期限の後に。

ii. それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウエブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

12.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：

i. カテゴリーとラウンド；

ii. 競技順；

---

[89] この部分の文言は、セクション 11 のワールドカップ規定の該当個所の引き写しである。同個所で指摘した通り、この 11.4.3 は参加定員に関する 12.4.2 の可能性がある。

iii. 各選手の氏名と IOC 国別コード；

iv. 保持している選手については、世界ランキング；

v. 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；

vi. 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；

vii. IFSC またはジューリ・プレジデントが認めた伝達事項。

12.6.5 選手が：

i. あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；

ii. 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに

行かなかった場合、その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

12.6.6 世界選手権の各競技での各選手の成績と順位は、12.7 の規定にしたがって作成されねばならない。

12.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。

12.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。

12.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジューリ・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。

12.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

12.7 世界選手権の順位

競技の順位

12.7.1 i. 各選手の出場した、ボルダー、リード、スピードの各競技の順位、

ii. チーム・スピード競技に出場した各チームの順位。

iii. 以上の順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない：

総合順位

12.7.2 3 種目[90]全てに出場した各選手に、以下のように算出した個々の種目ごとの「個人総合順位ポイント」

[90] 原文は“event”で、そのまま訳せば“大会”になる。IFSC の認識としては、世界選手権は各種目の独立した大会を 1 つにまとめたものと言うことであるようだ。

が与えられる：

i. 選手が、3 つ全ての種目に参加した他の選手と比べて、ある特定の順位を単独で獲得した種目では、その順位；

ii. 複数の該当する選手[91]が特定の種目で同着である場合、同着となった選手の順位の平均値。

例　8 位同着が 4 名いる場合、(8+9+10+11)÷4=9.5 が各選手に個人総合順位ポイントとして与えられる。

12.7.3 各選手が各競技で獲得したランキングポイントを掛け合わせて、各選手のランキングポイント総計を算出する。各選手は、選手ごとに算出されたランキングポイント総計の昇順で順位付けされる（少ない値が上位）が、複数の選手が同じランキングポイント総計を有する場合、同着の選手の順位は、各競技での当該選手同士の対戦成績を比較することによって決定する。:

例：同着の選手は、より上位の成績をとった種目数の比較で順位を分ける

選手	スピード	ボルダー	リード	ポイント	総合順位
選手 A	12	3	8	288	1
選手 B	4	8	9	288	2

12.7.4 総合順位の発表は以下のようにおこなう：

i. 個々の種目の競技終了後に、全 3 種目に参加する選手の成績をもとに暫定順位として公表。

ii. 全 3 種目の競技終了後に、参加選手から全 3 種目には参加しなかった選手を除外して公式順位として公表。

ナショナルチーム・ランキング

12.7.5 世界選手権のそれぞれの種目の最終ラウンドが終了後、各カテゴリーの上位 30 位までの選手に、以下の順位ポイントが「ナショナルチーム・ランキング」の決定のために与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：同着になった各選手が獲得する順位ポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

12.7.6 世界選手権の最後に、そのチーム内で個々の競技の各カテゴリーの上位 3 名に与えられた順位ポイントを合計し、その総合計の降順でナショナルチーム・ランキングが決定されねばならない。

---

[91] 原文は“relevant competitors”。i にある“competitors participating in all three events”を意味すると思われる。

12.8 メダルと賞金

12.8.1 世界選手権の終了時に、以下の表彰をおこなう：

i. 金、銀、銅のメダルが、ボルダー、リード、スピードの個々の競技で各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

ii. 金、銀、銅のメダルが、チーム・スピードで各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位のチームに授与される；

iii. 複合種目が実施されない場合、その金、銀、銅メダルは、各カテゴリーの総合ランキングがそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

付記：同着の場合は、複数のメダルが授与される。

iv. 世界選手権トロフィーが各カテゴリーの個々の種目での優勝者に授与される。

v. 個人総合優勝トロフィーが各カテゴリーの個人総合優勝者に授与される。

vi. 賞金がボルダー、リード、スピードの個々の競技で、各カテゴリーの 6 位以内の各選手に授与される[92]。

12.8.2 IFSC の執行役員会が、各期毎の賞金の最低額を決定する。この最低額を下回る場合、賞金リストは組織委員会との協議により IFSC 役員会が決定する。

12.9 式典

12.9.1 開会式の次第（出席が必須である旨を含む）が、主催者の発表するインフォメーションシートに含まれねばならない。ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、発表された式次第の遵守を怠った選手団はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

12.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は世界選手権において必須である。

12.9.3 ジューリ・プレジデントの特別な許可がない限り、各カテゴリーの上位 3 位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

12.10 アンチドーピング検査

12.10.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。

12.10.2 アンチドーピング検査は、少なくとも以下の者に対しておこなわなければならない：

i. 個々の競技の各カテゴリーの優勝者または IFSC テクニカル・デリゲイトの指示により、個々の大会の各カテゴリーの決勝進出者から選抜。；

ii. チーム・スピード競技の各カテゴリーの優勝者；

iii. スピード競技で、世界記録を更新した選手。

---

[92] ここは従来のままで、賞金授与の対象に複合が含まれていない。

13.世界ユース選手権

13.1はじめに

13.1.1 IFSC の「本則」に従い、世界ユース選手権を毎年開催する。

13.1.2 各世界ユース選手権は、男女両方のカテゴリーで、全 3 種目で開催する。IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、競技の形式は第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

13.1.3 世界ユース選手権は通常、週末に開催する。世界ユース選手権の最大日数は、5 日間とする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。

13.2参加資格

13.2.1 有効な国際ライセンスを有する選手のみが、ワールドカップ大会に出場する資格を有する。

13.2.2 世界ユース選手権は、以下の年齢別グループで実施する：

i. ユース B：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会開催年の 14 または 15 年前に生まれた者とする。2012 年の世界ユース選手権では、1997 または 1998 年に生まれた者である。

ii ユース A：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会開催年の 16 または 17 年前に生まれた者とする。2012 年の世界ユース選手権では、1995 または 1996 年に生まれた者である。

iii ジュニア：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会開催年の 18 または 19 年前に生まれた者とする。2012 年の世界ユース選手権では、1993 または 1994 年に生まれた者である

世界ユース選手権　年齢別グループ

開催年	ユース B		ユース A		ジュニア	
2015	2001	2000	1999	1998	1997	1996
2016	2002	2001	2000	1999	1998	1997
2017	2003	2002	2001	2000	1999	1998
2018	2004	2003	2002	2001	2000	1999
2019	2005	2004	2003	2002	2001	2000

13.3形式

13.3.1 世界ユース選手権の各競技の形式は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところを以下の各条項により修正したところに従わねばならない。

13.3.2 スピード競技では、決勝の各ステージ（1/4 ファイナル、1/2 ファイナルなど）は全ての年齢別グループとカテゴリーの終了後に、次のステージを開始するものとする。

13.4選手の参加登録

13.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全ての選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウエブサイトで登録しなければならない。

i. 1 名の選手団長

ii. 1 種目あたり 3 名のコーチ

iii. 3 名の資格を有する医療担当者または準医療担当者

13.4.2 13.2.1 及び 13.2.2 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、（下記の選手で構成された）選手団の参加登録をすることができる；

i. その時点での成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の保持者（選手権を保有する種目への登録に限る）と、その時点のユースの世界選手権または大陸別選手権の総合優勝者；

ii. i に加え、その大会の各カテゴリー、各年齢別グループ及び各種目について 4 名までの選手。

iii. i、ii に加え、各カテゴリー、各年齢別グループについて「複合」[93]に参加するさらに 2 名までの選手。これに該当する選手は 3 種目全てに出場し各種目及び「複合」での順位付けの対象とならなければならない。

2 つのグループにわけて実施する場合、各国競技団体は、各グループに参加する選手の別を IFSC に通知しなければならない。各国チームが同数で 2 つに分けられない場合、残りの選手は無作為に各グループに振り分けられる[94]。機密保持は選手の再分配で維持されるものとする[95]。

13.4.3 13.4.1 及び 13.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、以下に従って確認されねばならない：

i. 少なくとも 1 名の選手団役員（もしくは登録役員がいない場合は選手 1 名）が、大会会場に来場する；

ii. 特別な事情（ストライキ、交通機関の遅延など）のある場合に限り、IFSC デリゲイトまたはジューリ・プレジデントに SMS または E メールによって連絡する；

いずれの場合も、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻より遅れてはならない。

付記：競技会の日程によっては、大会初日の後に開始される競技についての受付を追加設定することができる。

13.4.4 13.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除される。

12.4.5 各世界ユース選手権の選手団登録の締め切りは、大会初日の 10 日前とする。この締め切り後、13.4.3 に定められた範囲で[96]、加盟連盟/協会は、やむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができるが、登録された人数に追加することはできない。

13.5 テクニカル・ミーティング

13.5.1 テクニカル・ミーティングは通常、大会の開始前におこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；

---

[93] 原文は Overall だが、文脈的に Combine を指すものと考えて差し支えなさそうだ。

[94] 13.4.2 の最後の部分は、唐突な印象を拭えない。解釈としては、世界ユース選手権の予選を複数のグループにわけて実施する場合の規定と考えるしかない。
そうした場合、通常の大会であれば世界ランキングのある選手はそれに基づいて振り分け、それ以外の選手はランダムに振り分けるが、ユースの場合は世界ランキング保有者がいるとしても限られているので、ほぼランダムな振り分けとなる。
そこでその振り分けを単純なランダムにするのではなく、原則として各国に任せるということではないか？というのが現時点での推測である。

[95] 原文は" Confidentiality shall be maintained on the athletes' repartition."だが、解釈不能なので Google 翻訳の訳文をそのまま掲載している。

[96] この部分の文言は、12.4.5 同様、セクション 11 のワールドカップ規定の該当個所の引き写しである。この 13.4.3 は参加定員に関する 13.4.2 の可能性がある。

i. 大会日程の確認（及び IFSC のウエブサイトにある情報からの変更の伝達）；

ii. 予選の公式競技順リストの配布；

iii. 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報；

iv. IFSC のウエブサイトにない、運営上の情報の連絡。

付記：競技会の日程によっては、各競技のテクニカル・ミーティングを別個におこなうことができる。

13.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

13.6.1 世界ユース選手権の各競技に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くとも競技会の 4 日前に IFSC のウエブサイト上に公表されねばならない。

13.6.2 世界ユース選手権の各競技の選手の競技順は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。

13.6.3 各カテゴリー、各年齢別グループの公式競技順リストは以下の時点で用意する：

i. 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 13.4.3 の参加確認の期限の後に。

ii. それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウエブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

13.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：

i. カテゴリー、年齢別グループ及びラウンド；

ii. 競技順；

iii. 各選手の氏名と IOC 国別コード；

iv. 保持している選手については、世界ランキング；

v. 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；

vi. 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；

vii. IFSC またはジューリ・プレジデントが認めた伝達事項。

13.6.5 選手が：

i. あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；

ii. 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに

出頭しなかった場合、その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

13.6.6 世界ユース選手権の各競技の成績と順位は、13.7 の規定にしたがって作成されねばならない。

13.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。

13.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。

13.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジューリ・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。

13.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

13.7 世界ユース選手権の順位

13.7.1 リード及びスピードのそれぞれの競技に[97]参加した各選手の順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって決定されねばならない。

ナショナルチーム・ランキング

13.7.2 世界ユース選手権のそれぞれの種目の最終ラウンドが終了後、各年齢別グループ、各カテゴリーの上位 30 位までの選手に、以下の順位ポイントが「ナショナルチーム・ランキング」の決定のために与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：同着になった各選手が獲得する総合順位ポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

13.7.3 世界ユース選手権の最後に、そのチーム内で個々の競技種目の各年齢別グループ、各カテゴリーの上位 3 名に与えられた順位ポイントを合計し、その総合計の降順でナショナルチーム・ランキングが決定されねばならない。

---

[97] この部分以降に何カ所か“lead and speed”とあり、2015 年から追加されたボルダーが言及されていない。変更を忘れているのだと思う。本来は全て「lead,boulder and speed」となるはずである。

13.8メダルと賞金

13.8.1 世界ユース選手権の終了時に、以下の表彰をおこなう：

i. 金、銀、銅のメダルが、リード、スピードの個々の競技で各カテゴリー、各年齢別グループのそれぞれ1位、2位、3位の選手に授与される；

付記：同着の場合は、複数のメダルが授与される。

ii. 世界ユース選手権トロフィーが各カテゴリー、各年齢別グループの個々の種目での優勝者に授与される。

13.9式典

13.9.1 ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

13.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関するIOCプロトコルに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は世界ユース選手権において必須である。

13.9.3 ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、各年齢別グループ、各カテゴリーの上位3位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

13.10 アンチドーピング検査

13.10.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSCアンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。

13.10.2 アンチドーピング検査は、少なくとも各カテゴリー、各年齢別グループの各種目の優勝者に対しておこなわなければならない：

14.ワールドパラクライミングカップシリーズ/パラクライミング世界選手権

14.1はじめに

14.1.1 IFSC の「本則」に従い、

i. ワールドパラクライミングカップシリーズを毎年開催する。

ii. パラクライミング世界選手権を 1 年おきの偶数年――2012 年、2014 年、2016 年――に開催する。

14.1.2 各大会は、以下の規則に従って開催される：

i. ボルダー、リードに加えて、あるいはそれに替えてスピードの各種目で構成される；

ii. 男子と女子のカテゴリーを設ける；

iii. 14.2.2 に定める障害カテゴリーを設ける。なお：

i) 1 つのカテゴリーの成立にはパラクライミング世界選手権の場合、最低 6 名の選手が少なくとも 4 ヶ国から、ワールドパラクライミングカップの場合、最低 4 名の選手が少なくとも 3 ヶ国から参加することを必要とする。

ii) 1 つのカテゴリーの参加選手数がこの制限を下回る場合、そのカテゴリーは 14.1.2.c(ii)に従い他のカテゴリーと合併する。

iii) 開催国は、IFSC ワールドカップ大会と併せて開催する世界パラ競技場競技大会について、3 カテゴリーを最小限として、開催するカテゴリーの数を制限することができる。その決定は事前に通知されるものとする。

図 14.1.2 c(ii) カテゴリーの合併

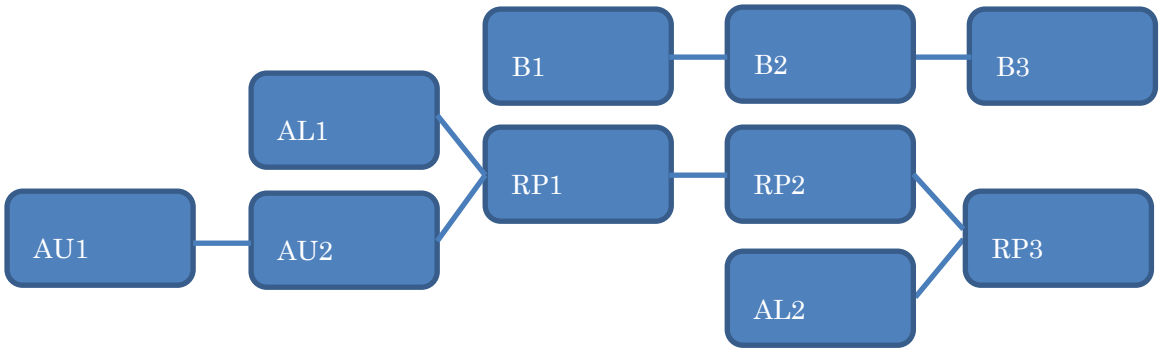

14.2参加資格

14.2.1 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手のみが、ワールドパラクライミングカップシリーズ及びパラクライミング世界選手権に出場する資格を有する。

14.2.2 このルールに従い開催される競技会に参加するすべての選手は、その競技会に対して任命された医科学委員会による、選手の適切なカテゴリー分類を確認する審査を受けねばならない。この審査を受けられない、あるいは拒否した選手は競技参加資格を失う。

パラクライミングの障害のクラスとカテゴリーの要約は次の表のとおりである（詳細は IFSC のウエブサイトを参照のこと）。

Classification	Category	Impairment	Body Part	Level of impairment
Visual	B1	Visual	Both Eyes	Blind competitors
	B2		Both Eyes	Competitors having a visual acuity of up to 2/60 and/or a visual field of less than 5%
	B3		Both Eyes	Competitors having a visual acuity between 2/60 and 6/60 and/or a visual field between 5% and 20%.
Amputee	AL-1 (seating)	Loss of Limb or Limb deficiency	2 legs	Full (No hip, no Joint) or combination of any
	AL-2		1 Leg	Full, Leg hip joint, Tibia
	AU-1 (Arm amputee)		2 or 1 arm	2 arms: Full or combination of any 1 arm: Full (No shoulder, no joint) or amputated of shoulder joint
	AU-2 (Forearm amputee)		1 arm	No forearm No Hand (Wrist joint existing) All fingers (included thumb and no finger joint)
Limited range, power or stability: LRP (former Neuro and Physiological Disabilities)	RP1	Hypertonia	All	Permanent spasticity through flexion or extension
		Impaired Muscle power	All	Spasticity or severe athetosistic movement from 4 limbs Moderate to severe trouble of tonus in 4 limbs
		Ataxia	All	Very weak strength and / or severe control problem of upper or torso limbs
	RP2	Impaired passive range of movement	Shoulder, Junction between	Any

			shoulder and elbow, Torso (Trunk)	
		Hypertonia	All	Considerably increase of muscular tonus
		Impaired Muscle power	All	Trouble of tonus on 2 to 4 limbs Moderate to severe trouble of tonus in 2 lower limbs Severe troubles of lower limbs creating walking difficulties
		Athetosis	All	Limited strength and / or moderate control problem of upper or torso limbs Correct functional value and negligible control problem of upper or torso limbs
	RP3	Impaired passive range of movement	Elbow, Junction between Elbow and Wrist Wrist Waist Junction between Waist and Knee Knee Junction between Knee and ankle	Any
		Hypertonia	All	Moderate increase but easily noticeable

		Impaired Muscle power	All	Moderate to severe control problem in 4 limbs and torso with coordination difficulty when running Negligible to moderate trouble of tonus in 4 limbs Negligible to moderate trouble of tonus of hemicorp Minimal hemiplagia or quadriplegia impact leaving possibility to run without asymmetry
		Athetosis	All	Increase of tonus trouble in one or all lower limbs creating an asymmetry Increase of tonus trouble in one or all lower limbs creating an asymmetry

付記：視力と視野の測定は、矯正された状態でおこない、良い方の目の結果でクラス分けされなければならない。コンタクトレンズや矯正器具や眼鏡を使用しているすべての選手は、競技中に装着するかいなかにかかわらず、クラス分け決定時にそれらを装着しなければならない。
選手は登録時[98]に自国の眼科医による診断書を提出しなければならない。
医科学委員会が選手判定員を任命する。その選手判定員の判断に基づき、選手のパフォーマンスを観察後に所感が変わった場合、IFSC は選手のクラス分けを変更することができる。その場合、その選手は異なるカテゴリーに登録されねばならない。[99]

14.2.3 ルール 14.2.2 に基づき選手に要求される審査の後に、選手に対して提示される分類が確定しがたい場合は、その選手はその大会で、その障害が該当する最も軽度のクラスへの出場資格のみが与えられる。

14.2.4 選手はどのようなものであれ、医科学委員会に申告されておらず、選手の分類の決定に考慮されなかった人工的な補助具（眼鏡類、義肢　その他）を使用してはならない。

a) 上肢欠損の選手は義肢を使用することができない。親指以外のすべての指の欠損は、欠損ではなく RP のカテゴリーにクラス分けされる。

b) 下肢欠損の選手は義肢を使用することができる。義肢の使用の有無で、係数を適用することはない。

c) 視覚障害の B1 カテゴリーのクライマーは、完全な遮光マスク（個人用装備品[100]）を着用するべ

[98] 原文は registration だが、これが大会への参加申込を指すのか、大会当日の受付を指すのかは不明。

[99] この表は専門用語が多く、正確な訳が困難なため、原文のままとした。

[100] 原文は‘personal equipment’。パラのルールの他の個所でもこの表現がある。競技に使用する用具などで、選手自身が用意するものという概念があるようだ。

きである。主催者はその裁量で、規則に従ってマスクを提供することができる。その場合は、テクニカル・ミーティングの時に発表されねばならない。マスクがずれた、または脱落した場合、選手は競技終了とされねばならない。

14.3 形式

リード

14.3.1 ワールドパラクライミングカップとパラクライミング世界選手権のリードの形式は、以下にあげることがらを除き、第 2 部のセクション 6 に定められた規則に従う。

安全性

a)[101] 競技はトップロープでおこなう；IFSC ジャッジは、チーフ・ルートセッターとの協議とジューリ・プレジデントの承認のもと、ルートの下部を登る選手に対し、より安全を確保するために、ルートの出だしで補助的確保（スポット）をおこなうよう決定することができる。

b) クライミングロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュー式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

競技会の進行

c) 大会は予選と決勝の 2 ラウンドでおこなう。

d) 予選はフラッシュ方式でおこなう。視覚障害者を除き、最終ラウンドはオンサイトでおこなう。

視覚障害者の最終ラウンドは、フラッシュ方式を使用するものとする。コーチは同一カテゴリーであるか否かを問わず、複数の視覚障害の選手のルート指示をおこなうことができる。視覚障害の選手およびルート指示者には、アイソレーションルールについて同様の制約が課せられるがジューリ・プレジデントの提言がある場合、競技会開始の 30 分前までに競技エリアに入るためにアイソレーション・ゾーンから離れることができる。この瞬間から最終ラウンドの終わりまで、トランジット・エリアでルートのビデオ録画を継続的に再生していなければならない。ビデオ録画が使用できない場合は、最初の選手のアテンプト開始の 30 分以上前に、ライブでのデモンストレーションを行わねばならない。デモンストレーションは、障害を有する人によって行われてはならない。

オブザベーションの手順

e) 競技ゾーンへの入口で、選手はビレイヤーに壁の後側に来るよう申し出て、クライミングロープをハーネスに取り付けてもらわなければならない。各選手は最終オブザベーションを 40 秒間行なうことが認められ、この期間は選手が壁に向き合った時点、また視覚障害者の場合は壁に触れた時点で開始されるものとする。

競技の手順

f) 選手のルートにおけるアテンプトは、選手が（最後の）“TOP”と表示されたホールドを片手で保持した時点で完登と見なされる。

g) 決勝への定員は変動制とし、以下のように決定する：

予選の選手数	定員

[101] 14.3.3、14.3.5 のナンバリングは、原文が小文字アルファベットのままとなっている。

選手数　≦　6	3 名
7＜選手数＜15	4 名
選　手　数　　＞	6 名

14.3.2 疑義の余地をつくらないため、選手のいかなるルートでの成績であれ、またその最終成績についてであれ、いっさいの係数[103]を適用してはならない。

14.3.3 リード競技に通常適用される IFSC ルールは、全てのパラクライミングのカテゴリーの選手に対しては修正適用されるか、適用されない[104]。

i. リードでのクィックドローへのクリップに関するついての 6.9.3 から 6.9.6 及び 6.9.9 viii の規則は適用されない。

ii. 6.9.1 : RP 及び下肢欠損カテゴリーの場合、ルートのスタート時の体勢を修正するためにわずかに跳ねることは認められる。

14.3.4 以下のリード競技に通常適用される IFSC ルールは、B1、B2、B3 のカテゴリーの選手には修正して適用されるか、適用されない

i. 6.7.5、6.8.5：選手はコーチからムーブの方向、ホールドの形状とホールド間の距離について、オブザベーション中とクライミング中の両方において指示を受けることができる。これに必要な通信手段は、選手自身が用意するものとし、「個人用装備品」に分類されるものとする。

ボルダー

14.3.5 ワールドパラクライミングカップとパラクライミング世界選手権のリードの形式は、以下にあげることがらを除き、第 2 部のセクション 7 に定められた規則に従う。

安全性と設定

a) 競技はトップロープでおこなう。

b) ロープはシングルロープを使用する。クライミングロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュー式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

c) ボルダー課題は墜落時に構築物の凸部に衝突することがないように設定されねばならず、また全てのスタートホールドは起立した状態で届くものでなければならない。

d) 課題の設定：以下を除き 7.2.5 にしたがう：
四肢欠損カテゴリーではハンドホールドは一つのみ指定とする
四肢欠損カテゴリーではフットホールドは一つのみ指定とする

競技会の進行

e) 大会は予選と決勝の 2 ラウンドでおこなう；

f) 予選[105]

---

[102]この形だと 15 名ちょうどが定義されないが、良いのだろうか？2014 ではここは選手数≧15 だった。

[103] おそらく、障害の程度その他に応じて、選手の成績に一定の係数をかけてハンディとするような処理を指すものと思われる。

[104] 原文は“shall be modified/disapplied for competitors in all paraclimbing categories”とかなり断定的だが、全てがそうだというわけではないはずなので、表現をやわらげた。

[105] この部分はほぼヨーロピアン・ユース大会のボルダーのコンテスト形式であり、その規定をそのままコピペしている。そのためだ

各年齢別グループの各カテゴリーごとに 8 つのボルダーが用意される。ボルダーの番号はその難度を表すものとする。No.1 は最も容易なボルダーであり、N0.2～5 は中間の難度、6～8 は高難度のボルダーとなる。各選手は各ボルダーについて、最大 5 回までのアテンプトをおこなうことができる。

予選はデモンストレーションなしのフラッシュでおこなう。選手数が少ない場合、複数の年齢別グループ、カテゴリーを 1 つの予選グループにまとめてもよい。

選手は同じ 1 色のホールドのみを使用することが認められる。この場合、ルートセッターが同じエリア内の各ボルダーを区別するために使用することができる色は、最大 3 色までとする。

各選手は任意の順番で随時、そのアテンプト前に、その成績カードをボルダー・ジャッジに渡して各ボルダーのアテンプトをおこなう。1 つのグループの全選手は、少なくとも 1 時間半の割り当て時間内に、いっしょに 8 つのボルダーでの試技をおこなう。1 つのグループの選手が 30 名を越える場合は、超過した選手 1 名につき 2 分間、割り当て時間が延長される。割り当て時間は、ラウンド開始前に告知されねばならない。必要に応じ、ボルダー・ジャッジは選手がボルダーでアテンプトをおこなう際の競技順リストを作成する。

予選の開始と終了は、大きなシグナル音で知らせなければならない。予選終了の 1 分前は、それとは異なるシグナル音を鳴らさなければならない。

f) 決勝[106]
4 ボルダーで、オンサイトでおこなう。

決勝は、IFSC のボルダリング競技規則の決勝の規則に定められたところにしたがっておこなわれる。アイソレーションのクローズは、いくつかの決勝ボルダーが複数のカテゴリーで使用される場合は、決勝開始の 1 時間以上前とすることができる。

競技の手順

g) 視覚障害カテゴリー選手（B1、B2、B3）へのオブザベーション中、アテンプト中の補助：
選手は補助者またはトレーナーから、ムーブの方向、ホールドの形状及びそれらの間の距離について指示を受けることができる。これには、動作中の伝達手段の使用も含まれる。指示者は異なる視覚障害カテゴリーの、複数の異なる選手に対して補助をおこなうことができる。

h) 選手は、以下の基準に従って順位付けされるものとする：
完登したボルダー数
完登までに要したアテンプト数の総計
獲得したゾーンポイント数
ゾーンポイント獲得までに要したアテンプト数の総計

i) 決勝への定員は変動制とし、以下のように決定する：

予選の選手数	定員
選手数　≦　6	3 名

ろう、age group という文言が残ってしまっているが、そのまま残して訳してある。。

[106] 項目番号は本来ここは g)だが、f)が重複して打たれており、以後もそのままずれている。

7＜選手数＜15	4 名
選 手 数 ＞	6 名

スピード

14.3.6 ワールドパラクライミングカップとパラクライミング世界選手権のスピード競技の形式は、セクション 15[108]に定められた規則に従う。

14.3.7 スピード競技のルートが、全てのカテゴリーで相似である必要はない。
ルートのタイプは、ルートセッターにより、IFSC の公式な世界記録用ルートをもとに設定される。視覚障害者、肢切断者、車椅子を除くすべてのカテゴリー用に、適用変更したルートがまず設定される。上記のカテゴリーにはさらに追加変更したルートが設定される。

14.4 選手団の参加登録

14.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全ての選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウエブサイトで登録しなければならない

i. 選手団長 1 名

ii. コーチ

iii. 資格を有する医療担当者または準医療担当者

14.4.2 14.2.1、14.2.2、14.2.3 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、（以下の選手で構成された）選手団の参加登録をすることができる；

i. 直近の成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の優勝者（優勝種目で登録のこと）；

ii. その大会の各カテゴリー及び各種目について、以下の選手：

i) 開催国以外の加盟連盟/協会は、6 名までの選手；

ii) 開催国の加盟連盟/協会は、18 名までの選手。

14.4.3 14.4.1 及び 14.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、IFSC デリゲイトまたはジューリ・プレジデントへの SMS または E メールによって、いずれの場合も、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻より前に（そうした時刻が定められていない場合は、テクニカル・ミーティングが始まる 30 分前までに）確認されねばならない。

14.4.4 14.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除される。

14.4.5 各世界選手権の選手団登録の締め切りは、ワールドパラクライミングカップは大会初日の 30 日前、パラクライミング世界選手権は大会初日の 60 日前とする。この締め切り後、11.4.3 に定められた範囲で[109]、加盟連盟/協会は、やむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができるが、登録された人数に追加することはできない。

---

[107] リードの場合と同じ。ここも 2014 では選手数≧15 だった。

[108] 現在セクション 15 は複合競技の規定が入っており、正しくはセクション 16 となる。

[109] この部分、そして以後の数カ所で、セクション 11 のワールドカップ規定の該当個所の文言を引き写したところがあり、ワールドパラクライミング・カップとすべきところが、ワールドカップのままになっている。また、この「11.4.3」は参加定員に関する「14.4.2」の可能性がある。

14.5 テクニカル・ミーティング

14.5.1 テクニカル・ミーティングは、大会の開始に先立っておこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；

i. 大会日程の確認（及び IFSC のウエブサイトにある情報からの変更の伝達）；

ii. 各競技の予選の公式競技順リストの配布；

iii. 大会に適用されるルールについての確認と、詳細情報；

iv. IFSC のウエブサイトにない、運営上の情報の連絡。

14.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

14.6.1 各競技会に参加申し込みをしている選手の名簿は、遅くともワールドパラクライミングカップは 25 日前までに、パラクライミング世界選手権は 55 日前までに IFSC のウエブサイト上に公表されねばならない。

14.6.2 各ワールドカップ大会の選手の競技順は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。

14.6.3 各カテゴリーの公式競技順リストは以下の時点で用意する：

i. 予選については、当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて、上記 14.4.3 の参加確認の期限の後に。

ii. それ以外の各ラウンドでは、先立つラウンドの公式リザルト発表後、あらゆる抗議に対する処理が完了した後に、

いずれの場合も、IFSC のウエブサイト、公式の大会掲示板、アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上、コピーを審判団、チーム・マネージャー、大会の広報担当者、報道関係者のために作成する。

14.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：

i. カテゴリーとラウンド；

ii. 競技順；

iii. 各選手の氏名と IOC 国別コード；

iv. 保持している選手については、世界ランキング；

v. 該当する場合について、アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は、そのラウンドの受付終了時刻）；

vi. 該当する場合について、オブザベーションまたはデモンストレーション、そしてラウンドの開始時刻；

vii. IFSC またはジューリ・プレジデントが認めた伝達事項。

14.6.5 選手が（以下いずれかに）出頭しなかった場合、；

i. あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに、公表された締め切り時刻までに；

ii. 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに，

その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

14.6.6 各ワールドパラクライミングカップ大会の成績と順位は、第 2 部の各競技の規則にしたがって作成されねばならない。

14.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルト表を作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。

14.6.8 暫定リザルト表の確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルト表として公表されねばならない。

14.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表を作成し、IFSC ジャッジとジューリ・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。

14.6.10 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

14.7 メダルと賞金

14.7.1 各ワールドパラクライミングカップ大会の終了時に、金、銀、銅のメダルが、各カテゴリー、各種目のそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される。

14.7.2 ワールドパラクライミングカップ大会の終了時に、金、銀、銅のメダルが、選手数が 3 名以上の各カテゴリー、各種目のそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される。[110]各競技会で獲得された順位をもとに、ワールドパラクライミングカップの最終順位のポイントが決定される。

14.7.3 賞金の最低額は各期毎に IFSC が決定する。この最低額を下回る場合の賞金リストは、組織委員会との協議により IFSC 役員会が決定する。

14.8 式典

14.8.1 ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

14.8.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚はワールドパラクライミングカップ大会において必須である。

14.8.3 ジューリ・プレジデントの特別な承認がない限り、各カテゴリーの上位 3 位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

14.9 アンチドーピング検査

14.9.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。

---

[110] 14.7.1、14.7.2 は明らかに文言が重複しており、本来は一つに整理されるべきものと思われる。

14.9.2 アンチドーピング検査は、少なくとも以下の者に対しておこなわなければならない：

i. 個々の競技の各カテゴリーの優勝者；

ii. スピード競技の世界記録を更新した選手；

14.10 ランキング

個々の大会での順位

14.10.1 ワールドパラクライミングカップ大会の、個々の競技に参加した個々の選手の順位は、第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

ワールドパラクライミングカップのランキング

14.10.2 各ワールドパラクライミングカップ大会の最後に、各カテゴリーの各種目で上位 30 位までの選手に対して、各選手のワールドカップ･ランキングを決定するための、以下のような順位ポイントが与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

付記：ある競技会で同着になった各選手が獲得するポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

14.10.3 ワールドパラクライミングカップ・ランキングは、ワールドカップ・シリーズを通して各選手に与えられた順位ポイントを加算して決定される。ランキングされる選手の順位は合算した順位ポイント合計の降順となる。順位が与えられるのは、少なくとも 3 大会に参加した選手である。

14.10.4 ワールドパラクライミングカップ・シリーズの最終戦終了時に、2 名以上の選手が同じポイント数でールドパラクライミングカップ・ランキングの 1 位同着となった場合は、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1 位から始めて次は 2 位と言うように、上位の成績の獲得数で 1 位を決定する。

個人総合ランキング

14.10.5 「個人総合ランキング」は、リード、ボルダー、スピードそれぞれのワールドカップ・シリーズの少なくとも 2 つ以上の大会に参加した各選手について算出する。個人総合ランキングは、各ワールドパラクライミングカップ・シリーズで選手に与えられた順位ポイントを合計して決定する。ランキングされる選手の順位は合算した順位ポイント合計の降順となる。

15. 複合競技およびオリンピック競技会

15.1 総則

15.1.1 この規則は、セクション 3（総則）を併せて参照すること。

15.1.2 複合競技のための競技会は、以下を含まなければならない：

15.1.2.1 各カテゴリーにつき 20 名の固定された定員で行われる予選；および

15.1.2.2 各カテゴリーにつき 6 名の固定された定員で行われる決勝

そして、それぞれの予選および決勝ラウンドは、スピード種目およびボルダリング種目、リード種目の競技会を、この順に組み合わせる。

15.1.3 複合競技を構成する各競技は、この規則（複合）で言及される修正点および追加点とともに、セクション 6（リード）およびセクション 7（ボルダー）、セクション 8（スピード）の関係する規定に従わなければならない。

15.1.4 複合競技の予選および決勝ラウンドは、別の日に開催されなければならない。

15.1.5 複合競技の予選ラウンドは、次のように実施されなければならない：

15.1.5.1 それぞれの選手は、スピード競技での最後のアテンプトから次のボルダー競技の最初のアテンプトまでの間に最低 30 分間の休憩時間を取らなければならない；かつ

15.1.5.2 それぞれの選手は、ボルダー競技での最後のアテンプトから次のリード競技の最初のアテンプトまでの間に最低 120 分間の休憩時間を取らなければならない。

そして、それぞれの予選および決勝ラウンドは、スピード種目およびボルダリング種目、リード種目の競技会を、この順に組み合わせる。

15.1.6 複合競技の決勝ラウンドは、次のように実施されなければならない：

15.1.6.1 それぞれの選手は、スピード競技での最後のアテンプトから次のボルダー競技の最初のアテンプトまでの間に最低 15 分間の休憩時間を取らなければならない；かつ

15.1.6.2 それぞれの選手は、ボルダー競技での最後のアテンプトから次のリード競技の最初のアテンプトまでの間に最低 15 分間の休憩時間を取らなければならない。

15.2 予選ラウンドの形式

15.2.1 複合競技の予選ラウンドでは：

15.2.1.1 スピード競技については、この規則のセクション 8（スピード）の、スピード競技の予選ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。

15.2.1.2 ボルダー競技については、この規則のセクション 7（ボルダー）の、ボルダー競技の準決勝ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。

15.2.1.3 リード競技については、この規則のセクション 6（リード）の、リード競技の準決勝ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。

15.2.2 複合競技の予選ラウンドの競技順は、次のように作成しなければならない：

15.2.2.1 スピード競技およびボルダー競技、リード競技のそれぞれについて、以下のように算出された予選シーディングの順となる：

i. 複数の選手がスピード、ボルダリングおよびリード競技が実施される一つの予選大会を経て複合競技への出場資格を得た場合、本規則 15.5 に従って算出されたその大会の

シーディングの降順（例：高順位の選手が最後に競技を行う）；かつ

ii　複数の選手が複数の予選大会を経て複合競技への出場資格を得た場合、その大会[111]に適用される予選選考システム及びIFSCが発表したシーディングリストの原則に従う。

15.2.1.5　スピード競技については、右レーン（レーン B）の競技順はレーン A と同じ順番だが、半数のところで前後を入れ替える。

15.3 決勝ラウンドの形式

15.3.1 複合競技の決勝ラウンドでは：

15.3.1.1　スピード競技については、この規則のセクション 8（スピード）の、スピード競技の決勝ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。

15.3.1.2　ボルダー競技については、この規則のセクション 7（ボルダー）の、ボルダー競技の決勝ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。

15.3.1.3　リード競技については、この規則のセクション 6（リード）の、リード競技の決勝ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。

15.3.2 複合競技の決勝ラウンドの競技順は、次のように作成しなければならない：

15.3.2.1　スピード競技については、以下の通りの順番とする（レース 1、2 および 3 の番号は予選ラウンドのスピード競技における選手の順位に対応する）：

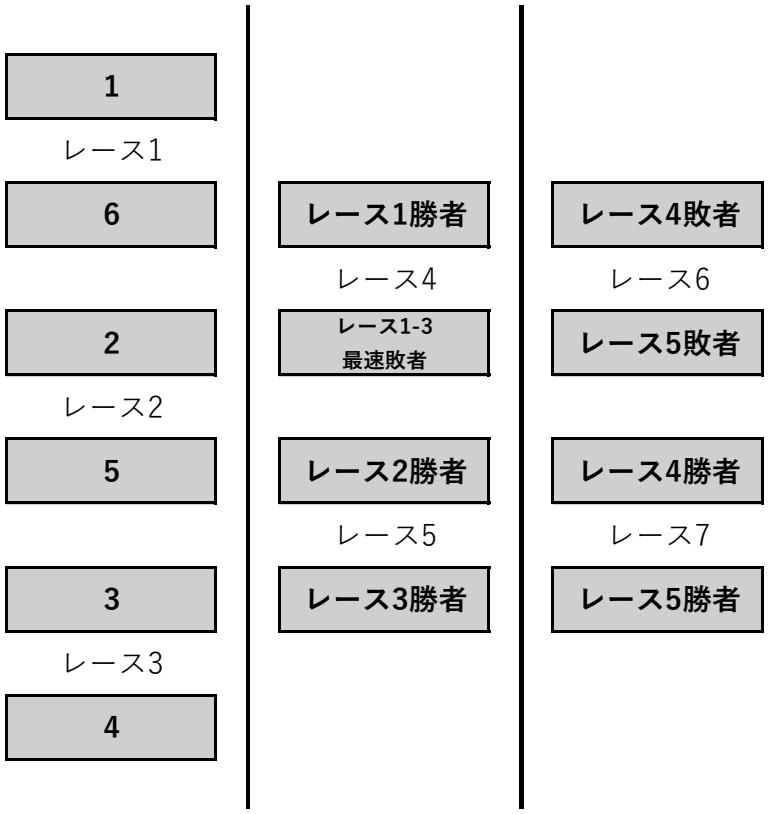

[111] ここは“the event”（大会）がどの大会を指すかがわかりにくい。一番筋が通るのは、複合大会の各種目ごとに、その種目の選考大会の結果に従うという解釈に思われる。なお“Seeding”は 15.5.2.3 を見ると、選考大会の結果を複合大会の成績に（カウントバック的に）反映させるための数字のように見える。

例：レース 1 は予選ラウンドのスピード競技における 1 位と 6 位の選手で実施せねばならない。

15.3.2.2　ボルダー競技については、競技順は先立つスピード競技の順位の逆順とする。（例：高順位の選手が最後に競技を行う）

15.3.2.3　リード競技については、競技順は先立つスピードおよびボルダー競技の完了に伴い算出される暫定順位の逆順とする。（例：高順位の選手が最後に競技を行う）

15.4 各競技における順位

複合競技を構成する各競技における順位は、以下のように算出される：

15.4.1　複合競技の決勝ラウンドでは、

15.4.1.1　スピード競技については、次の修正点および追加点を加えたセクション 8（スピード）の規定に従う：

a)　予選ラウンドについては、2 人もしくはそれ以上の選手が同着で、各選手が最低でも一つの有効なタイムを保持している場合、これらの選手の序列は以下のように決定される：

i.　各選手の第二の（より大きい）タイムの比較。より速いセカンド・タイムを保持する選手により高い（良い）順位が与えられる；かつ

ii.　セカンド・タイムを保持しない選手は、セカンド・タイムを保持する選手よりも下に順位づけられねばならない。

b)　決勝ラウンドについては：

i.　レース 7 の勝者は 1 位、敗者は 2 位と順位付けされる；

ii.　レース 6 の勝者は 3 位、敗者は 4 位と順位付けされる；かつ

iii.　いずれかのレースで両選手が同じタイムを保持した場合、予選ラウンドにおいて各選手が記録した最も速いタイムによって決定される。なお同着が残る場合は、予選の 2 番目に良い時間記録を比較する。

iv.　iii の比較後、なお同着の選手がいる場合、各選手の複合予選ラウンドの順位を比較する。最も良い順位をもつ選手が 1 位となる。

c)　2 人もしくはそれ以上の選手が同着かつ有効なタイムを保持していない場合、これらの選手の間の序列は以下のように決定される：

i.　予選ラウンドでは、当該選手は同着とみなし、その順位は 15.5.2 にしたがって算出する。

ii.　決勝ラウンドのレース 1、2 および 3 では、追加競技をおこない、上記 15.4.1.1 b) iii の条項を適用する。

15.4.1.2　ボルダー競技については、次の修正点および追加点を加えたセクション 7（ボルダー）の規定に従う：

a)　2 人もしくはそれ以上の選手が同着の場合、同着選手の順位はゾーン獲得までのアテンプト数の比較で決定する：

b)　決勝ラウンドにおいては、a)の適用後も同着が残る場合、予選ラウンドのボルダリングの成績を比較して決定する。

c)　a)、b)の適用後なお 1 位に同着が残る場合、当該選手は同着とみなし、その順位は 15.5.2 にしたがって算出する。

15.4.1.3　リード競技については、次の修正点および追加点を加えたセクション 6（リード）の規定に従う：

a)　2 人もしくはそれ以上の選手が同着の場合、同着選手の順位は四捨五入したクライミング・タイム[112]を比較する（短い方が上位）；

b)　決勝ラウンドについては、a)の適用後なお同着の選手がいる場合、その選手の順位は予選ラウンドにおけるリード成績の比較によって決定する。

c)　a)、b)の適用後なお 1 位に同着が残る場合、これらの選手は同着とみなし、その順位は 15.5.2 にしたがって算出する。

15.5 総合順位

15.5.1　複合競技における総合順位は、選手が参加する各カテゴリーの各ラウンドの終了後に算出せねばならない。

15.5.2　全 3 種目で競技を開始した選手にのみ、以下のように算出された総合順位を与えられなければならない：

15.5.2.1　各選手は、それぞれの終了した競技に対する“順位ポイント”が与えられなければならない：

a)　選手のその競技での順位が単独である場合は、順位の値；もしくは

b)　2 人もしくはそれ以上の選手が同着の場合、同着の選手の平均順位の値

例：8 位に 4 名の同着があった場合、同着の各選手に（8+9+10+11）÷4＝9.5 が順位ポイントとして与えられる

15.5.2.2　合計順位ポイントは、各競技で与えられた順位ポイントを掛け合わせて各選手に与えなければならない。

15.5.2.3　各選手は、それぞれに算出された合計順位ポイントの昇順で順位付けされ（すなわち、値が小さい方が上位）、同じ合計順位ポイントを保有する選手が複数いる場合、いずれのラウンドにおいても同着の選手の総合順位は以下のように決定されなければならない：

a)　これらの選手のそのラウンドにおける個々の成績をつきあわせて比較する；かつ

b)　決勝ラウンドでは、複合予選ラウンドの順位を比較する。

c)　a)[113]の適用後、なお同着の選手がいる場合、各選手のそのラウンドへのシーディングを比較する。

例 1：同着の選手を個々の成績をつきあわせて比較して分ける場合（15.5.2.3a））

	スピード	ボルダー	リード	ポイント	シーディング	予選順位	順位
選手A	12	**3**	**8**	288	4	4	1
選手B	**4**	8	9	288	3	7	2

[112] 原文は“the nearest second”で nearrest はこの文脈では四捨五入とするのが普通だと思う。小数点以下第何位で四捨五入するかを具体的に指示していないが、指示していない場合は小数点以下の四捨五入になるのだと思われる。なおこの規定はリードの 6.4.9 iii の“the next lower second (i.e. rounded down)”とは異なるので注意

[113] 「a)及び b)」の誤りと推測される。

例 2A：決勝で同着の選手を、予選成績の比較で分ける場合（15.5.2.3b)）

	スピード	ボルダー	リード	ポイント	シーディング	予選順位	順位
選手A	12	3.5	**4**	168	4	4	1
選手B	**4**	3.5	12	168	3	7	2

例 2B：同着の選手をシーディングの比較で分ける場合（15.5.2.3c)）

	スピード	ボルダー	リード	ポイント	シーディング	予選順位	順位
選手A	12	3.5	**4**	168	3	4	1
選手B	**4**	3.5	12	168	4	7	2

例 3：同着の選手をシーディングの比較で分ける場合（15.5.2.3c)）

	スピード	ボルダー	リード	ポイント	シーディング	予選順位	順位
選手A	12	7	4	336	3	4	1
選手B	7	4	12	336	4	7	2
選手C	4	12	7	336	7		3

15.5.3 暫定順位は、それらの競技の成績が算出に用いられる場合にのみ、それぞれのカテゴリーの選手が参加する複合競技のスピードおよびボルダー競技の各ラウンドの終了後に算出されねばならない。

16.スピード（クラシック・フォーマット）[114]

16.1概説

16.1.1 この規則はセクション 3 の総則を併せて参照すること。

16.1.2 スピード競技会は通常、長さ 10m～15m、前傾は 5 度以内で、専用に作られた人工壁に設定されたクライミング・ルートで開催される。クライミング・ルートに段がある場合、その段（ルーフ）は 1m を越えてはならない。

16.1.3 スピード競技会の通常の構成は以下のとおり：

i. 単一ステージからなる予選；

ii. 1～3 ステージの勝ち抜きによる決勝；

不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

16.2クライミング用構築物

クライミング用構築物

16.2.1 クライミング用構築物及びホールドは EN12572-1 及び EN12572-3 の該当する要件に準拠していなければならない。

16.2.2 クライミング面は、最低 2 つの平行したレーンを持ち、各レーンは最低 3m の幅がなければならない。“クライミング・レーンは隣接していても離れていても良いが、後者の場合、その間隔は 1m を越えないものとし、いずれの場合もレーンは水平に揃っていなければならない。

16.2.3 クライミング用構築物は以下のものを装備していなければならない：

a) クラシックビレイの場合：クライミングロープを通す 2 つの確保支点：ロープを吊り下げる主支点（トップ・プロテクションポイント）と、ロープ制御の補助となる二次支点（ディビエイション・ポイント）である。トップ・プロテクションポイントの位置は、“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules　第 3 版　2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に示されたものとする。ディビエイション・ポイントがクライミング面の前面にある場合は同様に、同文書に示した位置でなければならない。

b) オートビレイの場合：システムはトップ・プロテクションポイントに固定されねばならない。

クライミング・ルート

16.2.4 各レーンのクライミング・ルートは、同じ長さ、類似した性格と難度でなければならない。ルートのラインが垂直でないときは、反対方向へ向けてそれるように設定しなければならない。クライミング面の各パネルの四隅に固定されているボルトとハンガーのみを例外として、他の不要なもの（ホールド、クィックドローなど）は、壁から撤去しておかねばならない。

16.2.5 クライミング面に固定される計時装置は、選手の登行を妨げ、あるいは補助にならないように固定さ

---

[114] この「クラシック・フォーマット」の部分は、2016 年時点でほとんど変更されていないため、10m 競技への言及があり、またオートビレイの使用に関する記述はない、など、現状のスピード競技とは乖離している。その一方で、14.7.3 にはスピードのルートは通常のレコードフォーマットのルートをベースに設定するとされており、整合性のとれないものになっている。

れねばならない。

16.3 安全性

16.3.1 すべてのルートにおいて選手は、適用規格に準拠したシングルロープを使用した上方からの確保（「トップロープ」）、または IFSC 公認のオートビレイシステムで安全を確保して登らねばならない。IFSC ジャッジは安全上、器具類の交換が必要な場合それを決定する。

16.3.2 [適用せず]

確保支点

16.3.3 a) クラシックビレイ：クライミングロープはディビエイション・ポイントとトップ・プロテクションポイントに、縫製によるテープスリングと規格に則ったクィック・リンク（マイロン・ラピッド）で確保支点に固定されたステンレス製の安全環付カラビナを用いて設置されねばならない。

b) オートビレイ：トップ・プロテクションポイントへのシステムの設置は、使用説明書に記載された仕様に従って行わなければならない。

個人の用具

16.3.4 選手はクライミング・ハーネスを着用しなければならない。ジューリ・プレジデントは、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

16.3.5 a) クラシックビレイ：クライミングロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュー式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

b) オートビレイ：システムは選手のハーネスに、使用説明書に記載された仕様に従って接続されなければならない。

16.3.6 選手はオーディオ機器を、クライミング中に所持または使用してはならない。

安全確認

16.3.7 全てのアテンプトに先だち、ビレイヤーは以下のことを確認しなければならない：

i. 選手のハーネスが正しく装着されていること；

ii. クライミングロープが選手のハーネスに、16.3.5 にしたがって接続されていること。

確保

16.3.8 a) クラシックビレイ：クライミングロープは、クライミング・レーンの一方の側に位置する 2 名のビレイヤーが地上から操作する。主ビレイヤーはロッキング式の確保器または手動式の確保器を使用する。ビレイヤーは充分に注意を払って以下のことを遵守しなければならない：

i) ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることでいかなる場合でも選手の動作を妨げることがないようにする；

ii) 全ての墜落は安全に停止させる；

iii) 確保されている選手を落としすぎない。

b) オートビレイ：IFSC 公認のオートビレイシステムを使用する（スピードライセンスルールの解説を参照のこと）。

16.3.9 主催者から指名されるビレイヤーは、スピード競技に必要な確保の方法に習熟していなければならな

い。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のいずれの選手のビレイも担当することができない。

16.4 計時

16.4.1 各選手のクライミング・タイムは、スタートの合図から選手のアテンプトの完了までである。選手が規則に従ってアテンプトを完了した時のみ、それが有効な時間として記録される。

16.4.2 クライミング・タイムの計測は以下の双方を用いておこなう：

i. IFSC の認証を受けた電気的機械計時システム,

ii. 手動計時[115]

付記：大会中に電気的機械計時システムを使用してラウンドを開始し、途中で使用不能になった場合、そのラウンドの成績は、手動計時による記録を用いて決定する。手動計時による成績は、電気的機械計時システムに回復不能な障害が生じた場合の、バックアップとしてのみ使用するものとする。

電気的機械計時

16.4.3 計時システムは IFSC の認証を受けねばならない。計時システムは：

i. 各選手のそれぞれの競技終了時間を、選手が電気的機械スイッチ/パッドを叩いた時に、記録する。

ii. 各選手のそれぞれの競技記録を、スタートの合図の時刻(a)と競技終了時刻(b)の差分として、個別に表示する。

16.4.4 計時システムは、最低でも 1/1000 秒まで記録できるものでなければならない。選手の順位付けにおいては、1/100 秒までが記録され掲示される。記録された時間が 1/100 秒単位ちょうどの値でない場合、切り捨てて値をとり、発表する。

16.4.5 計時装置には、8.2.6 にしたがってクライミング壁面に固定、設置されたスタート表示器が含まれねばならない。

16.4.6 ジューリ・プレジデントは計時システムが正しく機能することを、責任を持って確認しなければならない。ジューリ・プレジデントは競技開始前に、関係する技術役員と面会し、自らが機器類に精通するようにしなければならない。機器類が正しく動作するかを確認するため、制御テストをおこなわなければならない。

手動計時

16.4.7 手動計時は、手動操作式のデジタル表示電子式タイマー（ストップウォッチ）を手動操作しておこなう。各選手のタイムは、スタートの合図の音から、10m 競技については図 8.2d)、15m 競技については図 8.2e)に示した位置[116]に設置された電気的機械スイッチ/パッドを叩くのが認められるまでの間を計測する。

16.4.8 各選手につき 3 名の公式タイムキーパーが、計時をおこなう。各タイムキーパーは他者にストップウォッチを見せたり、他者と時間記録について検討することなく、独立して作業をおこなわねばならない。時間記録は 1/10 秒単位でおこなうが、1/10 秒未満は切り捨てて計時/記録する。

---

[115] 他のスピード関係のセクションでは、全て手動計時は削除されているが、ここでは残っている。削除忘れの可能性が高い

[116] この記述は健常者の現在のスピード競技の文言のままだが、クラシック・フォーマットの壁の規定は 10～15m なので、この記述はふさわしくない。

16.4.9 各選手の公式時間記録は以下のように決定する：

i. 3 名のタイムキーパー全員の一致した場合は、それを記録とする。

ii. 3 名の内 2 名の時間記録が一致し、3 人目が異なっていた場合、一致を見た 2 名のタイムキーパーによる時間を記録とする。

iii. 各タイムキーパーが異なった時間を記録した場合、3 つの内の中間の時間を記録とする。

16.5 各ラウンドの定員

16.5.1 決勝への定員は以下のとおりとする。

予選で有効なクライミング・タイムを記録した選手数	定員
4～7 名	4 名
8～15 名	8 名
16 名以上	16 名

付記：予選で有効なクライミング・タイムを記録した選手数が 4 名未満の場合は、予選をやり直すものとする。

16.5.2 指定された人数の決勝進出者は、予選で上位の選手をあてる。

16.5.3 同着の選手があるために、決勝への指定された定員を超過する場合の扱いは、8.7.5 に定める。

16.6 競技順

予選

16.6.1 全ての選手は、スタート（試登の場合も含め）の 1 時間前にその出欠の確認をコール・ゾーン内で行わねばならない。左側のレーン（レーン A）の競技順は、ランダムに決定する。右側のレーン（レーン B）の競技順は、レーン A と同じ順番だが、半数のところで前後を入れ替える。

例：一つのカテゴリーに選手が 21 名いる場合、レーン A で最初にスタートする選手は、レーン B では 11 番目にスタートする。

決勝

16.6.2 決勝で定員が 4 名、8 名、16 名のそれぞれの場合の、決勝各ステージの競技順とレーンへの割り振りは、図 8.6(a)、8.6(b)、8.6(c)の決勝についてのものに示すとおりとする。

付記：予選で 2 名以上の同着の選手がいた場合、決勝の第 1 ステージでのそれらの選手の競技順はランダムに割り振られる。

16.7 競技の進行

試登

16.7.1 各選手に予選ルートでアテンプトをおこなう機会をあたえる試登期間を、予選に先立って設定しなければならない。特別な事情のある場合、ルートのデモンストレーションでこれに替えることができる。ジューリ・プレジデントは試登時間の時刻と期間を（必要な場合、試登がおこなえない理由を）テクニカル・ミーティングで告知しなければならない。

予選

16.7.2 予選は 2 つのレーンで、2 人 1 組の選手でおこなう。不正スタートやテクニカル・インシデントのための再競技の場合を除き、各選手は 2 つのレーンのそれぞれでアテンプトを 1 回ずつおこなう。

付記：選手が 2 回不正スタートをした場合、残りの選手は残りのアテンプトを、それが片方のレーンであれ両方のレーンであれ、1 人でおこなう。

16.7.3 選手は競技中、その最初のレーンでのアテンプト終了から 2 番目のレーンでのアテンプト開始までの間に、最低 5 分間の休憩時間が与えられる。

16.7.4 各選手は両方のレーンでのアテンプトが完了するまで、ジューリ・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらなければならない。

16.7.5 同着の選手があって、決勝への定員を超過する場合、当該の選手は順位をわけるため、レーン A で追加のアテンプトを 1 回おこなう。このアテンプトの時間記録は、決勝への通過選手決定のためにのみ使用される。

付記：なおも同着を分ける必要がある場合には、アテンプトを複数回繰り返す。

決勝

16.7.6 決勝に先立ち、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。

16.7.7 決勝は、それぞれが一組の選手による複数の対戦で構成される勝ち抜きトーナメントでおこない、ステージ数（及び各ステージでおこなわれるレース数）は、決勝の定員に応じて決定される。各ステージで不正スタートやテクニカル・インシデントのための再競技の場合を除き、各選手は 2 つのレーンのそれぞれでアテンプトを 1 回ずつおこなう。

16.7.8 [適用せず]

16.7.9 決勝で定員が 4 名、8 名、16 名のそれぞれの場合の、決勝の各ステージの競技順とレーンへの割り振りは、図 8.6(a)、8.6(b)、8.6(c)の決勝についてのものに示すとおりとする。選手はその割り当てられたレーンでのアテンプトをおこなった後、レーンを入れ替えてその 2 つ目のレーンでのアテンプトをおこなう。

例：最初にレーン A で競技した選手は、2 度目はレーン B で競技し、最初にレーン B で競技した選手は、2 度目はレーン A で競技をする。

付記：予選で 2 名以上の同着の選手がいた場合、決勝の第 1 ステージでのそれらの選手の競技順はランダムに割り振られる。[117]

16.7.10 競技の各組の勝者は、2 つのルートでの時間記録の合計が少ない選手である。

付記：1 名の選手しか、両ルートでの有効な時間記録を出さなかった場合、その選手がそのレースの勝者と見なされる。

16.7.11 あるレースで、両ルートで有効な記録を出した選手がいない場合：

i. 選手の 1 人が不正スタートをした場合、残りの選手が勝者となる。

ii. 両方の選手が不正スタートをするか墜落した場合、そのレースは引き分けとして 16.7.12 が適用される。

付記：i のケースで不戦勝になった場合で、選手がそのステージでの有効な時間記録を得るためにア

[117] 15.6.2 の付記と全く同じ文言が繰り返されている。

テンプトをおこなうことを選択し墜落した場合は ii が適用される。

16.7.12 レース後、選手が同着だった場合：

i. 同着になったのが決勝の最後の 2 つのレース（“スモール・ファイナル”と“ビッグ・ファイナル”）の場合、そのレースをやりなおす。

ii. 同着になったのがそれ以外のレースの場合、先立つステージで（必要な場合は、さらに前のステージや予選も検討して）、より速い時間記録を出している選手を勝者とする。

16.8 試登

16.8.1 試登は通常、以下のいずれかによっておこなう：

i. 予選の実施前に、予選参加資格のある各選手が、各レーンで 1 回のアテンプトを、予選の発表された競技順で行う。または

ii. 一連の独立した試登時間枠を設定し、競技会に参加している各チームに割り当てる。この場合、ジューリ・プレジデントは、試登の日程を決定し、各チームが大会会場に入る時刻と各チームに割り当てられた時間――チームの選手数に比例する――を確定しなければならない。

16.8.2 ジューリ・プレジデントは、その競技会に固有の諸条件に応じて、試登時間の期間や形式を変更することができる。

16.8.3 試登の際に、不正スタートをおこなった時の合図及び計時装置のデモンストレーションをおこなう。

16.9 競技の進行

スタート

16.9.1 全てのレースは、担当のスターター――IFSC 役員であってはならない――による明瞭な合図音で開始される。スターターは、選手からは見えない位置にいなければならない。合図音の音源は、全ての選手から等距離で、可能な限り近くに設置しなければならない。

16.9.2 ルートのスタート位置に呼び出されたら、各選手は：

i. まずスターティング･パッドを自分に適したスタート位置に 10 秒以内に置き直さねばならない。

ii. 次にビレイヤーが選手のハーネスに、15.3.5 及び 15.3.7 にしたがってロープを連結できるような体勢をとらねばならない。

iii. スターターの指示に従い、壁の前方 2m 以内の待機位置に、壁に背を向けて入らなければならない。

16.9.3 「At your marks」の指示で各選手は、片足をスターティング・パッドに置き、両手と片足を任意のスターティング・ホールドに 4 秒以内に置かなければならない。

付記：ジューリー・プレジデントまたは IFSC ジャッジは、選手が制限時間を超過した場合にイエローカードを提示することができる。

16.9.4 いかなる理由であれ、選手の準備が整った後に、スターターがスタートさせられないと判断したら、選手に準備態勢を解き再度待機場所に戻るよう命じなければならない。

16.9.5 全ての選手がスターティング・ポジションで静止したら、最後にスターターは”Ready!”と声をかけ、それに続いてただちに、計時システムを始動しなければならない。

付記：計時システムは、1 秒間隔で連続して 3 回のビープ音を鳴らす。 最初の 2 回のビープ音は同じ音色で、最後のビープ音はより高音のものとする。

16.9.6 用意ができていない場合、選手は審判に対しはっきりと手を挙げて呼びかけねばならない。“Ready!”のコール後は、スタートの指示に対する抗議は認められない。

16.9.7 選手が以下のいずれかをおこなったとスターターが判断した場合、スターターはスタートを中止しなければならない。

i. 「At your marks」の指示に従わなかった、または指示から 4 秒以内にスタートできる状態になっていなかった、または「ready」のコール後に静止しなかった；

ii. 「At your marks」の指示の後に、他の選手に対して音を立てるなどの妨害行為を行った。

（この場合、）スターターは、競技をスタートさせてはならない。ジューリ・プレジデントは、違反行為として警告をおこない、セクション 4（罰則規定）に従ってイエローカードを発行する。ジューリ・プレジデントがスターターの決定を承認しなかった場合は、選手に対して相応の注意をおこなわねばならない。

不正スタート

16.9.8 スターター（もしくは任命されたリコーラー[118]）の判断において、以下の場合に、選手は不正スタートをしたと判断される。

i. スターターが「Ready」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間にスターティング・パッドから離れた；

ii. スターターが「Ready」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間に静止していなかった；

iii. スタートの合図音に 1/10 秒以内に反応した。

付記：電気的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものと見なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、不正スタートがあったかどうかの判定には電気的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

16.9.9 選手は 1 つの大会中不正スタートをおこなった場合：

i. 不正スタートをしたレースについては、有効な時間記録は与えられず、その大会のそれ以降の参加資格を失う；

ii. 不正スタートをおこなった選手の成績は、以下のようにして決定する：

i) 予選で不正スタートをした場合、選手はそのラウンドの最下位となる；

ii) 決勝で不正スタートをおこなった選手、選手はそのステージでの最下位となる。または不正スタートをおこなったレースが競技会の最終ステージ中である場合は、その順位は 8.10 に規定するところに従って決定される：

不正スタートをしなかった選手は、当該ステージでそのアテンプトを完了しなければならない。

16.9.10 不正スタートがあった場合、スターターは両方または全ての選手をただちに中止させねばならない。

16.9.11 不正スタートがあったレースでは、いかなる選手であれその時間記録は有効とはならない。

アテンプトの完了

16.9.12 16.9.11 にしたがい、選手が計時パッド/スイッチを手で叩き、タイマーを停止させたら、アテンプトは完了したものとされ、有効な時間記録が与えられる。

付記：電気的機械計時システムを使用している場合、この機器による資料は通常は確定的なものと見

---

[118] 不正スタートがあった場合に、選手のアテンプトを止める役割と思われる。

なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、電気的機械計時システムによる記録が、選手が計時パッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたか否かの判定に使用されるものとする。

16.9.13 選手がタイマーを停止しなかった場合、アテンプトは完了したものとは見なされず、有効な時間記録は与えられない。電気的機械計時システムの故障が確定しない限り、再競技や追加のアテンプトは認められない。

付記：個々の選手がタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があると判断することはしない。

付記：同じルートで選手が連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、ジューリ・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、障害があった場合、ジューリ・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターにルートを登ってスィッチ/パッドを叩くよう依頼することも含む。

付記：ジューリ・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スィッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録をもって機器の障害の確証とすることはできない。

16.9.14 アテンプトが失敗とされ、有効な時間記録は残らないのは、選手が：

i. 墜落した；

ii. 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；

iii. スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた；

iv. 何らかの人工登攀をおこなった。

16.10 各ラウンド後の順位

予選

16.10.1 不正スタートについての 8.9.11 を踏まえ、選手の順位は以下のように決定される：

i. ；選手がレーン A、レーン B の両方で有効な時間記録を出した場合、両レーンの時間記録合計に基づく（合計時間が少ない方が上位）。

ii. ；選手がレーン A、レーン B の両方で有効な時間記録を得られなかった場合は、最下位となる。

決勝

16.10.2 決勝ラウンドのいずれかのステージ（準決勝及び決勝ステージも含め）で敗退した選手は、そのステージでのクライミング・タイムの合計をもとに順位付けされる。

付記：敗退した選手が有効な時間記録を得ていない場合は、15.10.3 に従いそのステージの最下位となる。

16.10.3 2 名以上の敗退した選手が、(i) それぞれの敗退したレースで有効な時間記録を得られなかった、または (ii) その敗退したステージでの有効な時間記録が同じだったかのいずれかの場合、彼らの間の序列は先立つステージ（必要な場合は予選ラウンドも含め、さらに前のステージ）での、時間記録に基づいて決定される。

16.10.4 準決勝ステージで敗退した 2 選手は、3 位と 4 位を決するレース（スモール・ファイナル）をおこない、準決勝ステージの勝者は 1 位と 2 位を決するレース（ビッグ・ファイナル）をおこなう。スモール・ファイナルは、かならずビッグ・ファイナルの開始前に完了していなければならない。

16.11 テクニカル・インシデント

16.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象である。

16.11.2 テクニカル・インシデントを認定するか否かの決定は、IFSC ジャッジ（不在の場合はジューリ・プレジデント）が、必要に応じてチーフ・ルートセッターとの協議の上でおこなう。

16.11.3 電気的機械計時システムの障害は、テクニカル・インシデントとみなされ、障害の発生したレースの選手のみに影響がある場合、また障害が修復されず障害の発生したステージの全選手に影響する場合がある；

i. 故障が修復された（例えば接続不良による障害の場合など）場合は、障害が修復され動作が確認されたらただちに再競技をおこなう；

ii. 故障が修復できない場合、ジューリ・プレジデントは、(i) 故障の発生したラウンドをキャンセルするか、あるいは（ii）障害の発生したステージの再競技を命じる。

付記：あらゆる場合に 16.4.2 の規定が適用される。すなわち、どのような場合であれ、電気的機械計時システムと手動計時が競技会の同一ステージで併用されてはならない。

テクニカル・インシデント後の処理

16.11.4 選手あるいはチーム・マネージャーが、テクニカル・インシデントが発生したと見た場合、その旨を IFSC ジャッジ（不在の場合はジューリ・プレジデント）にただちに、そして必ず次のレースの開始前に通知しなければならない。通知が、次以降のレース開始後であった場合、テクニカル・インシデントは一切認められない。

16.11.5 テクニカル・インシデントが申告あるいは確認された場合、影響を受けた全ての選手はジューリ・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらねばならない。

16.11.6 レースの選手 1 名のみに影響するテクニカル・インシデントが発生した場合；

i. 予選でテクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手のみが再競技をおこなう；

ii. テクニカル・インシデントが決勝ラウンドで発生した場合、当該レースの再競技をおこなう。

16.11.7 テクニカル・インシデントを被った選手には最低 5 分間の休憩時間[119]が与えられる。

16.12 ビデオ記録の使用

16.12.1 全ての選手のアテンプトについて、公式ビデオ記録が作製されねばならない。

16.12.2 公式ビデオの記録は、少なくとも 2 台のビデオカメラを使用し、少なくとも以下の点を記録しなければならない；

i. あらゆるレースの両レーンのスターティング・ポジション；

ii. あらゆるレースの完了時の両レーンのパッド/スィッチ；

iii. あらゆるレースの各選手のアテンプト。

16.12.3 ラウンド開始に先立ち、ジューリ・プレジデントは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジューリ・プレジデントは、ビデオカメラの位置を決定しなければな

[119] おそらく、インシデントの確認と修復が完了するまでに経過した時間が 5 分未満だった場合も、5 分間は休めるという意味と思われる。

らない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないよう、細心の注意を払わねばならない。

16.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

16.12.5 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮にいれてはならない：

i. 公式ビデオ記録

ii. ジューリ・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）

16.12.6 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジューリ・プレジデントに提出しなければならない。

16.13 抗議

16.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならならず

i. IFSC のウエブサイトにある書式、またはそれと同じ内容を記入した書面で、競技規則の中で抗議が関係する該当条項を明らかにした上で、

ii. 当該選手団の役員、またはその大会に登録された役員がない場合に限り、当該選手が署名をして提出されねばならない。

16.13.2 16.13.3 に従っておこなわれる抗議を除き、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が受諾された場合、抗議料は返金される。抗議が却下された場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

16.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。ジューリ・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

抗議の手順

16.13.4 以下についての抗議はただちに、そして次のレースの開始前に行われなければならない。

i. あらゆるレースの選手のアテンプトに関するもの（例えば、不正スタートの宣告など）；

ii. 決勝ラウンドのあらゆるレースのリザルト。

次のレースは、抗議に対する処理が決定するまで開始してはならない。このような抗議については、抗議手数料は不要である。

16.13.5 選手の順位に対する抗議は、ジューリ-プレジデントに対し、以下に従って文書でおこなわねばならない：

i. 予選あるいは準決勝に[120]ついてのあらゆる抗議は全ての公式の成績一覧が公開されてから 5 分

[120] この部分の文言は他種目のものをそのまま持ってきているが、スピードには準決勝はない。

以内に。

ii. 決勝についてのあらゆる抗議は、公式の成績一覧が公開後ただちに。

16.13.6 抗議を受けたらジューリ・プレジデントは（ジューリ・プレジデントが当初の判定に関わっている場合 IFSC デリゲイトは)、ただちにその抗議に対する対応をおこなわなければならない。

抗議が公式の成績に対するものであるなら、ジューリ・プレジデントは公式の成績が「Under Appeal（抗議判定中)」であることが、抗議がどの成績に対するものかを明らかにして、確実に告知されるよう手配する。

16.13.7 ジューリ・プレジデント（テクニカル・デリゲイトが担当した場合はテクニカル・デリゲイト）は、競技会の日程に遅延や問題を生じさせることなく抗議に対処しなければならず、そのために全ての人員や便宜を活用することができる。

16.13.8 抗議内容に関して確証が得られない場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される。文書による抗議の場合、裁定の結果は文書としてジューリ・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されねばならない。

抗議の結果

16.13.9 抗議審判団の裁定は、最終的なものでありそれに対する抗議はおこなうことができない。

16.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない

i. 予選に関する抗議については、原裁定の発表後 5 分以内に

ii. 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない。

資料 1

IFSC WORLDRANKING（WR）について

IFSC ルールに世界ランキング（WR）と言う言葉が登場する。これは、以前の CUWR（Continuous Updating World Ranking）が名称を変えたものと思われる。

これはワールドカップに限らず IFSC 公認国際大会のポイントシステムである。ワールドカップのポイントは、IFSC ルールの P.66 に一覧表があるように、1 位が 100 ポイント、2 位が 80 ポイント、3 位が 65 ポイントとなっている。ところが、IFSC のサイトのリザルトをご覧になった方はお気付きと思うが、どの大会を見ても 1 位のポイントは 100 になっていない。大体が 60 ポイント台だ。これが世界ランキングをベースにしたポイントなのである。

こうした方法を使用する理由は、出場選手の顔ぶれも参加人数も異なる大会に一律にポイントを出したのでは、選手の年間ランクが適切なものにならない、と言う理由による。たまたま、有力選手が欠場した大会の優勝と、フル・エントリーした大会の優勝では、同じ優勝でも重みが違う。そこで、各大会の出場選手の顔ぶれによって、その大会で獲得できるポイントに差をつけて計算したポイントを各大会毎に計算。過去 1 年以内に出場した全大会のポイントの合計に基づいたランキングが世界ランキングである。

さて、ある大会でのポイントの計算法だが、まずその大会に出場している選手の、その時点での世界ランキングから“field-factor”と言う係数を算出する。

1）その大会に出場する世界ランキングを持つ全選手の内、その時点の世界ランキングが 30 位までの選手について、その順位に対応するワールドカップのポイント表のポイントに 15 を加えた数値を計算する。世界ランキングが 1 位の選手は 100+15 で 115、2 位は 80+15=95……30 位は 1+15=16 と言う具合である。
仮に同着があった場合、例えば 10 位に 2 人が並んだ時は

$$\frac{(《10\text{位のポイント} = 34》 + 15) + (《11\text{位のポイント} = 31》 + 15)}{2} = 47.5$$

と言うふうに計算する(この数値をまとめた表が下の表である)。

このように計算した全出場選手のポイントを合計する。

順位	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
ポイント	115	95	80	70	66	62	58	55	52	49
比率	9.1%	7.5%	6.3%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%

順位	11.	12.	13.	14.	15.	16.	17.	18.	19.	20.
ポイント	46	43	41	39	37	35	33	31	29	27
比率	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%

順位	21.	22.	23.	24.	25.	26.	27.	28.	29.	30.	合計
ポイント	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	1268
比率	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	100%

2）世界ランキングを持つ全ての選手(その大会に出場していない選手も含め）について、ポイントを計算し合計すると、上の表にあるように(100+15)+(80+15)+(65+15)+……(3+15)+(2+15)+(1+15) = 1268 とな

る。

3）1）で得られた値を 2）の 1268 で割ったものがその大会の“field-factor”であり、その大会の各選手の順位が決定後に、各選手の順位に対応するポイント(P. 66 の表）に“field-factor”を乗じた値が、各選手のその大会での世界ランキングに基づく獲得ポイントになる。なお、小数点以下の端数については、全て小数点以下 3 桁目を四捨五入し小数点以下 2 桁までとしている。

“field-factor”は、世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば 1 になる。仮に、世界ランキングを持つ選手が一人も出場していない場合は 0 になる(そんな大会はワールドカップとして意味がないのは確かだが、仮にそんな大会があったらどうなるんだろう？)。と言うわけで、有力選手=世界ランキング保有者がたくさん出場しているほど、“field-factor”は大きく(1 に近く）なる。世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば、P.74 の表のポイントがそのまま獲得ポイントになるし、有力選手が少ないほど、獲得できるポイントは少なくなるわけだ。

さてここで問題なのは、ある大会の世界ランキングのポイントを算出するためには、過去の戦績に基づく世界ランキングのランキングが必要と言うこと。そうすると最初の世界ランキングの算出はどうやったのか？卵と鶏である。

現実の世界ランキングのシステムではリードの場合で、1991 年の 5 大会(世界選手権と 4 回のワールドカップ）について“field-factor”を 0.6 として計算したものを出発点にしていると言うことである(と言うことは 1992 年からこのシステムが使用されているということだろうか?)。

そしてもう一つ。“field-factor”算出の際に、何故ポイントに 15 を加えるか、と言うことがある。これはあくまで推測だが、ワールドカップのポイントの差が上位ほど大きいことによるのだろうと思われる。仮に、ワールドカップの各順位に与えられるポイントが等差で並んでいるようであれば、そんな必要はなくなるだろう。つまり 1 位 100 ポイント、2 位 80 ポイント、3 位 65 ポイント……と差が 10～20 ポイントもあるために、仮に 15 を加えずに計算すると、世界ランキングが上位の選手が欠場した場合に“field-factor”が必要以上に小さくなってしまうのだ。

試しに、世界ランキング 1 位の選手以外は全員出場した場合を試算してみよう。15 を加えた場合の“field-factor”は(1268-115)÷1268=0：91 であるが、15 を加えない場合、(818−100)÷818=0：88 となる。実際には出場する世界ランキングのポイント保有選手はもっと少なくなるため、影響はさらに大きくなるだろう。いかに世界ランキングで首位の選手とは言え、その選手が出ないだけで“field-factor”があまりに低くなってはまずい、と言うことだろう。

なおこのシステムは 1999 年に手直しがあったとのことで、それ以前と以後で合計する大会数やポイントを付与する人数などに違いがあるようだ。

資料 2

「リード競技でのホールドの番号付けについて」

「リード競技でのホールドの番号付けについて」という資料が IFSC から出ています。

この文書は、ジャッジがルート図上のホールドに番号を振っていく上での指針として出されたものです。日本ではルート図は通常ルートセッターが作成し、ホールド番号もセッターが振りますが、他国ではそれを審判がおこなうことになっています。審判は、自分自身がルートを設定したわけではないのですから、手順についてはわかりにくい部分もありますし、フットホールドとしてのみ使用するように付けられたホールドもあります。そのあたりは 1.4.1 のチーフ・ルートセッターの業務説明にあるように、チーフ・ルートセッターがアドバイスします。

> ハンドホールドの定義と番号付けは、2 段階のプロセスであり、それは固定的なものではなく競技会中にトポが変更されることもある。

ここでいう 2 段階のプロセスの最初の段階とは、競技開始前、セッターがルートセットを終えて、審判がトポ＝ルート図を作成した段階であり、二つ目の段階とは、競技の進行中に選手の実際のパフォーマンスを見ながら、より適正な番号付けに変更することを指しています。

先の 6.4.3 i ii)に「(評価の対象となるホールドは）選手によって積極的に使用されたもの」とありましたが、この第 2 段階はそのような場合を指しています。つまり競技開始前に振った番号に固執せず、柔軟に対応していく必要があると言うことです。

1.ハンドホールドの定義

> ルート・ジャッジは（インターナショナルルートセッター及び IFSC ジャッジの補助のもとに）選手が各ルートで使用すると予想したハンドホールドを、特定する。
>
> 注：いかなるオブジェクト（クライミングホールド、はりぼて、エッジ……）であれ、ハンドホールドとして定義することができる。オブジェクトの使用可能な部位のみを有効なハンドホールドとする。一つのオブジェクトは、複数のハンドホールドを持ちうる。これは、大きなはりぼてのみでなく、異なる箇所を保持しうる 1 個のクライミングホールドにおいても同様である（例：P.50 の説明図の No.1 と 2、No.5 と 6)。ただこのように、一つのホールドを両手で使用するだけでは、この後に出てくるデュオ・ホールドにはならない。
>
> 定義：
>
> > クライミングホールド：合成樹脂の造作物で、クライミングウォールに（手と足、両方のために）ネジまたはボルトで固定されるもの。
> >
> > ハンドホールド：クライミングホールド、及びクライミングホールドの一部分、はりぼてその他の一部分で、手で保持（クライミングに使用）しうるもの。
>
> あらゆるハンドホールドは、他のハンドホールドと明瞭に区別することができて初めて、独立したハンドホールドと見なすことができる。
>
> 注：全体にわたって似たような形状の大きなはりぼて（「コルネ」など）の場合では、しかしながら外見上の判断（例えばボルトより上であるか下であるか、など）をもってハンドホールドを分けることができる。

ここでいう「ハンドホールド」とは、リード競技において選手の成績として評価しうるもの＝独立したホ

ールド番号を振ることができるもの、という意味合いでの「ハンドホールド」です。従って「定義」では、「クライミングホールド」と「ハンドホールド」をはっきり区別しており、「ハンドホールド」は「クライミングホールド」より狭い限定された概念です。

「クライミングホールド」（はりぼてなども含めて）としては単一であっても、それに複数の手で保持できる箇所があり、それぞれの箇所の保持が、選手がさらに次のホールドを保持するためのムーブをおこなう上で必須／有効であるなら、それぞれの箇所に異なる番号を振ります。逆に保持できる箇所が何カ所あっても（場合によっては複数のホールドであっても）、どこを持ったとしても次のホールドを保持するためのムーブとしては変わらないのであれば、それらにはまとめて 1 つの番号しか与えなません。

2.ハンドホールドの番号づけ

原則 1：ルートのラインに沿って、より遠方にあるハンドホールドには高位の番号を与える

あらゆるホールドはルートのラインに沿った距離に基づいて番号付けされる。ルートセッターによって最良と推定された手順は、デュオ・ホールドとされた場合を除き、考慮されない。

注：ルートのラインは、角ばったものではなく滑らかなものである。それはトポ上に、ハンドホールドをおおまかにつなげて引かれるものである。ルートのラインは、輪になったり細かく迂回することはない。

選手が未定義のオブジェクト（フットホールドや、オブジェクトの一部分）を手でクライミングに使用した場合、そのオブジェクトはその瞬間からハンドホールドと見なされる。そのハンドホールドは、番号付けに含まれることになる。P.50 の説明図のナンバー14.5 のハンドホールドを参照されたい。

2 個のハンドホールドがルートのライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合、両ホールドは同じナンバーが与えられる。

注：例えば、選手が P.50 の説明図のナンバー20 のハンドホールドと同高度にある"フットホールド"（事前にはハンドホールドとはされていない）を使用したら、このフットホールドはハンドホールドとなり、ナンバー20 が与えられる。

「原則 1：」にあるのは、ホールド番号はルートのラインに沿って、低い位置にあるホールドから順番に振っていくと言うことです。ルートのラインに沿ってと言うことですから（トラバースの箇所では例外が出ますが）、見た目で高い位置にあるホールドには、より大きな番号が振られるということです。この時、セッターが設定時に想定したムーブでは、より低い位置にあるホールドを後に使う（よりホールド番号が大きくなる）と言うことであっても、それは「考慮しない」、としています。

これは、選手が必ずしもセッターの想定したムーブで登るとは限らないからです。セッターの想定した手順で登ろうが、それとは異なる手順で登ろうが、登ったと言う事実に違いはありません。そうである以上、見た目の上でより上に位置するホールドに高い数字を与えた方が、観客や選手にはわかりやすい、と言うことです。

ただし、それだけではやはり、うまく処理できないケースがでてきます。そのために考えられたのが、次の「**原則 2**：」にある「デュオ・ホールド」という概念です。

原則 2：デュオ・ホールド

デュオ・ホールドには 3 つの場合が存在する：

1. 持ち替え（P.50 の説明図の 8／9 を参照）

このタイプのデュオ・ホールドは、必ず両手で使わなければ登れない、大きめのクライミングホー

ルドの場合に指定される。

注：両手で保持しうる大きめのクライミングホールドでも、そうする必要の無いものはデュオ・ホールドとは見なされない。また両手で保持することが必須であっても、

1 保持する部位が明確に区別され、

2 その位置関係がルートのラインに沿って異なる高さ／距離にあり、

3 高い／遠いホールドを先に保持する可能性がない場合

はデュオ・ホールド指定することはなく、単に保持するそれぞれの部位に異なるホールド番号を振るのみである（例：P.50 の説明図の No.1 と 2 のホールド）。P.50 の説明図の No.8／9 のホールドの場合は、左右の手で保持する部位が連続的で区別できないため、デュオ・ホールドとなる。

2. 同高度にある 2 つのホールド（P.50 の説明図の 16／17 を参照）

このタイプのデュオ・ホールドは、2 つの異なるハンドホールドがアクシスに沿って地面から等距離にあり、その両方ともを必ず使用しなければ登れない場合に指定される。

3. 2 つのハンドホールド（例：一つは順ホールドで、もうひとつはアンダークリング（P.50）の説明図の 11／12 を参照）。このタイプのデュオ・ホールドは、以下の二つの条件が重なった場合に指定される：

a 近接して（隣り合って、または上下に）ハンドホールドが設置され、選手は登るために必ず両方のハンドホールドを使用する必要がある。

b クライマーの何人かはおそらく（あるいは確実に）、ルートのアクシスに沿った距離に基づくホールドの番号付けとは相容れない手順で登ると思われる時。（例：より高い／遠いハンドホールドを最初に、その後に低い／近いハンドホールドを使う）

注：デュオ・ホールドは、ハンドホールドの順序を改変する方策である。このルールは充分に注意して使用すること。上に挙げた「必ず」とされている基準が満たされていることが肝要である。

デュオ・ホールドは 2 個の近接したハンドホールド、もしくは 2 箇所保持できる箇所のあるクライミングホールド（2 個のハンドホールドを持つ 1 個のクライミングホールド）について、

1：その 2 個のハンドホールドの両方を保持しなければ、それよりも先に進むことが出来ない

2：それらのホールドを使用する順番が複数存在しうる

場合に適用するものです。

デュオ・ホールドでは、2 個のホールドに一括して 2 つの数字を振ります。その上で、そのどちらかのホールドを保持したら小さい方の数字が成績となり、両方のホールドを同時に両方の手で保持したら大きい方の数字が成績となります。ルート図上では、2 つのホールドを○でかこみ、ホールド番号は例えば「11／12」と言う風にスラッシュで区切って記入します（P.50 の説明図を参照）。

さてデュオ・ホールドには、3 つのパターンがあります。最初の 2 つ「持ち替え」と「同高度にある 2 つのホールド」はわかりやすいでしょう。いずれも単純に片方を保持したら、小さい方の数字、両方を両手で保持したら大きい方の数字を成績とします。

ただし、これらは必ず先の 2 つの条件を満たした場合にのみ適用されるということで、持ち替えの場合は、ただ両手で保持できるだけでは、デュオ・ホールドにはなりませんし、同高度にある 2 つのホールドの場合も同じです。前者は両手で持たなければ、後者はその両方を保持しなければ先に進めないことが条件になります。両方使った方がムーブ的に容易であると言うだけでは、デュオ・ホールドにはなりません。

注意しなければならないのは最後の 3 のケースです。この場合も先の 1、2 と考え方は同じですが、見かけ

上は上下に分かれたホールドが対象であるだけに、慣れないと判断にとまどいます。

11 と 12 のホールドがデュオ・ホールドになっているとして、各ケースを説明します。まず、上下に並んだ 2 個のホールドの内、どちらかを保持したら、それが上のホールドだろうが下のホールドだろうが小さい方の数字（11）を成績にします。したがって先に下のホールドを右手で保持すると、11 の保持＝11 ノーマルです。

重要なのは、**その後で右手を送って、同じ右手で上のホールドを保持しても成績は同じ 11 で変わらない**と言うことです。これは、**片方の手でしかホールドを保持していないから**です。デュオ・ホールドでは、両方のホールドを両手で同時に保持した状態になって初めて、大きい方の数字が与えられるわけですから、先に下のホールドを保持しても上のホールドを保持しても成績は同じです。下のホールドを保持した上で、同じ手を送って上のホールドを保持しても、状態としてはあくまで片手でしか保持していませんから、それは先に上のホールドを保持した場合と同じことにしかならないのです。

デュオ・ホールドが 11／12 で、上のホールドが順ホールド、下のホールドがアンダークリング、その手前の 10 が右手保持という例で、色々なパターンを列挙してみましたので、参考にして下さい。

手前のホールド(10)	下のホールド（アンダークリング）	上のホールド（順ホールド）	成績	
右手	左手タッチ	----------	10＋	先に下のホールドを保持（タ
	左手保持	----------	11	
	左手保持→	左手保持	11	
	左手保持→	右手タッチ	11＋	
	左手保持→	右手保持	12	
	----------	左手タッチ	11－	先に上のホールドを保持（タ
	----------	左手保持	11	
	左手保持	←左手保持	11	
	右手タッチ	←左手保持	11＋	
	右手保持	←左手保持	12	

原則 3：トポは固定的なものではない

競技中に、（何人かの）クライマーが競技会前に予期されたものとは異なる手順で登ったことが明らかになった場合、ルートのラインと、デュオ・ホールドの適用は見直されねばならない。その結果、ホールドの番号付けも変更が必要になることがありうる。

例：選手がデュオ・ホールドの 2 つのハンドホールドの一方のみで、あるいは片手のみでそのセクションを通過できることを示した場合は、デュオ・ホールドの適用は見直されねばならない。

原則３は、先にも述べたことですが、競技の進行中に選手の実際の行動に即して、ホールドの番号付けは変動する可能性があると言うことです。デュオ・ホールドに指定されたホールドであっても、誰かがそのうちの一方のホールドのみで登ってしまったら、デュオ・ホールドの指定を解除する、となっています。確かにデュオ・ホールドとしての要件が消えたわけですから、仕方ないのかもしれませんが、選手が「火事場の馬鹿力」でやってしまったような場合でもそうなるというのは、引っかかるところです。

さてデュオ・ホールドを解除した場合の扱いですが、原則２の「1　持ち替え」と「2　同高度にある２つのホールド」は原則１の「2 個のハンドホールドがルートのライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合」に該当することになります。つまり、そのいずれを保持しても、片方だけでも両方でも同じ成績で、デュオ・ホールドとして与えられていた数字の一方は「欠番」になります。ただ、その両方を両手で保持した選手について、＋を付ける余地はありうるかもしれませんが、最近のように＋（Used）の基準がシビアになっている現状を考えると微妙です。
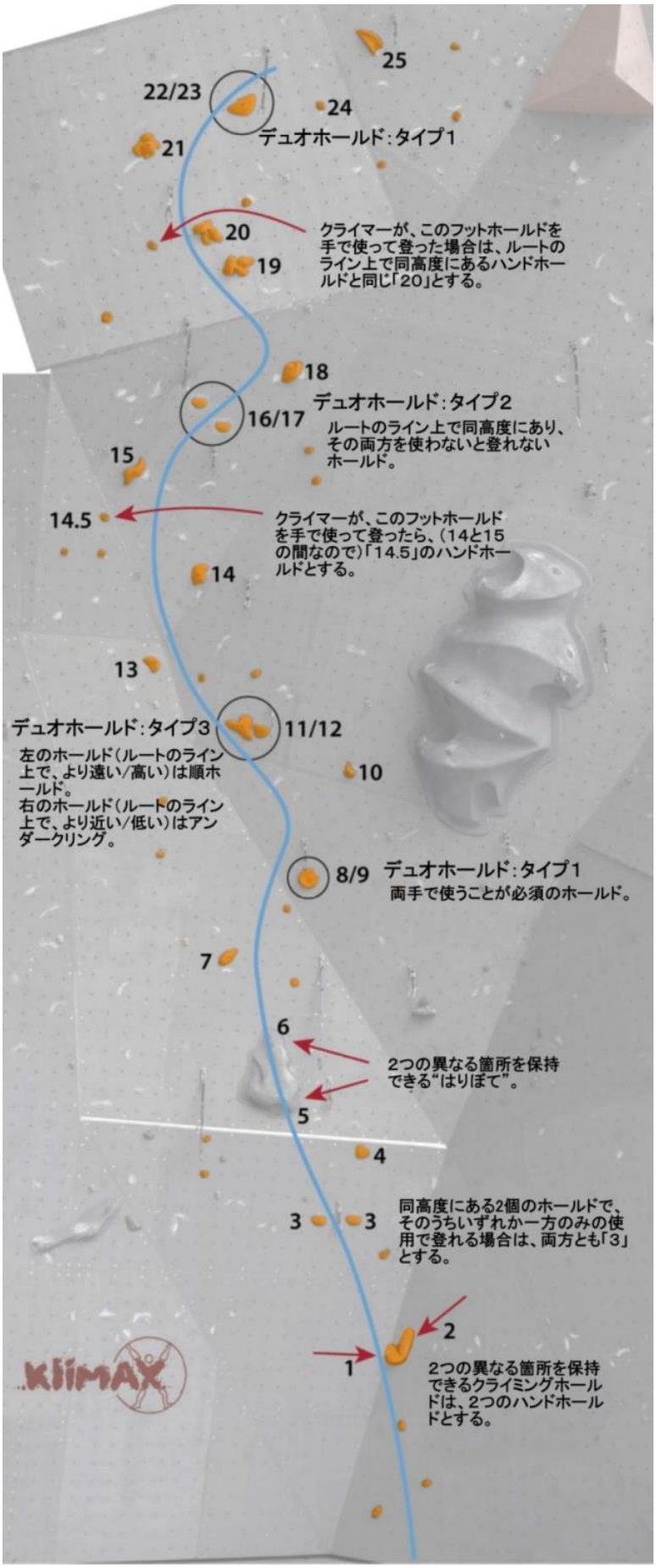
また原則２の「3　２つのハンドホールド」のケースでは、ルートのラインに沿って下位のホールドに小さい方の番号、上位のホールドに大きい方の番号が固定的に与えられることになるでしょう。